

会 議 録

令 和 元 年 第 4 回 定 例 会

会期：令和元年 12月 4日
令和元年 12月 18日
(15日間)

小 海 町 議 会

第4回定例会会議録目次

議事日程等	2
-------	---

第1日（招集、上程、説明、議案質疑、採決、委員会付託）

招集あいさつ・報告	7
同意第4号（農業委員会の委員の任命同意）	13
議案第41号（南佐久環境衛生組合理約変更等）	16
議案第42号～48号（条例）	17
議案第49号～53号（補正予算）	20
陳情・請願等	33

第6日（一般質問）

第10番 井出 薫 議員	37
第7番 篠原 伸男 議員	47
第9番 的埜美香子 議員	59
第5番 小池 捨吉 議員	70
第2番 渡辺 均 議員	77
第11番 新津 孝徳 議員	91

第15日（委員長報告、討論、採決、追加議案）

議案第42号～48号（条例改正）	101
議案第49号～53号（補正予算）	106
陳情第12号	109
議案第54号（事件議決）	109

署名	114
----	-----

令和元年 第 4 回
小海町議会定例会議事日程

開会年月日時	令和元年12月 4日 午前10時00分	
閉会年月日時	令和元年12月18日 午後 4時03分	
開会の場所	小海町議会議場	
議件番号	付 議 件 名	審議結果
	開会宣言	
	会議録署名議員の指名 第4番議員、第5番議員	
	会期の決定 (1) 会期 自 令和元年12月 4日 至 令和元年12月18日 15日間	
	町長招集あいさつ	
	諸般の報告 (1) 議長の報告 (2) その他の議員の報告	
	行政報告 (1) 町長の報告 (2) その他の報告	
同意第 4号	小海町農業委員会の委員の任命同意について	同意
議案第41号	南佐久環境衛生組合格約の変更について	原案可決
議案第42号	議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第43号	特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第44号	特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第45号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第46号	特別職の職員で常勤の者等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第47号	職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第48号	小海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	〃

議案第49号	令和元年度小海町一般会計補正予算（第5号）について	原案可決
議案第50号	令和元年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について	〃
議案第51号	令和元年度小海町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について	〃
議案第52号	令和元年度小海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	〃
議案第53号	令和元年度小海町水道事業会計補正予算（第1号）について	〃
陳情第12号	最低制限価格の設定に関する陳情書	継続審査

《追加議案》

議案第54号	第6次小海町長期振興計画について	原案可決
--------	------------------	------

会議の顛末	令和元年12月 4日 午前10時00分に始め
	令和元年12月18日 午後 4時03分に終る

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職、氏名	町 長 黒澤 弘 会計管理者 井出 敦
	副 町 長 篠原 宏 子育て支援課長 黒澤五雄
	教 育 長 中島行男 教育次長 吉澤君雄
	総 務 課 長 井上晴正 観光交流センター所長 井出雄一
	町 民 課 長 井出三彦 やすらぎ園所長 井出宗則
	産業建設課長 井出 浩
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 井出直人
	書 記 池田知美

会議開会日及び議員の出欠

議席番号	氏 名	12/4	12/9	12/10	12/12	12/12	12/13	12/13	12/18
第1番	古谷 恒晴	○	○	○	—	○	○	○	○
第2番	渡辺 均	○	○	○	○	○	—	○	○
第3番	井出 幸実	○	○	○	—	○	○	○	○
第4番	井上 一郎	○	○	○	—	○	○	○	○
第5番	小池 捨吉	○	○	○	○	○	—	○	○
第6番	有坂 辰六	○	○	○	—	○	○	○	○
第7番	篠原 伸男	○	○	○	○	○	—	○	○
第8番	篠原 義従	○	○	○	○	○	—	○	○
第9番	的埜美香子	○	○	○	—	○	○	○	○
第10番	井出 薫	○	○	○	○	○	—	○	○
第11番	新津 孝徳	○	○	○	○	○	—	○	○
第12番	鷹野弥洲年	○	○	○	○	○	○	○	○
計		12	12	12	7	12	6	12	12
地方自治法第123条第2項の規定による会議録署名議員		第 4 番 井上 一郎 議員							
		第 5 番 小池 捨吉 議員							

令和元年第4回

小海町議会定例会会議録

「第1日」

* 開会年月日時 令和元年12月4日 午前10時00分

* 閉会年月日時 令和元年12月4日 午後 3時40分

* 開会の場所 小海町議会議場

会議の経過

○ 開 会

議長

皆さんおはようございます。令和元年第4回定例会の開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。5月に新しい元号に改元されました令和元年も早12月となり師走の慌ただしい時期となりました。この1年を振り返ってみますと何か大変な1年であったように感じられます。特に自然災害が多く発生致しました。西日本豪雨災害、長雨による被害、台風15号による千葉県を中心に発生した強風災害、そして台風19号により長野県や関東東北地方で河川の氾濫など甚大な災害が発生致しました。当小海町におきましても河川の堤防の崩落や住宅への浸水被害、道路、農地などに大きな被害がもたらされました。そしてこの一連の災害により全国各地で多くの方々が亡くられました。犠牲になられた方々に心よりお悔やみを申し上げますと共にそれぞれの被災された皆様方にお見舞いを申し上げます。そして国内外に目を向けますと政情の不安定さが目につきます。日韓関係の悪化、米中貿易摩擦に起因する世界経済の低迷、北朝鮮問題、イラン情勢、更には香港の民主化運動の騒動など憂慮される課題が山積しているように思われます。令和に込められた穏やかな時代への期待とは裏腹に大変な1年であったように感じられます。このように多難な年の瀬に開催されます令和元年第4回定例会であります。先程申し上げました台風19号の災害復旧関連の補正予算を始め、条例の改正、そして新たに制定される第6次長期振興計画などについて審議をお願いするものであります。議員各位におかれましては適切な審議と円滑な議事進行にご協力をお願い致します。只今の出席議員数は11人です。3番井出幸実議員は所用の為遅れるとの連絡がありました。定足数に達しておりますのでただ今から令和元年第4回小海

	町議会定例会を開会致します。これから本日の会議を開きます。
<u>日程第1 会議録署名議員の指名</u>	
議 長	日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。 本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において第4番井上一郎君 及び 第5番小池捨吉君を指名致します。
<u>日程第2 会期の決定</u>	
議 長	日程第2、「会期の決定」についてを議題といたします。 本定例会の運営につきまして、去る11月19日に議会運営委員会を開催し、協議をしておりますので、その結果を議会運営委員長から報告を求めます。議会運営委員長井上一郎君。
議会運営 委員長	ご報告いたします。 本日招集の令和元年第4回小海町議会定例会の運営につきましては、去る11月19日に議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。本定例会に付議される案件は人事案1件、規約変更案1件、条例等改正案6件、補正予算案5件、陳情1件の合計14件であり、会期は本日より12月18日までの15日間とする案を作成いたしました。一般質問の通告は、本日午後5時までとします。但し質疑が5時を過ぎた場合には質疑終了後としますので、よろしくご協力の程をお願い申し上げます。会期中の日程につきましては、定例会の会期中に、全議員による現地視察及び全員協議会を開催いたします。今のところ、一般質問が1日で済めば10日午前10時から、合同現地視察および全員協議会を開催する予定ですので、ご承知おき下さい。なお、本日の昼休み12時30分から議会運営委員会および各常任委員長の合同会議を開催しますので、併せてよろしくお願い申し上げます。以上でございます。
議 長	お諮りいたします。 本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告がありましたとおり、本日から12月18日までの15日間にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。
(異議なしの声)	

<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。 したがって本定例会の会期は、本日から12月18日までの15日間と決定致しました。なお、本日の議事日程はお手元に配布申し上げたとおりであります。</p>
<p><u>日程第3 町長招集あいさつ</u></p>	
<p>議 長</p>	<p>日程第3、町長より招集あいさつをお願いします。黒澤町長。</p>
<p>町 長</p>	<p>皆様おはようございます。本年最後の第4回議会定例会にあたりまして、招集のご挨拶と提出案件の概要につきましてご説明を申し上げます。 本日は令和元年第4回定例会をご案内申し上げましたところ、議員の皆様方には大変お忙しい中ご参集いただきまして、定刻に議会が開会できましたことに対しまして心より厚く御礼申し上げます。天皇のご即位により新たな時代となった令和元年も余すところ1ヶ月を切り、皆様におかれましてもお忙しい日々をお過ごしのことと存じます。 私も就任から1年8ヶ月余りが過ぎましたが、先般の台風19号の襲来では、町民の皆様の生命と財産を守る責任のある立場として、本当にその責任の重さを改めて思い知らされる経験をいたしました。言うまでもありませんが、自治体の長の判断は町民の生命を左右する程重大な判断となります。今回の台風では、空振りを恐れることなく、予想される最大の被害を想定した行動をとることの重要性を痛感いたしました。区長さん方をはじめ消防団の皆様、そして関係したすべての皆様の素早い対応のお陰で、人的被害がありませんでした。心より感謝申し上げたいと思います。その一方で、床上浸水が4件、床下浸水10件、倉庫の崩落1件、工場等の浸水7件等、また、農地などの崩落や土砂流入などの被害に遭われた皆さんも大勢おいでになります。今議会でもお願いいたします補正予算でも関連予算を計上してありますが、町といたしましてはできる限り早期に復旧工事等を行っていきたくと考えています。今月の11日からは農林関係、16日からは土木関係の災害査定が予定されています。政府は、令和元年度一般会計の予備費 1,316 億円の使用を11月8日閣議決定し、災害復旧事業の地方負担額について、災害復旧事業債により財政措置を講じることといたしました。当町としても国の補助災害として認められなかったものにつきましても、町単でできる範囲で対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。</p>

次に町の今シーズンの農業ですが、今年の気象は昨年とは打って変わって梅雨明けが遅く、その間低温が続き、平成5年に起きた平成の米騒動の再来かと思われましたが、7月29日の梅雨明け以降の猛暑のお陰で、米については何とか遅れを取り戻したようです。しかし後程産建課長からもご報告させていただきますが、野菜類の販売額につきましては対前年比83%で、約5億円ほど少なく23億5,500万円、花卉については対前年比78%の1億4,700万円ということで、農家の皆様にとってはご苦勞が報われない大変な年になってしまいました。農家の減少は即農地の荒廃化につながるような状況になっておりますので、高齢になっても農業を続けられるような省力品目の導入など、早急な対応が求められてきております。

また、今年の秋は異常ともいえる温かさで、生活するには大変ありがたいわけですが、当町のように寒さを利用した産業もある中では、今後の天候の推移が気にかかるところでございます。長期予報では、1月まで暖冬で降雪量も少ないという予報も出ており、スキー、スケート、ワカサギ釣りなどの観光産業への影響も懸念されます。スケートセンターは予定通り11月9日にオープンいたしました。気温が高いため朝晩のみの利用としております。現在選手の皆さんは大会に向けて一生懸命練習に打ち込んでおります。議会中にも町長杯及び松原湖スケート大会が開催されますが、議員の皆様のご応援をよろしくお願いいたします。また、新年早々成人式、新年祝賀会、消防団の出初式と行事が盛り沢山でございますけれども、重ねてお願い申し上げたいと思います。

それでは続きまして、本定例会にご提案を申し上げました議案につきまして、議事日程番号順に総括的なご説明を申し上げます。

同意第4号 小海町農業委員会委員の任命同意につきましては、令和2年1月31日で任期を迎える農業委員を新たに任命することの同意をいただくものでございます。

議案第41号 南佐久環境衛生組合理約の変更につきましては、令和2年4月1日から南佐久環境衛生組合の公共下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用するため、規約の一部を変更するものでございます。次に議案第42号の議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院勧告及び特別職報酬等審議会の答申に伴い議会議員の期末手当の支給率を0.05月分引き上げるものでございます。

次に議案第43号の特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、非常勤の特別職のうち、

識見を有する監査委員の報酬月額を4,000円引き上げるものと、農業委員の報酬に人・農地プランに係る活動の報酬を上乗せして支給することを可能にする文言を追加する改定を行うものであります。

次に議案第44号 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院勧告及び特別職報酬等審議会の答申に伴い、町長、副町長、教育長の期末手当の支給率を0.05月分引き上げるものでございます。

次に議案第45号の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院勧告に伴い、一般職の給料表及び勤勉手当等を改正するものでございます。給料表は平成31年4月に遡って平均0.1%引き上げ、勤勉手当を0.05月分引き上げるものでございます。

次に議案第46号の特別職の職員で常勤の者の旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましては、県外の宿泊料を2,000円引き上げ14,000円とするものであります。これに伴い議員の皆様の旅費についても同額になります。

次に議案第47号の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましては、特別職と同じく、県外の宿泊料を2,000円引き上げ14,000円とするものであります。

次に議案第48号の小海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、国民健康保険税条例第2条第1項に定める課税額の定義について、財政責任主体が都道府県になることに伴う変更がなされていないため条例を改正するものであります。

次に議案第49号の令和元年度小海町一般会計補正予算(第5号)につきましては、歳入歳出の総額にそれぞれ606,118千円を追加し、総額で4,780,757千円とするものでございます。歳入の主な要因につきましては、町税で5,000千円増額、地方特例交付金で1,969千円増額、普通交付税で40,386千円増額、分担金及び負担金で2,627千円増額、民生費国庫負担金で216千円増額、災害復旧国庫負担金で172,000千円増額、国庫補助金で7,000千円減額、国庫委託金で165千円増額、災害復旧に関わる県支出金などで331,502千円増額、寄付金で500千円増額、基金繰入金で32,000千円減額、諸収入で550千円増額、過疎対策事業債、災害復旧事業債などで91,038千円増額などを見込みました。歳出の主な要因につきましては、議会費では旅費の精算などで1,672千円の減額、総務費では大畑町営住宅解体工事や移動販売車の購入費精算、選挙費の精算などで9,396千円の減額、民生費では、町民生活応援事業で4,500千円の増額、特別会計への繰出金が1,279千円の増額、加工施設工事費等で

	<p>21,922千円の減額、災害救助費で1,930千円の増額、農林水産費では、第5回臨時会で陳情が採択されたJA予冷库改築補助金が19,700千円の増額、商工費では、店舗新築等助成金、八峰の湯運営費などで7,512千円の増額、土木費では、川久保八那池線の電柱移転補償費が7,500千円の減額、災害復旧費では、公共土木施設災害復旧で218,000千円、農林施設災害復旧で389,350千円それぞれ増額、また、全体として給与、報酬改正関係費で2,545千円を減額いたしました。</p> <p>次に議案第50号の令和元年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、歳入歳出の総額に3,208千円を追加し、総額を589,615千円とするものでございます。主な要因は、保険者努力支援制度交付金と保険基盤安定繰入金の増によるものです。</p> <p>次に議案第51号の令和元年度小海町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、歳入歳出の総額に2,013千円を追加し、総額を697,178千円とするものでございます。主な要因は介護サービス給付費の増によるもので、財源として支払基金交付金などを見込んでいます。</p> <p>次に議案第52号の令和元年度小海町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出の総額にそれぞれ2,582千円を追加し、総額を76,276千円とするものでございます。主な要因は、本算定による保険料の増額によるものです。</p> <p>次に議案第53号の令和元年度小海町水道事業会計補正予算(第1号)につきましては、収益的支出で、人事異動・給与改定による人件費の減額をするものでございます。</p> <p>以上、本定例会に提案いたしました議案についてその概要説明を申し上げます。よろしくご審議を賜り、可決決定をお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。</p>
<p>日程第4 諸般の報告</p>	
<p>議長</p>	<p>日程第4、「諸般の報告」を行います。</p> <p>議長としての報告事項は、議事日程つづりの4ページ、5ページに申し上げますので、ご確認の程をお願いいたします。尚、お手元に配布してありますが、去る11月15日に渡辺均氏より住民監査請求があり、監査委員より議長宛に通知がありましたので報告をします。その他、報告事項のある方はお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で「諸般の報告」を終わります。</p>

日程第 5 行政報告

議 長	<p>日程第 5、「行政報告」を行います。</p> <p>町長から行政報告をお願いします。黒澤町長。</p>
町 長	<p>それでは 5 点につきまして行政報告いたします。</p> <p>第 1 点目ですが、10 月 25 日から 27 日にかけて、北八ヶ岳・こうみ星と自然のフェスタがリエックスを会場に開催され、延べ 1,200 名を超える皆さんにお越しいただきました。3 年目となります今回は、100%とはいきませんが天候にも恵まれ、星の観察も行うことができ参加者には大変喜んでいただきました。2 日目の 26 日には紅葉ウォークも同時開催し、160 名余りの皆様が松原湖高原の紅葉を満喫いたしました。2 点目といたしまして、10 月 31 日には小海高校生による模擬議会を開催し、13 名の皆さんによる一般質問が行われました。様々な意見が出されましたが、中でも通学路などの防犯灯が少ないため、夜間の帰宅などの時に不安を感じるというご意見をいただきましたので、現在策定中の第 6 次長期振興計画の予算額を増額し、希望に沿った整備を行っていきたいと考えています。次に 3 点目としまして、11 月 9 日に台風 19 号に伴う各対応の検証会を実施しました。各区長さんをはじめ消防団、警察、消防署、病院など関係した皆さん約 70 名ほどにお集まりいただき、今後の教訓にすべく検証を行いました。避難所が川西だけだったというようなご意見もいただきましたので、今後川東側ではどこが望ましいかなども検討し、災害対応マニュアルの見直しも行ってまいります。</p> <p>なお、今回の災害は災害救助法の適用を受けたということで、今後災害義援金も配分されるようであります。これにつきましては今後義援金配分委員会を設置し、被害に遭われた皆様に義援金の配分を行ってまいります。4 点目としまして、このところ毎年いただいておりますが、本年も遠藤章雄さんから 50 万円の指定寄付金をいただきました。今回お願い申し上げます 5 号補正にも計上させていただいておりますが、子育て支援に充当してまいります。最後 5 点目としまして、先般 27 日ですが、全国町村長大会が開催され参加いたしました。新聞でも報道され皆様もご存じのことと思いますが、総務省の研究会が将来の人口減少を見据え、複数の市町村で構成する「圏域」を新たな行政主体として法制化するという構想に、平成の大合併の教訓を踏まえ、構想に反対する特別決議を採択しました。</p> <p>以上 5 点行政報告といたします。</p>
議 長	<p>以上で町長の報告を終わります。</p> <p>他に、行政報告がありましたらお願い致します。</p>

	<p>教育長 【中学校組合議会第2回定例会の報告】</p> <p>総務課長 【空家等対策協議会の報告】</p> <p> 【小海町長期振興計画審議会の報告】</p> <p> 【特別職報酬等審議会の報告】</p> <p>町民課長 【小海町介護保険懇話会の報告】</p> <p> 【小海町交通政策審議会の報告】</p> <p>産業建設課長 【野菜、花卉の販売状況についての報告】</p> <p>生涯学習課長 【小海町高原美術館協議会の報告】</p>
議 長	<p>以上で「行政報告」を終わります。</p> <p>本日、会議事件説明のため出席を求めた者は、町長・副町長・教育長・代表監査委員・会計管理者・各課長・教育次長、所長であります。</p> <p>ここで議会事務局長より発言を求められておりますのでこれを許します。井出議会事務局長。</p>
議会事務局長	<p>ここで第11番新津議員と第9番的埜議員へ長野県町村議会議長会より自治功労者として表彰状が贈られましたのでご報告させていただきます。恐れ入りますが鷹野議長より新津議員及び的埜議員へ表彰状の贈呈をお願いいたします。それでは新津議員、的埜議員前の方へお願いいたします。</p>
	(表彰状の贈呈)
議会事務局長	<p>ありがとうございました。恐れ入りますが新津議員、的埜議員より一言ご挨拶をお願いできればと思います。最初に新津議員よりお願いします。</p>
11番議員	<p>一言ご挨拶を申し上げます。ただ今は10年…議員になって10年の経過があったということでこのような表彰状を頂きましたけれども縁がありまして10年間、一緒に活動をして頂きました、そしてまたご指導頂きました議員の皆様、そしてまた町職員の皆様にこの機会をお借りしましてまず御礼をしたいと思います。大変どうもありがとうございました。10年ということが長いかどうかということもございますけれどもやはり10年経ってみまして自分なりに自分の哲学に恥じることなく議員活動ができたのか、また町に対しましても自分なりの対峙が出来てきたのかそれを改めて考えさせていただく機会にしたいと思います。以上であります。大変ありがとうございました。</p>
議会事務局長	<p>ありがとうございました。続きまして的埜議員よりお願いいたします。</p>
9番議員	<p>本日はこのような機会を誠に恐縮でございます。孝徳議員からもありましたが、10年という月日はあっという間で、しかし振り返ってみますという色々なことがあったなあと思ひ出されます。一番印象に残ってい</p>

	<p>るのは1期目の1番最初の小学校の統合問題であります。あの時は本当に議会、議員を二分する大事態になって私も泣きながら賛成討論をしたのを覚えています。しかしその後もずっと私の中で引きずった問題で、中々立ち直れなかったということもあるんですが、そんな中でも町民の声をやっぱり第一に考え、町民の中にしっかり入って要望、要求実現のために頑張っていくということをその時も改めて決意し、その後もそういった自分の一番大事にしていることを大切にしながらやってきました。今後の活動もやはり町民の中にしっかり入って行って要求を聞いて要望実現のために頑張っていきたいと思います。また今後ともよろしくお願ひします。今日はありがとうございました。</p>
議会事務局長	<p>ありがとうございました。両議員は席の方へお戻りください。以上でございます。</p>
議長	<p>ここで休憩と致します。11時05分まで休憩と致します。 (ときに10時48分)</p>
<p><u>○ 議案の上程</u></p>	
議長	<p>再開致します。 (ときに11時05分) これより議案の上程をいたしますが、本日は議事日程のとおり、同意第4号から議案第41号につきましては上程から採決まで、議案第42号から陳情第12号につきましては上程から付託までといたします。それでは、順次議案を上程いたします。</p>
<p><u>日程第6「同意第4号」</u></p>	
議長	<p>日程第6、同意第4号 「小海町農業委員会の委員の任命同意について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。</p>
<p>(事務局長朗読)</p>	
議長	<p>朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。</p>
<p>(町長説明)</p>	
議長	<p>説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いいたします。</p>
10番議員	<p>農業委員会の委員の任命でありますけれども制度が変わりましてこれまでとはやり方も変わってきているわけでありますけれども推薦で選</p>

	<p>ばれてきているんですけれども推薦の過程だとか或いは農業委員はそれぞれの地域の中での役割があり担当地域というような形も事実上の仕事の中では起きてくるわけでありましてけれどもそういった説明、また現役なのか新人なのかという点でもこの資料でいきなり提案をして頂いて任命をと言われても少し忙しい話ではないかともう少し親切丁寧な説明をお願いしたいと思います。</p>
産業建設課長	<p>それでは農業委員会の委員の任命の関係でご説明をさせていただきます。それでは現農業委員の皆さんはの中で1番本間川の篠原雄市さん、2番馬流の篠原満さん、3番稲子の菊池敬治さん、13番八那池の小池良男さん、14番、馬流の渡辺佳子さん以上5名が現役の農業委員さんであります。推薦につきましては農業委員の今やられている地区の所の各区長さん等から推薦を頂いております。JAからの推薦1名ということで10番の篠原富男さん、農業認定者ですけれども農協推薦といったような状況になっておりますのでよろしくお願いをしたいと思います。以上です。</p>
10番議員	<p>今の委員さんの区長さんの推薦からということでありましてけれども例えば本間などは今回おらないというような話ですけれどもそこいら辺やなんかもどのように変わってきたのかとそういったこうもう少し突っ込んださあ、ねえ見ればまあきっと宮下の方が今度は本間の方も担当してやるんじゃないかという風に想像はできますけれどもやはり本来なら、やはりそういったことをキチンとね、今までは全協をちゃんと持って全協で推薦名簿を出してそういう細かい具体的な話もやった上で提案されてくるというのが私は今までの流れだったという風に思うんですよ、ですからまあ今言ったようにそれぞれの委員さんが区長さんから推薦ということですのでけれどもいわゆる担当っていうですかね、そういう部分が私はあると思うんですけれどもそういった部分の説明も含めてやっていただきたいという風に思います。</p>
産業建設課長	<p>ただ今申された通り本間の関係につきましては本間・宮下が一地区、馬流全区、稲子・芦平、本村・中村・大州、親沢・川平、松原、小海原・箕輪・芦谷・大畑だったかな、卒道が三区、鎰掛、溝の原が五箇と一緒です。土村が全区です。最後の14番の渡辺さんについては商工会の推薦ということでありまして。あれでしたらまた地区担当地区につきましてはまた別紙にしてお配りをしたいと思いますよろしいでしょうか。</p>
議長	<p>よろしいですか。2番渡辺均君。</p>
2番議員	<p>私も初めてメンバー見まして、思いついたことを申し上げるわけなんです、1点は農業振興ということが大きな眼目になりますので町の農業</p>

	<p>振興の1つの方策として直売加工所の運営があります。で、これに与するどのような識見を持った人がここに入っておられるのか物自体を提供している方がどれだけいて、直売所の加工事業を通じた地産地消事業にどういった見解を持つ人がこの中におられるのか1点お聞きしたい。それから直売加工の中では有機農業などの個性的な農業で付加価値を高めようという方針がありますがこの中に有機農業等に関わる識見を持った方がいるのかどうか3番目に体験交流型ということで親沢地区にもその手の体験、滞在型施設もできます。そういったことに対する識見を持った方がどこにどのようにおられるのか以上3点の農業振興に関わる識見を持った方がどこにおられるのかご説明をお願いします。</p>
産業建設課長	<p>それではお答えをさせていただきます。この中で直売所にどのくらいの生産物を出しているかという点につきましては手持ちの資料がございませんので後程お答えをさせて頂ければと思っております。またこの中で有機農家はいるかといったようなところですがその点についても後程お答えをさせて頂きたいと思えます。</p>
副町長	<p>私の方からお答えさせていただきますけれども、町の条例、規則の中にですね「小海町農業委員会の委員の任命に関する規則」というのがございまして、その中に小海町の農業委員会の任命はこうやってすると細かく書いてありましてその中に最後の別紙の方で、先程言いましたように本間上・本間下・宮下地区から1名とかそういう13名を選ぶ地区名の基準は決まっております。その中に農業団体からの推薦というのも入っていますし、条例の中にも商工会…農業と関係ない人を1名というのが決まっております。こういう規則とか国の法律である程度決まっておりますので実績云々で決めるのではなくて地区からの代表と、できれば認定農業者をなるべく多くと、婦人の方を多くとかそういう国からの指導等がありますけれども、いずれそういう規則に基づいてやってきてるということでご理解をお願いします。</p>
2番議員	<p>もちろんそういった規則等に従いながらですね事業成果の実効性を担保する上では今私が申し上げたようなことについての配慮というのは必要ではないかと思うんですがその辺は如何なんでしょうか。</p>
副町長	<p>そこまでは中々配慮が出来ないというのが現実でございます。実際には区長さんをお願いしてこの認定農業者だとかね、なるべく女性の方とか若い方とかそういう方を選んでもらって農業に農業委員としてやっていける方を推薦して決めてきているというのが実態でございます。</p>
9番議員	<p>ただ今副町長の方からもありましたけど、この間女性の委員を増やすということを全国的にも努力してきていると思うんですがその点</p>

	<p>に関してはどのような努力をされたかそれだけお聞きしたいと思います。</p>
産業建設課長	<p>あの一お願いをする時には女性の方とか認定農業者の方とかっていうようなことでお願いはしていたわけですがけれども今回、今までやってきていただいた女性の方の出身地区の所で JA からの推薦と重なったというようなこともありまして今回、現在やっておられる須田さんについては地区からの推薦から漏れてしまったというような状況があります。できるだけ女性の委員の方を増やすよう区長さん等を通じながら、女性農業者の方を入れていければなと思っております。よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>他に質疑のある方はございますか。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>(討論なし)</p>	
議長	<p>これで討論を終わります。 これから同意第 4 号を採決します。本案を原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>(挙手全員)</p>	
議長	<p>挙手全員と認めます。 したがって同意第 4 号は原案のとおり同意する事に決定いたしました。</p>

日程第 7 「議案第 4 1 号」

議長	<p>日程第 7、議案第 4 1 号 「南佐久環境衛生組合規約の変更について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。</p>
<p>(事務局長朗読)</p>	
議長	<p>朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。</p>
<p>(町民課長説明)</p>	
議長	<p>説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>(質疑なし)</p>	
議長	<p>これで質疑を終わります。これから討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>(討論なし)</p>	

議 長	これで討論を終わります。 これから議案第41号を採決します。 本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	したがって議案第41号は、原案のとおり可決する事に決定いたしました。
<u>日程第8 議案第42号</u>	
議 長	日程第8、議案第42号 「議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。
(総務課長説明)	
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第9 議案第43号</u>	
議 長	日程第9、議案第43号 「特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。
(総務課長説明)	
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。

<u>日程第 1 0 議案第 4 4 号</u>	
議 長	日程第 1 0、議案第 4 4 号 「特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。
(総務課長説明)	
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第 1 1 議案第 4 5 号</u>	
議 長	日程第 1 1、議案第 4 5 号 「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。
(総務課長説明)	
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。

<u>日程第 1 2 議案第 4 6 号</u>	
議 長	日程第 1 2、議案第 4 6 号 「特別職の職員で常勤の者等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。
(総務課長説明)	
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。

	質疑のある方は挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。
<u>日程第 1 3 議案第 4 7 号</u>	
議長	日程第 1 3、議案第 4 7 号 「職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。
	(総務課長説明)
議長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。
<u>日程第 1 4 議案第 4 8 号</u>	
議長	日程第 1 4、議案第 4 8 号 「小海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。
	(町民課長説明)
議長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。ここで午後 1 時まで休憩と致します。 (ときに 11 時 53 分)
議長	休憩前に引き続き会議を開きます。(ときに 13 時 00 分) 尚、暑いようでしたら上着を脱いでいただいで結構です。 議事に入ります前に、先程、12 時 30 分から議会運営委員会、および各常任委員長の合同会議を開催しましたので、その結果を議会運営委員長から報告願います。議会運営委員長 井上一郎 君。

<p>議会運営 委員長</p>	<p>ご報告いたします。 議会運営委員及び各常任委員長による合同会議の結果、各常任委員会の審査日程が決定しましたのでご報告いたします。12月12日(木)午前10時00分より総務産業常任委員会、視察なし 午後1時00分より予算決算常任委員会歳入全般、総務産業関係の審議を行い12月13日(金)午後1時00分から民生文教常任委員会、視察なし午後2時00分より予算決算常任委員会 民生文教関係の審議を行います。 また、午前中も申し上げましたとおり、一般質問が1日で済めば、現地視察及び全員協議会を、12月10日合同で行ないます。当日は作業着でお越しください。10日に全員協議会が終了しない場合は引き続き11日に行います。なお、最終日18日は午後1時より人権研修会、午後3時より本会議を行いますのでご承知おき下さい。以上で報告を終わります。</p>
<p><u>日程第15 議案第49号</u></p>	
<p>議長</p>	<p>日程第15、議案第49号 「令和元年度小海町一般会計補正予算（第5号）について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。</p>
<p>(事務局長朗読)</p>	
<p>議長</p>	<p>朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。</p>
<p>(副町長説明)</p>	
<p>議長</p>	<p>説明が終わりました。ここで2時15分まで休憩と致します。 (ときに14時00分)</p>
<p>議長</p>	<p>再開致します。(ときに14時15分) 令和元年小海町一般会計補正予算第5号についてただ今説明をいただきましたがこれから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。歳入歳出とも補正予算書でページごとに行います。</p>
<p>議長</p>	<p>【歳入】 9ページ 1款 町税 1項 町民税 9款 地方特例交付金 10款 地方交付税 10ページ 12款 分担金及び負担金 1項 分担金</p>

	<p>2項 負担金</p> <p>14款 国庫支出金 1項 国庫負担金</p> <p>1目 民生費国庫負担金</p> <p>4目 災害復旧費国庫負担金</p> <p>11ページ</p> <p>2項 国庫補助金 1目 総務費補助金</p> <p>2目 民生費補助金</p> <p>4目 土木費補助金</p> <p>3項 国庫委託金</p> <p>15款 県支出金 1項 県負担金 1目 民生費負担金</p> <p>12ページ</p> <p>2項 県補助金 2目 民生費補助金</p> <p>4目 農林水産費補助金</p> <p>8目 災害対策復旧費補助金</p> <p>3項 県委託金 1目 総務費委託金</p> <p>13ページ</p> <p>17款 寄付金</p> <p>18款 繰入金 2項 財産区繰入金</p> <p>3項 基金繰入金</p> <p>20款 諸収入 3項 受託事業収入</p> <p>14ページ</p> <p>4項 雑入</p>
9番議員	先程説明の中で憩うまちこみ施設管理負担金という、何か新しい名前のような気がするんですけど説明がなかったので説明をお願いします。
総務課長	お答え申し上げます。これにつきましては旧たぬき屋さんの建物を町が神社から借りまして、今から改装しまして4月から使えるようにするんですが、漁業組合が今まで神社から借りていたその分につきまして今度は神社と町が契約をしたということで漁協の使う負担分としてそれを町の方へ入れてくれるということになりまして、今年度から神社に入っていた2万円と同額を町の方に入れることになりました。以上です。
10番議員	関連でありますけどもついでにこの事業の進捗状況の説明をお願いしたいと思います。
総務課長	ただ今設計が終わりまして、現在指名競争入札で入札すべく業者の皆様に見積をして頂いているところでございます。外構工事等につきましては氷が張らないとできないということで、ちょっと今年のこの暖冬の影

	響が危惧されるわけですがけれども、これで12月中には入札をしてかかる合併浄化槽の方からまず仕事は進めて参りたいと思います。以上です。
10 番議員	設計が仕上がって指名競争だという説明ですけど、あれ確かプロポーザルっていう話じゃなかったですかね。
総務課長	当初プロポーザルという予定でいたわけですがけれども、この改装内容について業者と言いますか、アドバイスしていただける方と話をしていましたら、そこまでアドバイスを頂けるのであれば設計して入札した方がいいというレベルまでなったもんですから入札をさせて頂くことになりました。以上です。
10 番議員	まあ方針が変わるのはより良い事業をするための方針転換だと思いますけれども色々そういった変化がある時にはそれなりの説明をして頂くと同時に設計が出来てるということであれば議会の方へきちんとどういう設計なのかという資料を示して頂きたいと思いますが議長お願いできますでしょうか。
議 長	答弁はどうですか。
総務課長	今でしょうか、それとも例えば全協の時でしょうか。では、全協でお出しするようにしたいと思います。
議 長	他に… 21 款 町債 1 目 過疎対策事業費債 2 目 臨時財政対策債 6 目 災害復旧事業債 【歳出】 15 ページ 1 款 議会費 2 款 総務費 1 項 総務管理費 1 目 一般管理費 16 ページ 2 目 財産管理費 4 目 企画費
11 番議員	15 節の工事請負費ですがけれども先程大畑の町営住宅の解体工事のアスベストの関係がありましたけれどもこれはアスベストはどこ…何から出たんでしょうか。
総務課長	これにつきましては屋根材、それから屋根の瓦ですねそれと軒天と言いますかそこに貼ってある物が主にアスベストが含まれてるということでございます。
11 番議員	まあ屋根とかそういうところなら当初からまあ目で見ても分かる範囲

	じゃなかったんですかね、その辺はいかがですか。
総務課長	当初はですね標準の取り壊し賃っていうのがまあ世間一般のレートと言いますかそういったものがございましてそれによって見たということで、職員が素人判断で見積をしてしまったがためにアスベストが含まれているということについては気づかなかったということでございます。
10 番議員	ただ今の15節の関係で跡地整備で多額の減額になってるということですけども減額をして宅地分譲という話ですけどもそこら辺ちょっと詳しく説明をお願いします。
総務課長	当初につきましては最初のころは公園というような話もまだ地元からは上がってきてはおりませんであそこ全体を綺麗にならしまして区画をし直してそれで道路等も舗装したりすべての造成工事をして売り出そうという考えでいたわけですが、その後大畑区からぜひ公園として1区画は残してほしいという要望が出ましたり、そういったことを鑑みて調査してみますと水道は老朽化しているということで布替えた方がいいだろうということなんですけれども下水については布せたまま、当初のままほとんど使われてなかったというような状況でございまして、それについては現状そのものを使った方がいいのではないかと、道路についてもわざわざ今の舗装を剥いでやり直すよりは現状の物をつかってやってもそれほどの変化はないという判断を致しまして、再度考え直したといえますか、区画を見直してこのようになったということでございます。
10 番議員	ここの計画は全員協議会でこれまで説明頂きましてそれなりの方向性を持ってやってきたということでありましてけれども、事業そのもので変わったということであればその変わった内容をきちんと提示していただきたいという風に思います。それで特に私が関心があるのはあそこは下水道が2本入っているという部分で下水道をそのままにしてやるとすればどのようになるのかなというのが疑問のところでありましてまたぜひ機会を持って委員会でも結構ですし全協でも結構ですからぜひきちんと説明をお願いしたいと思いますけれども。
総務課長	それではまたご説明をしたいと思います。
議 長	4 目企画費
2 番議員	移動販売車のところで本体価格とレジシステムそれぞれこの予算の内訳と減額になった内訳をお示しいただきたいというのと、10月から稼働していると思いますけれども2か月間の収支が分かれば教えて下さい。

<p>総務課長</p>	<p>当初車が700万、レジシステムが300万という予定で予算を組ませて頂きました。入札をした結果、車が6,777,123円、レジが2,128,400円ということで減額になりましたので差額を落とさせて頂いたということでございます。それから移動販売車の実績につきましては全協の方に資料を提出してご説明する予定になっておりますのでそのようによろしくをお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>他に… 17ページ 5目 地域振興費 2項 徴税費 3項 戸籍住民登録費 18ページ 3項 戸籍住民登録費続き 4項 選挙費 3目 長野県議会議員一般選挙費</p>
<p>10番議員</p>	<p>選挙費でありますけれども5目の千代里財産区議員の一般選挙も無投票だということでこちらは15,000円程残っているんですけども県議選は0と無投票だと0なのか、まあ事務の都合上色々あったのかと思いますけれどもそこら辺の説明をお願いしたいですけれども。</p>
<p>総務課長</p>	<p>県議選については何もしなかったのでお金は掛からなかったと、それから千代里財産区については選挙会を1度開催しまして選挙管理委員の報酬を払っておりますのでその分が15,000円掛かったということでございます。</p>
<p>議長</p>	<p>5目 千代里財産区議員一般選挙費 19ページ 5目 千代里財産区議員一般選挙費続き 5項 統計調査費 20ページ 3款 民生費 1項 社会福祉費 1目 社会福祉総務費 21ページ 2目 老人福祉費 3目 やすらぎ園運営費 4目 心身障害者福祉費 2項 児童福祉費 1目 保育所費 22ページ 1目 保育所費の続き 3目 児童館運営費</p>

23	ページ	
3	目	児童館運営費の続き
4	目	結婚推進・子育て支援費
3	項	災害救助費
4	款	衛生費 1 項 保健衛生費
24	ページ	
2	項	生活環境衛生費 1 目 生活環境衛生総務費
2	目	塵芥処理費
4	目	住宅管理費
5	目	町営バス運行管理費
25	ページ	
5	款	農林水産費 1 項 農業費 2 目 農業振興費
4	目	農地費
2	項	林業費 1 目 林業振興費
26	ページ	
1	目	林業振興費続き
2	目	県有林受託事業費
6	款	商工費 1 目 商工業振興費
2	目	観光費
27	ページ	
2	目	観光費続き
4	目	松原湖高原観光交流センター運営費
7	款	土木費 1 項 土木管理費
28	ページ	
2	項	道路橋梁費 1 目 道路維持費
2	目	道路改良舗装費
3	項	都市計画費
9	款	教育費 1 項 教育総務費
29	ページ	
3	項	社会教育費 1 目 社会教育総務費
4	目	美術館運営費
30	ページ	
10	款	災害復旧費 1 項 公共土木施設災害復旧費
2	項	農林施設災害復旧費 31 ページまで
32	ページから	35 ページ 補正予算給与費明細書
32	ページ	

	<p>33ページ</p> <p>34ページ</p>
7番議員	<p>34ページの号級数別内訳で1号級アップが5人、4号級アップが41人と出てますがこの1号級アップというのはどういうことだかご説明をお願いします。</p>
総務課長	<p>まず3級以上でその年に昇格したものは昇給が1号という決めがございまして1号しかあがりません。それが5名いたということでございます。</p>
7番議員	<p>はいわかりました。それと後、戻りまして33ページの給料及び職員手当増減額の明細でまあ制度改正に伴うもの、それから給料でそれからその他の増減分とありまして育児休暇等によるものということ降給昇格を含むという風に書いてありますんでこの下の方の職員手当の方もそうなんですがこの内訳、例えば育児休暇によるものがどのくらい、降給がどのくらい、昇格がどのくらいかと、いうことは予算決算常任委員会まででいいですから内訳を出してもらいたいと思いますがいかがですか。</p>
総務課長	<p>はい、内訳は予算決算常任委員会までにお出しするようにします。</p>
議長	<p>34ページ</p> <p>35ページ</p> <p>その他全体を通して質疑のある方はございますか。</p>
9番議員	<p>20ページなんですけどプレミアム商品券の関係ですが新聞報道でもありましたけれど全国的に20%行くかどうかというっていうような報道がされたわけですが我が町ではどういうようになっているかお願いします。</p>
町民課長	<p>プレミアム商品券の関係で小海町では11月末で33%となっております。以上です。</p>
9番議員	<p>当初の予定では10月の1日から60何日間だけ、売り出すということで、これ売れないからまた増やしたのかいつまで販売するのか、すいません、私の認識が間違っているのかお願いします。</p>
町民課長	<p>これは国の方で20,000円で25,000円分購入できるというプレミアムの関係でしてこれ10月1日から3月まで行うというもので対象者は約900人ということで現在300人弱の購入があるというものでございます。</p>
3番議員	<p>すいませんが、起債の関係で災害復旧費が8,800万か、起債が追加になっているんですが、その分のまず起債の裏打ちをちょっと聞かせて頂ければと思います。それともう1つあの先程副町長の説明では災害の方の</p>

	金額が4億いくらということだったんですけど、その説明の内容そのもの聞いてみますと概算報告書ということですから恐らく査定前という解釈をしている金額だと解釈しているんですがそれでいいかどうかということと今後の査定の状況が、日程が分かっていたら教えて頂きたいと思います。
総務課長	まず私の方から起債の裏打ちということございますけれども公共施設土木災害につきましては充当率100%で交付税算入率は95%でございます。それから農地農林漁業施設災害農地及び農林漁業施設災害につきましては充当率が90%で交付税算入率は同じく95%ということになっております。それから一般単独につきましては充当率が農林漁業施設災害で65%それから交付税算入率につきましては財政力指数によって47.5~85.5%まで見て頂けるということで財政力指数が低いほど交付税算入率は高くなるという風に考えられます。以上です。
産業建設課長	ご苦労様です。それでは災害の関係ですけれども予算につきましてはまだ査定を受けている前ということでお願いをしたいと思います。査定ですが農地の査定が12月11、12日、公共土木については12月16、19、20日、林道については12月16日の週というところまでは決まっているんですけどもまだ詳細な日程については確定はされていないという状況です。以上です。
7番議員	6ページの繰越明許費についてお尋ねいたします。今回、翌年度へ繰越できる金が6億6,160万円ということですが、今年度、5号補正では約6億円程の補正されてきているわけですけれど6,000万相当は多分4号補正からのものが繰越されていくんじゃないかなと思うんですがその4号補正のうちどのくらいのものが、どういうものが繰越されるかご説明願います。
副町長	4号補正の設計ですね、2,400万が繰越したいということで今回は10款の10-1-1-15の2億1,500万と10-2のほうですね工事請負費の3億8,300万とあとその設計管理料が3,960万ということありましてその合計でこれになるということでお願いします。
7番議員	ちょっと今4号補正の道路災害のほうのところに2,400万とかこれは前回の説明では災害測量調査委託料ということですがけれどもこういったものも全然払わずに来年へおっこくっていくということですか。
副町長	いずれ調査設計もやっていますけれどもまあ長く契約しますんで3月までに払える…終わるものは終わるという風になるんですけど今のことまあ、最後の設計監理まで、調査測量設計監理まで、長土連ですとかそういうところに委託してますのでまだ実際は払ってないし、ちょっと3

	月を超えて支払いたいという風になる可能性もありますので総額を入れてあるということでご理解をお願いします。
7 番議員	そうすると農林施設災害の方は 1,425 万ですか、これらはどういうことになっているのか、これはもう払っちゃったの？さっき副町長言うには道路関係の 2,400 万等を含んでるということでありましてけれどもまあ少なくともこれ災害の測量調査が先にできてなければこの後の設計云々ということも難しく遅れてくるんじゃないかなと思うけれどもその辺どうなんですか。まあ上程したものはねえ課等の長さんそれぞれ担当の所くらいは本会議で即答できるように一つしておいていただきたいと思えます。そのために本会議をやってるわけですからまあよく頻繁に後で後でということ出てきますけれどもまあ今日のももう後でいいですから、予算決算常任委員会までにこの繰越明許の中も説明できるようにしとくのとそれからこれは強く要望しておきますけれども後回しせずに本会議の時にはきっちりそれぞれ自分の所管するところくらいは明快な答弁を強く望んどきます。以上です。
議 長	副町長、休憩取れば後、答弁できますか。予算決算常任委員会ですかそれとも休憩後に答弁しますか。
副町長	ちょっと今すいませんでした。農林施設の方の設計委託料は今回 2,536 万ですがけれども 4 号と併せまして 4 号の 1,425 万円と併せまして 3,960 万円という風になりますのでこの 3,960 万円を繰越するという内容になります。以上です。
7 番議員	だから結局実測測量が済んでからじゃないと設計もできないわけでしょう？そうするとそのあれまで少なくとも 4 号の補正までしたもののくらいは 3 月の中で一般財源まで使ってやってるだからせめてそういったものくらいは繰越すべきところじゃなくて、よっぽど手が足りないところでも頼んでれば別だけれど、やっぱり 4 号補正でしてあるものは年度内にくらいは払える段取りっていうのを…だってなんでもかんでもいっしょくたに繰越、繰越っていう形じゃねえようにすべきじゃないかなと思えますがいかがですか。
副町長	詳細につきまして予算決算常任委員会のお答えさせていただきますがお願いします。
10 番議員	ただ今の繰越明許に関しては 4 号だ 5 号だって数字を言うんでなくて予算書の第何款、何節で何がいくらとそういう中身のわかる表をきちんと作って出してもらった方が私としてはありがたいんですけどぜひそのようにお願いしたいということです。それでここで聞きたいのは 21 ページでありますけれども、心身障害者福祉費ということで加工施設の

	<p>関係が事業中止という説明であり、建設の位置づけをしっかりと作ってからだという説明であります。それでこの間この関係で議論した時にはNPOの議論が出てきましてそれから色々子ども達の福祉計画をしっかりと作ってというような議論がこれまでされてきて今日を迎えていると12月議会前にはその計画を立てるという話があったわけでありましてけれどその話はどうなったのかということと併せて本施設の予算審議の時には私はかなり準備不十分だったのではないかと技術的にも色々問題はあるし、計画的にも問題があるということとかなり議論した経過があるわけでありましてけれどここへ来て事業中止ということになりますからそこら辺で行政側としてはどういう姿勢をとるのかという点を伺いたいと思います。</p>
町民課長	<p>この障害福祉の関係につきましては今定例会の全協の中で障害福祉計画の案を作成してありますのでそれについて全協でご審議をいただきたいということでありまして、まあそういうものを踏まえた中でまた場所等再度内容を精査して実施に向けていきたいということとございます。以上です。</p>
議長	<p>答弁それだけでよろしいですか。いいですか、当初予算を取り下げたことに対する質問もあったかと思いますが。10番よろしいですか。</p>
10番議員	<p>私はあの、この間ぐーっと黒澤町政になってから議会のたびにお願いをしてきているわけですがけれども計画をしっかりと持ってきちんと説明ができるようにというようなことをぐーっと言い続けてきた思いがあります。ただ今も繰越明許の話でも同じような意見が出たわけでありましてけれどもやはり提案をし予算が通ったということであればその事業を責任を持ってやるのが行政の責任だと私は思うわけです。しかしある時点に立った時にこれが無理だということであればそれを中止することはいささかも私は責めるつもりはございませんけれども計画を立てたものをやめるということに対しての行政側の姿勢、責任というものが私は常についてくるという風に思います。そこら辺の意見を伺っているわけでありまして。</p>
町長	<p>前回も大変ストレートなご指摘を賜りましてそして案を練り直したところがいささか無理があるということでこれを白紙に戻して見直すという基本的な姿勢に戻りました。そういう中で今回また町民課の方で製作しておりますのでそういう姿勢を示したいと思います。まあ計画に少々無理があったということは認めざるをえない部分があるかと思っておりますけれども計画は元より先走った部分が多少あったというところは否めないと思います。したがって、それが分かったからには元へ戻し</p>

	てやり直すという姿勢を示していきたいと思います。
議長	他に・・・以上で質疑を終ります。 これより15時15分まで休憩といたします。 (ときに14時55分)
<u>日程第16 議案第50号</u>	
議長	再開します。 日程第16、議案第50号 「令和元年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。 (ときに15時15分)
(事務局長朗読)	
議長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
(町民課長説明)	
議長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 歳入歳出とも補正予算書で、ページごとに行います。 質疑のある方は挙手を願います。 【歳入】 6ページ 3款 県支出金 1項 県補助金 1目 保険給付費等交付金 5款 繰入金 1項 一般会計繰入金 【歳出】 7ページ 3款 国民健康保険事業費納付金 1項 医療給付費分 1目 一般被保険者医療給付費分 4款 保健事業費 1項 特定健康診査等事業費 8ページ 7款 予備費
議長	その他全体を通して質疑のある方は、ございますか。
2番議員	6ページの保険者努力支援制度っていうのが、100万くらい多くなっておりますけれどもこれはあの例えば包括支援センターなんかの事業が非常に活力を生む形で参加者も多くてということで事業成果として捉えてもよろしいんじゃないでしょうか。

町民課長	<p>そういう具体的な成果が反映されたいという部分もまあ当然あるわけですがけれどもそれが直接反映してきているというものではございませんで指標といいますか実績を求める数値がかなり収納率向上、データヘルス計画の作成状況とか地域包括ケア推進の取り組み状況とかもあるんですがかなり多岐にわたった項目で当初の計画とそれから年度途中の実績というものを点数化されて参りまして、当初やや低めに見積もった部分もあるんですけれども現在のところ100万程度の増額ということで来ておりますのでまた年度末には精算になりますが、ここという部分とは言い切れない程項目が多い制度になっております。以上です。</p>
議長	他に質疑のある方はございますか。これで質疑を終わります。
<p>日程第17 議案第51号</p>	
議長	<p>日程第17、議案第51号 「令和元年度小海町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。</p>
(事務局長朗読)	
議長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。
(町民課長説明)	
議長	<p>説明が終わりました。これから質疑を行います。補正予算書で、ページごとに行います。 質疑のある方は挙手を願います。</p> <p>【歳入】 4ページ 4款 支払基金交付金 8款 繰入金 1項 一般会計繰入金 3目 地域支援事業繰入金(日常生活支援総合事業) 4目 地域支援事業繰入金 (日常生活支援総合事業以外の地域支援事業)</p> <p>【歳出】 5ページ 2款 保険給付費 1項 介護サービス等諸費 1目 居宅介護住宅改修費 7目 居宅介護住宅改修</p>

	<p>2項 介護予防サービス給付費 5項 高額医療合算介護サービス等費</p> <p>6ページ</p> <p>3款 地域支援事業費 1項 日常生活支援総合事業費 2目 介護予防ケアマネジメント費 3項 包括的支援事業任意事業費</p> <p>7ページから10ページ 補正予算給与費明細書 7ページ 8ページ 9ページ 10ページ</p>
議長	その他全体を通して質疑のある方は、ございますか。
	(質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。
<u>日程第18 議案第52号</u>	
議長	<p>日程第18、議案第52号 「令和元年度小海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。</p>
	(事務局長朗読)
議長	<p>朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。</p>
	(町民課長説明)
議長	<p>説明が終わりました。これから質疑を行います。 歳入歳出とも補正予算書で、ページごとに行います。 質疑のある方は挙手を願います。</p> <p>【歳入】 4ページ</p> <p>1款 後期高齢者医療保険料 3款 繰入金 1項 一般会計繰入金 1目 事務費繰入金 2目 保健基盤安定繰入金 4款 繰越金</p> <p>【歳出】 5ページ</p> <p>2款 後期高齢者医療広域連合納付金</p>

	4款 予備費
議長	その他全体を通じて質疑のある方は、ございますか。
	(質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。
<u>日程第19 議案第53号</u>	
議長	日程第19、議案第53号、 「令和元年度小海町水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題 といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
	(産業建設課長説明)
議長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 歳入歳出とも補正予算書で、ページごとに行います。 質疑のある方は挙手を願います。
	補正予算書 1 ページ 収益的収入及び支出 2 ページ 補正予算給与費明細書 3 ページ 4 ページ 5 ページ 6 ページ
議長	その他全体を通して質疑のある方は、ございますか。
	(質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。
<u>日程第20「請願・陳情等」</u>	
議長	日程第20、陳情第12号についてを議題といたします。 今定例会で受理した陳情はお手元に配布したとおりであります。陳情書 の朗読及び審議は、付託した委員会をお願いをいたします。
<u>○ 常任委員会付託</u>	

議 長	本日、議題としてまいりました議案第42号から議案第53号、陳情第12号は、会議規則第39条の規定により、お配りを致しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
(異議なし)	
議 長	異議なし、と認めます。議案付託表のとおり付託いたしますので、よろしく審議の程をお願い申し上げます。
<u>○ 散 会</u>	
議 長	<p>以上で本日の日程はすべて終了いたしました。</p> <p>一般質問は9日、午前10時から行います。これにて本日は、散会いたします。ご苦労様でした。</p> <p style="text-align: right;">(ときに15時40分)</p>

令和元年第4回	
小海町議会定例会会議録	
「第6日」	
* 開会年月日時	令和元年12月9日 午前10時00分
* 閉会年月日時	令和元年12月9日 午後4時24分
* 開会の場所	小海町議会議場
会議の経過	
<u>○ 開 会</u>	
議 長	<p>皆さん、おはようございます。ここ数日、大変寒い日が続いております。暖冬気味だと思われていましたが、ようやくこの時期らしい季節となって参りました。本日は、令和元年第4回定例会、一般質問であります。開会に先立ちまして、発言をお願いいたします。連日大きなニュースとなっておりますが、アフガニスタンで活躍をされておりましたペシャワール会の医師、中村哲先生が銃撃され、尊い命が失われました。世界中のニュースとなっているようであります。ご存じのように中村先生は、内戦やテロにより混乱の続くアフガニスタンで診療所をつくり、貧困と飢えに苦しむ住民の中で医療活動を続けながら、衛生環境の改善のために住民と一緒に井戸を幾つも掘ってきました。私も機会がありまして、20年近くも前になりますが、先生からこの話を聞きまして、深い感銘を受けました。その後も用水路を作り、灌漑を行い、荒廃した農地を緑によみがえらせるなど、現地の住民に溶け込んで地域づくりに努めてこられました。現地の住民から慕われ、そんな先生が銃弾に倒れたのは、改めてテロの愚かさを感じますし、平和の尊さを感じます。中村哲先生の志は潰えてしまいましたけれど、アフガニスタンの人々の心の中に、日本の、世界の人々の心の中に、その思いは生きてくれることと思います。中村哲先生のご冥福を心よりお祈り申し上げます。本日の一般質問は、6人の方が質問を行います。建設的な論議を期待いたします。定刻になりました。ただいまの出席議員数は11人であります。なお、篠原伸男議員は、所用のため遅れるとの連絡がありました。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。</p> <p>ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。</p>
町 長	おはようございます。本日ここに、議員の皆様にご挨拶を申し上げます。

	りません。去る12月5日、町の再任用職員であります山口美幸さんが早朝、犬の散歩の最中にと思われますが、くも膜下出血にて倒れ、そのまま帰らぬ人となってしまいました。この寒い中、そして我々も直面する問題ではありますが、山口美幸さんにつきましては、ぜひもう1年残って、食の研究を十分していらっしゃる方ですから、それを町に残していただきたいということで残っていただきましたが、大変な残念な結果となりました。また、葬儀のほうは家族の皆さんで本日執り行うということです。よって、皆様にもご周知できない部分がありましたので、ここでご報告をさせていただきます。
議長	現役の職員山口さんの訃報に、心よりお見舞いを申し上げます。
<u>○ 議事日程の報告</u>	
議長	本日の議事日程は、お手元に配付した通りであります。 本日、答弁のため出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、会計管理者、各課長、教育次長、所長であります。ここで産業建設課長より発言を求められておりますので、これを許します。
産業建設課長	皆さん、おはようございます。招集日の日にお伝えをさせていただきました農地・農業施設災害の査定の日程が、11、12という風にお伝えをさせていただきましたんですが、繰り上がりまして、本日と明日、役場において査定が行われます。本日13時40分に査定官がお見えになり、13時50分から査定を開始するということになりました。一般質問の時間中ではありますけれども、町長、担当課長として、査定官が見えられたときにご挨拶をさせていただきますと思いますので、その間、一旦中座をさせていただきますようお願いを申し上げます。尚、明日は10日、一日査定が行われるということですので、よろしく申し上げます。以上です。
<u>日程第1 「一般質問」</u>	
議長	日程第1、本日は、会議規則第61条の規定により一般質問を行います。あらかじめ申し上げておきますが、会議規則第63条の規定により一般質問を行いますので、ご協力をお願いいたします。 それでは、順次質問を許します。

第10番 井出 薫 議員

議 長	初めに、第10番 井出薫議員の質問を許します。井出薫君。
10番議員	<p>それでは、一般質問を始めさせていただきたいと思いますが、出足に非常にね、2つとも非常に悲しいニュースがあったわけでありまして、私の方からも一言、一般質問に先立ちまして、皆さんにちょっと聞いてもらいたいことがありますので、その方から始めさせていただきたいと思います。昨日の12月8日でありまして、戦前の日本が当時イギリス領だったマレー半島のコタバルやアメリカのハワイを奇襲した昭和16年12月8日から、78年であります。台湾、朝鮮半島を植民地化し、当時満州と呼ばれた中国東北部、さらに中国全土、東南アジアへと侵略戦争を拡大していった日本はこの日、対米英戦争を開始した日であります。昭和20年の8月の敗戦までに、アジア諸国民と自国民に甚大な被害を与えました。戦後の憲法は、その反省に立って制定されたものであります。日本の侵略戦争によって、アジア諸国民で2,000万人以上、日本国民でも310万人以上が犠牲になりました。アジア・太平洋の各地の被害は大きく、朝鮮からの徴用工や中国からの強制連行、日本軍慰安婦などの問題は、今日も責任が問われています。皆さん、安倍首相が目指す9条の改憲は、自衛隊が大手を振って海外の戦争に参加する道を開くものであります。文字どおり、戦争する国への逆戻りです。若い自衛隊員が他国の人々を殺し、自らも殺されることになりかねません。日本が敗戦の際に受け入れたポツダム宣言は、日本国国民を欺瞞し、世界征服の過誤を犯した権力は永久に除去せられると明記しています。安倍改憲は、こうした原点にも反するものです。侵略戦争への反省もなく、改憲に固執する安倍政権に、国民の世論を集めて、やめていただこうではありませんか。以上であります。</p> <p>さて、それでは、通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。広報160号（公民館報512号）の「町の財政状況について」からということで、4点の要旨を通告しておきました。問題は、6月14日発行の発行ですね、公民館報では512号ですけども、広報では160号が発行され、住民の皆さんからいろいろの意見がありましたけれども、6月17日、決算常任委員会で私から問題提起をさせていただいたのが、事の初めということであります。それから、一般質問や全員協議会や議運でもかなり、どう対応すべきかということで議論をしまいいりまして、9月議会までそういった</p>

	<p>動きがあったということでもあります。8月8日の新聞報道、9月議会のことも新聞報道に2回報道されましたけれども、9月議会まで議論したと。それで、町長が9月議会の最終日に、この問題で発言をされたと。きょうは、資料請求をしておきまして、資料の1ページに、先ほど言いました広報の512号の、それから2ページから、町長が本会議終了前に発言された議事録をお願いしておきました。それで、この議事録に対する発言をね、申し述べる機会がなかったということで、私は今日、改めて一般質問をしたいということでもあります。それで、まず、町長とすれば、最終日の発言で、上から6行目あたりですかね。「さて、今定例議会で、こちらの不手際や間違い及び不適切な事項が幾つか指摘されましたということで、5点について申し上げます」ということで、わたなべ通信の件についてということ述べておるわけでありましてけれども、まず1番として、基本的にね、何が問題だったのかということが、私はまず改めて伺いたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。</p>
町長	<p>ただいま井出薫議員のほうから、何が問題だったかという認識ということでもあります。私の最終日に述べさせていただきました分の中に縷々、渡辺さんの件でよろしいですね、申し述べさせてもらっておりますけれども、お互いによい方向を見詰めていこうとしたんですけれども、私どもの申し出がちよっと受け入れられなかったということで、広報にその分を述べさせていただきましたが、一番この問題というか、いけなかったのは、誤った記載の内容がありましたということ、まず最初に書いたということでございます。それについては、数字的なものは合っておりますけれども、やはり表現がいろいろ食い違っていたということで、こういう文を出してしまったということが一番の原因だと思っております。</p>
10番議員	<p>私はまずね、町長の最終日の発言で、第1点としてわたなべ通信の件というふうに言われているわけです。議会は、わたなべ通信を問題にしているわけではないわけですよ、町長。先ほどから言いますように、広報の160号、これが問題なんだということで、この間、ぐうっと議論を重ねてきたということからすれば、こちらの不手際云々の中で第1点として上げた問題としては、私はそこいら辺の感覚が議会と少しずれているんじゃないかという風に思うんですよね。それで、中段より下ぐらいになりますかね。小海町広報160号で正しい情報を説明しますというような記事を掲載して、その記載分の費用を請求したと。そして、8月8日付、議会議長名で議会から要望を賜ったと。1点、2点、3点ということで申し入れがあったという説明と同時</p>

	<p>に、冷静に考え、そのとおりであると認識したと。「冷静さを欠き、軽率な行動」だったというようなことを言われているんですけども、私は、問題点としてね、何が問題なのかという点、こういった点を含めながら、「冷静さを欠き、軽率な行動」とは何だったかという点を改めて伺いたいんですけども。</p>
町長	<p>先ほどから申しているとおりでございまして、広報160号で、財政調整基金から始まっていると思いますけれども、そういった中のもの、それから小海町の、端的に言いますと借金、貯金等々の流れの中で、交付税等々のものを表現したかったということですけども、表現の仕方が、やはり「誤った記載の内容がありました」という書き方はいけなかったということでもあります。それを載せたということが、やはり冷静さを欠いたという部分につながっていかうかと思えます。それは、私が先般の議会の最終日で、皆様に申し述べた内容のとおりでございまして。</p>
10番議員	<p>ということであるとすれば、要望1でもって、理事者側と議員個人の見解の相違について、広報で反論すべきでないという点はその通りであり、今、ただ今の町長申されたように、1ページの、この広報の中で4行目あたりですかね、その中に誤った内容等の記述があったと。それから、「正しい情報」と太字で書いてありますけれども、この部分が間違いだったというふうに認識しているというふうに理解していいわけでしょうか。</p>
町長	<p>この件につきましては、町民の皆様の不安をあおる行為であったと私は判断しまして、そして町民の皆様に安心して小海の町に住んでいただきたいということで、これを記載いたしました。また、町民の皆様の中には、「この記載を見てようやく内容がわかった」とおっしゃってくれた方も何名かおったのは事実でございます。しかし、その中に、間違っていたと、誤った記載の内容があったということを書いてしまったということが、私どもは一番の、先ほどから申しております冷静さを欠いた、あるいは間違っていたということで、前定例会の最終日に、先ほどから申しているとおりに、お詫びを入れたということでございます。</p>
10番議員	<p>ちょっとくどいように申し訳ないんですけども、先ほど私言いましたように、この広報のお知らせの中での誤った内容があるという部分は、逆に言えば、誤った内容はなかったというふうに認識をし、こういうふうにしたことが間違いだったというふうに理解していいのかということですけども、そこいら辺、もう少し明確にお願いしたいんですけども。</p>
町長	<p>これは、行政側が訴えたいことは誤りではないと思えます。しかし、表現が</p>

	一部誤っていたということの理解をいただきたいと思います。
10番議員	町長、行政側でなくてさ、出足にはわたなべ通信の第24号の報告の中に誤った内容等があるって書いてあるわけで、行政が云々でなくて、わたなべ通信の24号の議会報告の中に誤った内容がなかったという認識を持っているのか、その辺を伺っているんですよ。それで、なかったから、こういうふうに書いたのは間違いだったというふうに認識しているのか、誤りはあったけれども、ここへ書いたのは間違いだというふうに認識しているのかという点を私は伺っているわけでありませう。
町長	渡辺さんとはさまざまな協議をしておりますけれども、わたなべ通信の中が全て合っているかといえば、渡辺さんにはお伝えした通りでございます。しかし、この数字的なものについては誤りはなかったと、渡辺さんが誤りはなかったと、数字的なものは合っているということでございます。それを誤ったと、記載したことが誤りであったと、冷静さを欠いたという点でございます。
10番議員	全てという言葉でね、わたなべ通信の全てという言葉で町長、今言われましたけれども、皆さんの方で出した512号は、24号の議会報告について載せているわけですよ。ですから、私は24号の中で、先ほどからくどいようでありますけれども、誤った内容等の記述があったという風にして書いており、それが議会のほうから、見解の相違であって誤りではないと、議会はそういう見解なんですよ、町長。この24号に関してですよ。そういう見解でありますから、ただいま町長言われましたように、24号の内容は誤っていなかったと、それをこういう風にしたから間違いなんだという風に思っているのかということをお先ほど来から伺っているんですけども、どうも町長の答弁は、24号だけでなく、18号からね、ぐうっと話があったということをお私ども聞いていますけれども、そういうことも含めて、ここに誤った内容があるという風にしたと。だから、ある意味で、それは冷静さを欠いて、内容が整わないという風に言われているんじゃないかという風に私は思うんですけども、問題は、やはり最初に言いましたように、私どもは広報の512号を問題にしているわけであって、その他のね、色々のことがありますけれども、町民の皆さんに知らせたのはこの広報の512号ですから、512号を見たときに、議会は見解の相違のものを行政がね、ある意味公権力ですから、公権力を使って載せるべきではないという要望をしているんですけども、改めて160号の部分だけを見たときの話として、誤った内容ということは間違いだったということかということを確認したいと思ひます。

町長	<p>町とすれば、やはりこの広報に載った部分の主なものは、渡辺さんとのやりとりだと思います。そして、議会のほうから、理事者側と議員個人の見解の相違について広報すべきではない。それから、その広報に対する費用について請求すべきでない。公文書の取り扱いを含めて、行政事務について慎重に進めること。この3つを議長さん、副議長さんの要望を町長室で頂いたわけですけれども、広報160号に載せた部分は、私どもと渡辺さんの見解の相違はあったと思います。その中で数字的に、9億円の借金だということをまずご指摘申し上げて、その部分についても誤ったという記載をしたということが一番の問題であり、その部分がちょっと軽率であったというふうに、最終的に述べたつもりでございます。</p>
10番議員	<p>どうもちょっと議論がかみ合っていないという風に私は思います。やはり、この広報の前段の部分、私は6月17日の予算決算常任委員会的时候にも言ったんですけれども、やはり町の考え方を広報で載せるときに、資料1ページの「わたなべ通信から正しい情報を説明させていただきます」という部分が余分だったんじゃないかということ、私は予算決算常任委員会的时候に指摘致しましたけれども、やはり議員、この部分があることによって、わたなべ通信に対する反論ね、議員に対する反論という形になってしまい、じゃあ、どこが間違っているんだと、何が正しい情報なんだと、こういう疑問がね、これを読むと出てくるわけですよ。ですから、私は先ほど来から言っているように、そこいら辺での文章の書き方、町の財政状況を町民に知らせるなんていうことは最も大事なことです。ですけれども、議員に反論をする、間違っているから反論するなんていう広報の作り方は問題だと。やはり、こういうことが、町長、広域の中だっって言われているわけですよ、小海町だけの問題だけでなくさ。私も、南環や南部広域なんかの中へ行っても、「何なんだ」と議員の中から出るわけですよ。ですから、私は改めて、やはりきちんと行政側でも説明、姿勢をきちんと持っていて、きちんとまたそういった部分での納得のいく説明をしてもらいながら、これからの行政に生かしていくという姿勢で先ほど来やらせてもらっているわけでありましてけれども、ぜひ、そこいら辺も含めてきちんと整理をお願いしたいという風に思います。それで、2点目でありますけれども、議会の方からの申し入れとしてね、ただいまの町長読まれました2ページの中段よりちょっと下に2というところで、「広報に対する費用について議員に請求すべきでない」というふうに議会としても要望しましたけれども、この印刷代ですけれども、まず事の経過、私ども知っているんですけれども、議論をする上で、お互いに</p>

	同じところで議論しなきゃいかんということでもありますから、若干の経過を説明をお願いしたいんです。
町長	この請求につきましては、渡辺議員さん、そして総務課長、副町長、私と4名で、町長室について諸々についてお話しいたしました。その話の中で、請求については相当分のお金は払って下さいということは申し伝えまして、そして渡辺議員さんは受け取ってくれなかったというか、拒否したということで終わっております。それは、以前にご報告したとおりでございます。また、11月15日に、この件につきましては住民監査請求が出ておりますので、監査委員さんのまたご意見をお待ちしたところで、正確な私としての表明をしたいと、こういう風に思っておりますが、ご理解いただきたいと思っております。
10番議員	要するに、4者で話し合いをして、渡辺議員が訂正を載せないから、町の広報で正しい情報を示すと。それで、館報や広報の印刷経費からページのスペース分を計算したら、8,930円だという計算式を出し、それを議員に請求したということですね。ですけれども、議員は受け取らずに、その後、その請求書はどこ行ったかということはない、ちょっと議論も何回かして、行方不明だから、捨てたということなんですけれども、いろいろのそういう書類の扱いについては次にやりたいと思っておりますけれども、町長、問題はね、あなた今、監査委員さんの判断はなんて言われたけどさ。この印刷費は、もともと個人が負担すべきものなんだよね。皆さんとすれば、渡辺議員に払ってもらいたいという、個人負担として作り上げて、町民の皆さんにも情報発信しちゃったわけです。それで、請求を取り消したと、何で取り消したかということなんですよ。まず1点は、そこいら辺をお願いします。
町長	広報につきましては、個人負担ではないと、あるべきではないという判断もありまして、それから渡辺議員さんが受け取りを拒否したと。その協議の中では十分なお話を伝えたつもりなんですけれども、受け取らなかったということで、そこで終わりにしたという経過がございます。また、この発行した分については、先ほどから申し上げているとおり、冷静さに欠き、いけない部分であったということで、前回の議会の最終日に私のほうからお詫び、訂正を申し上げたところでございます。
10番議員	広報の印刷費は個人負担にすべきでないと、今、町長そういうふうに言われたけどさ。だけど、皆さんは請求したわけだよね、最初にさ。それを個人負担にすべきではないということは、公的負担でやるべきだというふうに認識が変わったと、なぜそういうことなんですか。
町長	ですから、先ほども申し上げているとおり、そういう部分について軽率であ

	ったということを、冷静な立場になって考えてわかったので、反省をしているというところです。
10番議員	町長、私はね、冷静に考えたらってさ、6月議会で問題になったことがですよ、町長、副町長、総務課長、3人でやったことですよ。それを冷静に考えたら、個人負担はするべきでないという風になったということですけども、町民の皆さんに配った文書は、個人負担で作るということだった訳ですよ、もともと作る前。私はね、請求書まで作ってですよ、やった仕事をですよ、個人負担にすべきではないなんて言って、請求書を作ればもう公金じゃないんですか。皆さんのお金じゃないんですよ、町民のお金なんですよ、請求書から出てくるお金は。そのお金をね、安易にですよ、個人負担にすべきではない、公的負担でやるべきだと考え、よく考えたら変わった。それだけで、私は行政の仕事というのは済む問題ではないと。あくまでも個人負担としてつくった原稿を町民に届けているわけですから、やはり個人負担で賄うべきものだと。なぜ変わったのかということですよ。
町長	扱いは多々あるかと思いますが、そういった部分を全部反省した中でお詫びを入れたということですので、ご理解していただきたいと思います。
10番議員	反省はさ、当然してもらわなきゃ困るだよ、こんなことはね。さっきの載せること自体がさ、文書の内容からいってもそうだし、議会でも指摘しているとおおり、議員と行政の見解の相違なんてあるのは当たり前でありますから、そういうことを載せるなんていうこと、こんなことはやるべきことではありませんし。それから、元々さ、印刷代をね、計算してさ、個人に請求するなんていうことはさ、あってはならんことなんですよ。だから、議会だってやっちゃいかんという風に言っているわけですよ。それを反省したからやめたって、握り潰して、はい終わりですよ。あとは監査委員さんに任せる、そんな無責任な行政運営がどこにあるんですか。
町長	決して無責任にしているつもりはございません。それプラス、先ほど来申ししているとおり、私は小海町の最高機関である議会の中でお詫びを入れたということですので、ご理解を願いたいと思います。
10番議員	私は、住民の皆さんにね、税金を預かる行政機関として、これからやはりいろいろの制度の中で、住民の皆さんにご負担をしていただくと、そういう事務をね、皆さん一生懸命やっているわけでありまして。それが、軽率なね、「冷静さを欠き、軽率な行動」だったという一言でもって、あとは監査委員さんに任せるという対応、これはいかに行政として、長としてやはりその指導性に私は問題があるし、もう少しきちんと、最初から個人負担ということ

	<p>であれば個人負担で、議会は公的負担でしなさいなんて言っていませんからね。この申し入れの中身、読んでもらっても分かる通り、議員に請求すべきでないという風に言っているだけで、公的負担とすべきだということは一言も言ってないわけ。ですから、やはりそういった点では、ご考察をお願いしたいと思います。次に、印刷代はそういうことでありますから、よく考えて頂くという風にしまして、4番目の町長の責任ということで、行政としては要望3として、公文書の取り扱いについて云々ということで申し入れをしていますけれども、ここいら辺の認識、どのように受けとめているかという点をまず伺いたいと思います。</p>
町長	<p>まず、町長の責任という部分につきましては、先般の議会の最終日に、私はこれを責任を感じて、公式の場でお詫びを申し上げたということで、まず第一の責任をとろうと思って行いました。それから、事務と書類等々の件につきましては、これはもう勿論のことです。それは逐次、本当に継続的に毎日といたしますか、そういう指導はしているところでございます。</p>
10番議員	<p>まず、公文書の取り扱いについてでありますけれども、原稿の決裁の関係だとか請求書の決裁の関係だとか、先程のね、請求書の関係、公のお金、こういったものに対する資料を、この間、私どもは議会としてお願いをしたわけです。全然的にないということで、行政としては住民に説明をね、責任を持って証拠をつけてやるという、そういう対応がしっかりとできないと。国のほうでは何か、桜の問題では、証拠があっただけで、慌てて削除してなくしちゃったなんていうね、こことは逆の話がありますけれども、ある意味では似ているのではないかと。やはり、先ほど申しましたように、町民の付託を受けている私ども議員もそうですけれども、行政の皆さんもそういった点でのしっかりとした公文書、事務の進め方、こういった点について私はしっかりとやっていただくと、また、町長もやっていくということでありますから、よろしくお願ひしたいと。特に、この後また全員協議会なんかもありますし、その中でもそうですけれども、当初予算での方針が議会にも報告もなく、何点か、もう既にまた変わっているというような問題もありますし、それから資料の3ページ、3点目ですね。真ん中あたりに3点目と書いてありますけれども、防犯カメラの事業の特別交付税の申請の問題もそうですけれども、やはりきちんと申請ができていれば、500万円からの特別交付税が来るということをお話を伺っていますけれども、そこいら辺の行政側の説明、それから証拠、こういった部分が見えないわけです。ですから、これからやはりきちんと、そういった部分での公文書の取り扱いや行政</p>

	<p>事務の進め方という点は、しっかりとやっていただきたいと思います。</p> <p>それで、町長は最終日にね、時間をいただいて表明をしたというふうに言われましたけれども、私きょう、資料で5ページにお願いしておいたんですけども、地方公務員法の29条という資料をお願いしたんですけども、これは地公法で懲戒処分という部分であります。4項からなっており、特に29条1項では、3項目にわたっての具体的な話が載っておると。私はこれを読んだときに、今回のこの問題、該当する部分があるのではないかと。町長が最終議会で述べました、総務課長にはしっかり注意をしたと。そして町長は、ただいま最終議会で謝罪をお願いしたと、だからいいんだという認識なんですか。この29条を見ながら、改めて伺いたいと思います。</p>
町長	<p>今、だからいいんだというようなご発言がありました。これは戒めとして我々の心にずうっと残るものでありまして、そういった部分を鑑みまして、この1. 2. 3を見させてもらいましたけれども、私は長としてこれを判断すべきことですので、今回は厳重な注意をして、あるいは私どもも自分の戒めとして、そのあかしとして最終日にお詫びを入れたということですので、ご理解願いたいと思います。</p>
10番議員	<p>今、これはこれとしてというみたいな話があったんですけども、公務員がね、法律を守らないということは大変なことなんですよ、町長。これはこれとしてという問題とは違うと思うんです。やったことに対してどうなのかと。第1項の第3に、全体の奉仕者たるにふさわしくない行為という部分がありますけれども、職務上の義務違反、または怠った場合というような行がありますけれども、今度の広報160号は、先ほども言いましたけれども、町長、副町長、総務課長は3人で相談をし、渡辺議員とも交えながらやったということであれば、他の職員や他の自治体に対して見本的な部分、そういう行動になっているかと。原稿は、間違っていないのに間違っていると言ってやった。もともと個人負担とすべきものでないものを、請求書まで書いて出してやった。あげくの果ては、その請求書はどこか行っちゃって、請求書の控えもあるだかねえだかと。こういうね、公務員としてのあるまじき事務を、行政のトップの総務課長と、その最高の責任者町長と副町長がやったということなんですよ、町長。それを町長は謝罪で終わらせたいということであれば、他の職員全体への影響というものがはかり知れない。特に、これまでも、小海町の中で行政から懲戒処分を受けた職員もおりますし、その都度、町長も一緒になってみずから減俸してきていると。こういう小海町の行政の流れの中での公平性という点から見ても、私は非常に問題があると思うんで</p>

	<p>す。町長や副町長や総務課長は何やってもいいんだと、そういうふうに思われてもしょうがない、私は内容だと思います。改めて、町長のそこいら辺の考えはいかがでしょうか。</p>
町長	<p>現在までに懲戒処分となった事例等々を鑑みまして、今回、その内容と比べましたところ、これは内容は違うということの判断を私がしました。したがって、議会でのお詫びという、とても重い決断を私がさせていただきましたことに対して、今のご意見なんですけれども、その辺はやはり私が決めたものですから、そういった形にさせていただきました。ぜひ、ご理解をしていただきたいと思います。</p>
10番議員	<p>私は、町長、俺が判断したからいいじゃねえかと、こういうことなんです、簡単に言えば。要らない商品をあんた方が3人で相談して作って、町民にこれを買えと、こういう仕事ですよ、この広報は。それで、そんな要らねえものを町民にみんな撒いたんですよ、あんたたちは。今、国のほうでは、逆に、桜を見る会じゃないですけども、税金を使って、自分の支持者やね、後援会員や、本来の目的である功勞された皆さんをと、これに使うべき税金を私物化したと。きょう、国会最終日で、延長になるかどうかわかりませんが、そういう事態が国でも起きていますけれども、逆の形で、小海町だって同じじゃねえかと。町民に間違っただけのものを作って配っておいて、金は町民に出せと、こういう行政運営をやって、周りじゅうから厳しく指摘されなければ気がつかないというレベルの町政だという認識では、私は小海町をイメージダウンさせた責任、こういったものは拭い切れません。これからの町長は、それが私の決定だということであれば、あとは町民の皆さんに判断をしていただくというふうに申し上げまして、私は、反省をされたからには、次回以降ね、同じようなことが二度とないようにと。特に、いろいろの事業で、議会にも相談しねえで、どんどんと予算化したのを変えていってしまうとか、当初予算を立てたのを事業推進ができずに、年度途中で変えてしまうとか、こういうことはね、町長、重要な政治責任であり、事務方として重要な問題なんです。やはり、そういうことも、すいませんでしたって頭下げりゃ、はい終わりという町長だということになれば、町民の皆さんの判断はそれなりに動いていくのではないかと。私は、ぜひこういった問題が一日も早くしっかりとけりがつき、先ほど議長申しましたように、前向きに町長が掲げる元気の出る小海町づくりということが議会と一丸となることができるような、そういう環境づくりを行政側にも努力をしていただきたいということを要望しまして、私の一般質問を終わります。</p>

議 長	<p>以上で第10番 井出薫議員の質問を終わります。 ここで11時10分まで休憩といたします。</p> <p style="text-align: right;">(とき10時53分)</p>
<p>第7番 篠原 伸男 議員</p>	
議 長	<p>再開いたします。 (ときに11時10分) 次に、第7番 篠原伸男議員の質問を許します。篠原伸男君。</p>
7番議員	<p>7番 篠原伸男です。異常気象と今年は言われてきました。今後どうなることかと不安を感じているのは、決して私一人ではないかと思っておるところでございます。また、我が小海町の議会においても、議案の差しかえや予算の修正動議が発せられるなど、今まで経験したことのない異常なことがありました。私たち議員は、町民の皆様の福祉向上につながるよう常に行政を調査し、審査する役目を、町民の皆様から付託されており、その役割はさらに全うする所存であります。行政に関わる皆様におかれましても、なお一層切磋琢磨し、そして精進なされることを望むところでございます。</p> <p>それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。来年度は、町が進めてきましたまち・ひと・しごと地方創生総合戦略が2020年度から2024年度までの第2期がスタートされるわけでございます。第1期からの企業の地方移転施策は継続されますが、第2期は関係人口の拡大を重視し、東京一極集中の是正を目指すのが政府の方針だと報道されております。町においては、12月に入り翌年度の予算編成を始められたと思います。2020年度は、黒澤町長任期の後半に入ります。今までの2年間を踏まえて、次年度、どのような事業を展開されるのか、また、展開される事業は全て重要であると思っておりますが、特に力を入れる重点事業は何か、お尋ねいたします。</p>
町 長	<p>ただいま篠原伸男議員から、私も折り返しになって、どういう事業が一番重要視しているかということだと思います。町政というものは、やってみますと、まさに、まさに多岐にわたる、そして老若男女全ての皆様にサービスを提供しなければいけないということは自覚しておりますが、若者の定住、子育て、高齢化対策等々ございますが、私は経済の活発化というものが必要ではないかと思っております。後のほうで出てきますけれども、やはり稼ぎがなければ元気にならないというのが実情だと思います。そういった観点でありますけれども、まずこれはというもの1つというわけにはいきませんもんで、幾つか言わせていただきます。</p>

	<p>中部横断自動車道ですけれども、1キロ帯になったということで、またご存じのとおり、八千穂高原インターの下には8,000平米という大変膨大な土地を道の駅として、国土交通省が示してきたということになっております。その中で、佐久穂町とはまさに連携をとって、私も当初述べました本間地区あたりに大規模な道の駅をつくり、そして高速バスの発着所をつくりたいということをお願いしてきたわけですけれども、あのそばにやはりあぁいったものができるかと、私は佐久穂の首長とも話をしていますが、小海町も協力させてほしいということで理解を得ております。あの事業を進めるに当たりましては、佐久穂町と協力し、そしてまた両相木も関係してくると思っておりますけれども、そういった部分で来年度から下準備をしていきたいというのが1つでございます。もう一つは、小海駅前通りの商業施設アルルでございますけれども、昭和62年の12月12日にオープンし、はや32年が経過している中でございますけれども、最初からあそこに入ってお店を運営しているという商店がなくなりました、今回。そして、さまざまな要望等もございまして、私、公約で掲げてまいりました駅前通りの再構築という部分のものにつきましても、来年度から調査を始め、そしてあのアルルを中心に、また小海駅舎を中心に、馬流の皆様を含め、小海の商店街の発展ということに結びつけていきたいと思っております。以上です。</p>
<p>7 番議員</p>	<p>経済の活性化に重点を置いていくと町長おっしゃられておまして、まことに全て社会においては衣食足りて礼節を知るという言葉もありますが、まず食べて生きていく経済というものは最重要だと思いますが、道の駅、町長、最初に挙げておられましたが、昨年のローリングした長振を見ますと落ちておまして、おやと思っておりましたが、佐久穂にあれだけのものが計画されているとなれば、これはまた連携というような道を進めていくと。それからもう一つ、課題であります駅前のアルルの建物というものも、町の中心でありますし、これはまた最重点課題として特に取り組んでいただきたいと。それらに私が思いますには、町内の移動も大切ですが、佐久穂にできる道の駅も、町内外からの勧誘ということでありまして、そういった中で私たち小海町では、平成28年度から憩うまちこうみ形成事業ということによりまして、交流人口あるいは関係人口の増を狙ってきたわけでありまして、この憩うまちこうみ形成事業についてお尋ねいたします。今年、平成31年2月15日に行われたシンポジウムには、90社、200名を超える皆様が集まったと報告を受けております。一方、28年度から昨年度までで、地域おこし企業人関係費を除いて約2,600万円が投入されております。以前、</p>

	<p>一般質問で申し上げましたが、信濃町では28年度の利用者が1,600名、トレーナーといえますかセラピストといえますか、その方たちは1人60万円の報酬を受けており、経済効果は7,700万円と聞いております。小海町はまだ歴史が浅いのですが、協定企業数、その協定された企業の来町者数及びその経済効果、そして養成したセラピストの数と、そのセラピストが得た報酬についてお尋ねしたいと思います。先ほど町長も、経済の活性化ということをおっしゃっていただきました。やはり、こういう1つの事業をやったときにおける経済効果というのは、常にチェックしながらやっていかなければならないので、その辺を含めてお尋ねいたします。</p>
町長	<p>提携企業数、内容につきましては、後ほど係のほうから述べさせていただきますが、私のところへ来ております提携企業のトップの皆様、それぞれ皆紳士でありまして、特に町に奉仕的であるという部分を本当に感じるわけでございます。したがって、いい相手だなと私も思っているところであります。また、インストラクターは、先ほど信濃町の例がありましたが、それにたがわず、小海の町もボランティアでなく、全員がお金を取るためにセラピストになるという目標を持っていただいております。したがって、この事業、大変町でも希望の持てるものだと思いますので、今後も推進していきたいと思っております。詳細につきましては、総務課長のほうから述べさせていただきます。</p>
総務課長	<p>お疲れさまでございます。それでは、私のほうから、数値的な細かいことについてはご説明を申し上げます。まず、提携企業数と今年度の来町者数及びその経済効果ということでございますが、12月時点で「憩うまちこうみ」協定を結んでいる企業者数は5社でございます。昨年、3社と締結し、この夏に2社と締結しました。また、現在、協定内容等について内部で稟議をいただいております企業、健保組合、合わせて4つでございます。この皆さんとも本年度、協定を締結する見込みが固まってきておりますので、恐らく全部で今年度中には9件という風になると思います。また、今年度、協定に基づいてセラピーを受けるために来町していただいた人数につきましては、今のところ113名でございます。それから、モニターツアーで参加された方が13名、企業の打ち合わせということでお見えになられた皆様が57名、事務局で承知している家族旅行など個人的な目的で来町された方が27名おります。延べ210名ということでございます。それから、リ・デザインセラピーのほか、事業に直接関連して町内に支払いがあった金額でございますけれども、現時点で把握している金額は、事務局を經由して宿やセラピスト、</p>

	<p>食堂に支払われたものにつきましては470万円、それから職員が同行し把握している土産等の購入代金が27万円ほど、それから打ち合わせ等で宿泊や食事をされた金額が46万円ほど、町内で企業の皆さんがセラピーを受けるためにタクシーで移動した金額が6万円ほどということで、合計550万円ということで、事務局のほうで把握している金額はそれでございます。これは一時的な支払いで、事務局が把握しているもののみのカウントでございますけれども、最低限の金額となっております。経済効果については、二次効果、三次効果を発生させるものでありますので、相当な経済効果があると思っております。それから、セラピストの数とその報酬でございます。数ですが、現在、今年度養成講座を受けており、来年度から稼働予定の3期生を含めまして、森林ウォークセラピストが12名、ヨガほか瞑想のセラピストが9名、たき火等コミュニケーションのセラピストが3名、それからセラピー食を提供する食堂や宿が6軒ということで、延べ30人以上ということになっております。宿や食堂などの実費で支払うものを除いて、セラピストへの報酬は金額を設定しておりまして、森林ウォーク、ヨガなどの瞑想は、セラピスト1人1回当たり1万円、それからたき火のセラピストにつきましては、燃料代等がございますので、1回につき1万3,000円ということでやっております。本年度の現在までの宿や食堂を除いた報酬総額は55万4,000円ということで、1期生と2期生の稼働したセラピスト12名の皆様に、この金額が分配されております。以上でございます。</p>
<p>7 番議員</p>	<p>細かく数字を出していただいたわけでございますけれども、もう28年、29年、30年、31年、4年目になってきている、投資金額だけでも結構大きなものに上がってきておりまして、トータルで210名の人が来た割に550万ということでありますと、なかなか難しい事業であるなど。かなり長い時間かけてやっていかなければならないのかなとは前々から思っておりましたが、いずれにしましても、一番はこのセラピストといいますか、インストラクターと申しますか、その養成がなければこの仕事は全然続かないと、役場の職員の皆さんがいつまでも関わっている事業では私はないと思います。そういった中で、今年度も憩うまちこうみ加速事業で組織の事業モデルを検討・設立で200万など、トータルで予算上は1,000万計上されております。地域おこし企業人関係者や負捕交を除いて240万がさらに計上されておりまして、いただいた資料によりますと、来年度も加速事業で500万、それから新たなフィールド整備に1,500万が予定されておりますが、今年度の憩うまち加速事業の進捗状況をお尋ねいたします。</p>

	<p>加速事業の内容を見ると、検討だとか調査だとか、アドバイスだとか構築等々の文言が多いように感じ、先ほど総務課長のほうから説明ありましたが、12名のインストラクターで約55万ですか、ありましたが、リ・デザインセラピーの実態は果たしてどうなんだと。あと何年ぐらいたてば、この前の質問したときには、いずれ新たな組織をつくって民間のほうに任せるといことですけれども、独立した組織、今回の加速事業でも1,000万からのが検討だとか調査だとか、アドバイスだとか構築云々というようなことが出てきているわけですが、これで一体何年ぐらいたったら町から離れて、独立した組織として動き出していくのか、進捗状況とあわせてお尋ねいたします。</p>
<p>総務課長</p>	<p>お答え申し上げます。今現在、憩うまちこうみ事業につきましては、コーディネートをお願いしております株式会社さとゆめと一緒に進めておるわけですが、事業の継続性、それから事務局機能の法人化などについて今現在検討を行っております。この事業を継続して拡大していくためには、事務局の在り方が重要なポイントになってこようかと思っております。現在、やっいていただいている地域おこし企業人につきましては、残りの任期があと1年ということでございまして、先般の補正でもお願いを申し上げましたが、この事業をさとゆめから派遣されている者に代わって進めていただく地域おこし協力隊、こういった方を募集をしたいということで、先般の補正ではそれに係る経費として200万円ほどお認めをいただいております。今現在、募集に向けまして、企業をお願いをしましてやっいてるところでございまして、今年始めたばかりで、まだまだセラピストの数も足りませんし、よそへの告知等もまだ足りていない部分がございます。今後、どのくらいしたら安定した事業になるのかということでございまして、できましたら3年後ぐらいにはそういった形で、新たな協力隊を雇い入れて、その協力隊が任期を満了するときには法人を設立して、そっちへ移行していくというような形で考えていきたいと。ですから、すいません、3年じゃなくて、協力隊が活動する3年を終えてから一人立ちをさせていきたいという風に今、計画をしております。この事業につきましては、まだまだ目に見えない効果等も、関係人口の構築等ありまして、先程今年お見えになった人数につきましては事務局で把握している分ということで発表させていただきましたけれども、この他には、先週の日曜日にクラフトビールを製造するためのリングを絞る作業を行ったわけですが、そこへも企業の皆さんがおいでになった。その前には、松原湖へお酒を沈める作業もございました。それ</p>

	<p>にもこの関係企業の社員の方が来て、お手伝いいただいたと。それから、オペラコンサートも開催しまして、40名ほどの皆さんが別途見えているというようなことで、関係人口構築にはなかなか役に立つといたしますか、未来がある事業だなということで感じてはおります。以上です。</p>
<p>7 番議員</p>	<p>憩うまちこうみということで、地方創生の戦略として始めているわけですから、それはそれで当然、投資もしているわけですから効果は上がってくると、また上げなければまちづくりにならないわけではありますが、なかなかこれは人を中心にしてやっていかなければならない、企業誘致とかあれば、探しているところをうまくマッチングすれば企業は来てくれるけれども、一番は担う人をどういうふうにやって育てていくかだと思います。いただいた資料の憩うまちこうみを加速する事業でも、組織の事業モデルを検討、それで設立で200万、組織の法人化検討経費83万とかって出ているわけです。これに対する中で、いわゆる今、セラピストなりインストラクターというような人たちはこれにかかわっているのかね。将来的に、ただ地域おこし協力隊が3年間、これから募集した人が来てというような形で果たしていったときに、スムーズに組織づくりができるのかと。現在の中でも関わっている人たちが、この憩うまちこみの加速する事業に入っていないと、いつになつて独立はできないんじゃないかと。役場の職員がかかわってやる分には全然構わないんだけど、これは役場が一生しょっていく仕事ではないと私は思っておりますので、その辺のところの民間といたしますか、やはり役場職員以外の中心になる人のある程度目安を、それを言えば、多分今、こんな地域おこし協力隊を募集しているからその人と言うかもしれませんけれども、既にはや28年度から始めて、かなりの年数が経過しているわけですから、まずポイント、ポイント、そしてそういったものをおさめていくにもことしも1,000万からのお金が出ているわけでありますから、十分私は配慮して進めていく、かなめを早く見出してやっていくべきではないかなと思うんです。そして、旧たぬきや跡のところがりノベーションが2,000万計上されております。前回の定例会のときに私がお尋ねいたしましたし、そして今回も他の議員が質問しましたら、これから冬季にかけて実施するとの回答をいただいております。予算上は、改修工事プロポーザル30万が報酬で計上されているが、定例会初日の説明では、もう設計は済んでいるとのことでございました。プロポーザルでやったのか、設計を外注したとすれば、これは委託費に計上しなければならないわけですが、その辺がどうなっているかはまた全員協議会で説明があると思いますが、冒頭、私が申し上げました、</p>

	<p>議会が天候と同じように異常と申し上げたことは、我々議会が受ける説明と実施されることが違っているからであります。今回の私の一般質問では、これ以上話すつもりはありませんが、課長等の皆さんは議会軽視にならないよう、議会に説明したことは違いのないよう心して取り組んでいくべきであると思います。その辺のところを強く、今後そういうことのないよう、そして我が町の議会が異常とならないように要望しておきます。旧たぬきやリノベーションは、協定企業獲得のため企業活動、活動拠点整備と予算説明資料に記されております。後にそこでヨガやテレワークもするとの説明も受けました。私はことし3月1日、長野県主催の信州リゾートテレワークフォーラムIN東京に参加し、私なりにテレワークというものを学んできました。本当にたぬきや改修で実施するのでしょうか。例えば、Wi-Fiとかそういったものもこの中に全部盛り込んであって、このリノベーションで完備できているのか。立科町では、パソコンを持って、あるいはパソコンをもって働く気のある人が本人だけが来ると「すぐできる」、「すぐ働ける、すぐ住める、すぐなじめる、すぐ遊べる」ということをうたい文句にして、「おためしテレワーク」を推進しております。小海町では、この憩うまちこうみ形成事業で、テレワークをここまで突っ込んで実施なされるんですか。憩うために小海町に来て、4つの要素、ヨガとかといった中で、その憩うまちの中でもテレワークとして合同してやっていく考えなのか、それからテレワークということを実践してやっていく、そういうお考えであるか、お尋ねいたします。</p>
<p>総務課長</p>	<p>お尋ねのテレワークでございますけれども、これは、やはり今こういう時代になって、国も積極的に進めていることでございます。私たちも、町だけの思いではなくて、実際に企業の皆さんとお話をしながら、このテレワークの施設の整備については進めております。また、全協でというふうにおっしゃいましたけれども、当初プロポーザルでやる予定だったんですが、ここにかかわっている提携企業のほうからもいろいろと、例えば使い勝手がこんなだったらいいですねというようなアドバイスもいただいている中で、この企業がぜひ設計屋さん、無償で設計やってくれる方がいますので、ぜひその方のアドバイスをいただいてみてはどうですかというような話の中で、それではということでお願いを申し上げました。そうしたところが、その設計屋さん、もう全て設計から積算までやっていただいたというようなことで、実際にこれについては設計料は要らないということで、ご協力ということでやっていただいておりますので、プロポーザルの報償費については、最終的には落とさせていただくようになると思いますが、そういったことで、企業の皆</p>

	<p>さんの意見もお聞きして、どういった施設が使いやすいかというようなことで今現在進めております。町としても、テレワークについては積極的に、ここを皮切りに数カ所、できるのであればやっていきたいというつもりでおります。以上です。</p>
7 番議員	<p>テレワークとかりモトワークとか、今、各地でいろいろやってきておりました、私自身もテレワークとかそういったことを否定するつもりはありません。ただ、憩うまちこうみという形成事業ということでやっていったときに、テレワークというものも暗にただ簡単にのっけていっていいのかと。今もお聞きしましたら、便利な人がいたから、無報酬でこれができるというような形で果たして済むのかと。私も3月1日の県が主催したリゾートテレワークの講習出てみますと、かなりそれぞれのやっておる町村は専門の人を入れています。白馬では、前にも申し上げましたが、グーグルにいた人とか、軽井沢でもNTTドコモでやっていた方が入ってきてやっているというようなことで、だから、1つ事業をやっていく中には、担当がある程度その道に通じた人が私はやっぱりいて、やっていかなければならないんじゃないかなと思うんです。これは、役場の職員の皆さんに、端から全部仕事かかるということはなかなか難しいことでありまして、その道にたけた人を確保する。立科町の例は、また後でお話ししますけれども、考えているところであります。だから、テレワークというようなことも後々、ちょっとほかの話と、ワーケーションということで申し上げていきたいと思っておりますので、テレワークの話はここで終わります。ある地区の区長さんが今年度、「今度、俺、区長になりましたよ」という話を私聞かされました。「大田団地も順調に売れており、町が元気になってきたと感じている」とおっしゃっておいりました。やはり、「町は元気でなくてはならない」とも言っていました。黒澤町長の公約に「元気な小海町」を実現がありますが、来年度のことは先ほどお聞きしました、経済のほうに重点ということで、これは来年度以降もまたベースとなっていくと思うんですけれども、町長の任期4年ですが、次年度以降のどのような政策を進めて元気づくりをしていく考えであるか、お尋ねいたします。</p>
町 長	<p>私は、就任当初から申し上げております、元気なまちづくりということで進めてまいっております。そういう中で、基本中の基本ではありますけれども、我が小海町役場の職員がまず元気にならなきゃいけないというふうに感じております。2年近くやってきておりますが、それは徐々にであります、遂行されているという感じは受けます。そういった中で、町民の皆さんへの発信は役場の職員がやるべきだということで、それについての教育、それか</p>

	<p>ら講習等々広い範囲で、また、役場の職員が広い視野でいなければ何もできないということで、それをまずやっております。それから、先ほど来申しておりますように、やはり気持ちの問題、この町に住んでよかったなという部分は、施策の中で訴えるしかございません。したがって、職員ともども私は進めていく1つの中に、こういった中で元気をつくりたいと。それから、先ほど申し上げましたとおり、やはり経済が活性化していないと、これは元気どころではございません。失速してしまいます。したがって、先ほど申しました商業につきましては、そういったことで進めていきたいと思っております。また、農業、林業、教育、全ての部門においてあるわけですがけれども、そういう中でもやはり経済が安定していなければ、これは何一つ推進することは不可能という形になりますので、まず経済を進めていきたいというふうに思います。その一つとして、先ほど申し上げました小海駅を中心にした周りの再構築というふうなものを考えてまいりたいと思っております。</p>
<p>7 番議員</p>	<p>経済を重点施策としてやっていくということであることは、これはもう当然であると思っております。行政の大きな力というものを発揮するのは地域づくりでありまして、地域に住む人がいかに幸せを感じるかということでありまして、それにはやっぱり元気で、経済的にも余裕が出てこなければならぬと思っております。駅の中の、アルルの中も大変行ってみると寂しく感じる面もあるわけでありまして、もうちょっと具体的な話が出てくるかなと思いましたが、ぜひ有効活用するように望むところであります。今やっております憩うまちこうみですが、リラックス、ヨガの瞑想、コミュニケーション、デトックスの4要素で構成されたリ・デザインプログラムの憩うまちこうみ形成事業を私はさらに進化させ、協定企業の会社や都市部の会社を誘致して、いわゆるワーケーションによって小海町の活性化を進めたらどうかと私は思っているところでございます。ご存じだと思いますが、きょう12月9日、東京でワーケーション・サミット2019が行われております。これには長野県の産業労働部長がショートメッセージを行いますし、それからテレワーク、リモートワークが進んできており、さらにワーケーション、ワークというのは働く、それからバケーションの休暇と融合してつくられた造語でありますけれども、このリモートワークで先進地と言われております和歌山県の知事が会長で、長野県の知事が会長代行で、ワーケーション自治体協議会の参加を呼びかけられました、7月に。このときには長野県は16団体、それからよそでは22というものでありましたが、11月19日現在では県内でもふえてきております。近いところでは佐久市、小諸市、軽井沢町、立科町</p>

	<p>等の団体が入り、16が21団体になっており、県外では北海道を含めた県、市、町、村などで44団体がこれに加わってやっているようでございます。もちろん、この事業を実施していくには、テレワークで仕事をする施設と宿泊する施設が必要かと私は思います。そういった意味において、我が小海町には松原湖周辺には旅館が、そしてリエックスホテルもあるし、また、駅上のコワーキングスペースや旧松原保育所、アルルの空きスペース、また開発公社の別荘等々がありますので、大変条件的には私は整備しやすいのではないかなと思っております。立科町では金融機関の建物を再活用してふるさと交流館芦田宿を中心に、それから軽井沢町では古民家や、軽井沢リゾートテレワーク協会や大手企業がワーケーション施設をつくっております。立科町では、更に芦田宿内の中にテレワークセンターというものをつくり、IT企業で働いていた人が、地域おこし協力隊として夫婦で立科町に移住してきて、これに関わっておるようでございます。そしてこの事業を推進しておりますので、その結果として、テレワークセンターには子育て中の母親を中心に担い手40人を目標にしておったところが、現在は35人養成したそうであります。他地域の企業と業務委託契約をし、データの入力やウェブページの更新などをして、月平均5万から6万円の報酬を得ているようでございます。憩うまちこうみ事業をさらに深め、働き方改革に対応し、町にある施設を活用できるワーケーションというものは、また憩うまちとは違った意味での私はまちづくりになっていくんではないかなと思います。観光振興や交流人口・関係人口の増加、そして移住にもつながってくるこの事業を、新たなまちづくりのために私は検討してみる価値があると思っておりますが、いかがでしょうか。</p>
<p>町長</p>	<p>ただいま篠原伸男議員からの提案といたしますか、現在の立科町の状況等々、拝聴いたしました。まことにすばらしい事業だと思います。貴重なご意見として承っておきますので、また後々役立てていきたいと思っております。</p>
<p>7番議員</p>	<p>貴重な意見だけにぜひ終わらせないように、ひとつ突っ込んで、またプロジェクトを組んでやっていきたいと。私はこれからも申し上げますけれども、憩うまちこうみ形成事業、もちろんこれすばらしい事業であると思っておりますけれども、憩うまちこうみ形成事業、私の以前の質問にも民間に移行するという回答をいただき、今回も地域おこし協力隊の3年が経過した後、独立の方向というようなことを総務課長から聞きましたけれども、憩うまちこうみの事業で、私は大変なのはやっぱりインストラクターと申しますか、そういう人たち、かかわる人の確保が私は大変難しいのではないかなと思ってお</p>

ります。しかし、ワーケーションとなってくると、ある程度町内の施設が活用できるのではないかと、既存の、そして今使われていないとことか、あるいは既存の旅館とかそういったものはできていきますんで、しかも、なかなか外に強力なコネクションを持っております、今まで委託してきた株式会社さとゆめと協力して企業誘致を推進し、さらに先ほど申しあげましたように、ワーケーション自治体協議会に加入することで、私はそのノウハウも取得しやすくなってくると思うんです。それで、小海町にとりまして、もしそういう協議会に入ると、他町村は今度は競争相手ですから、そうすると目標も私は立てやすくなってきて、具体的にも進められていくのではないかなと。今、憩うまちこうみ形成事業というのは、これはよそのところでもやっているかどうか知りませんが、今、長野県でも知事が会長代行になって力を入れているわけですから、私はそういうことに関してもかなりのノウハウを手に入れることができるんじゃないかなと。そういった意味で、私はこれらとあわせて並行でやっていくこと、それから協定結ばれた企業をさらに進めていった形で、このワーケーションできる場所を提供して、健康経営に導いていくのではないかなというようにも私は思っておりますんで、こういったことをぜひぜひ私は検討していただきたいと思っております。今国会では、過疎地への若者の就業を後押しする特定地域づくり事業推進法というのが成立したようでございます。これは、特定地域づくり事業協同組合を各地に設立して、これに登録した若者を農林業やサービス業等々、地域産業の働き手として派遣する内容であります。国は、新しい制度をどんどんつくっていきます。ぜひ、職員の皆さんにも、高いアンテナを張って、まちづくりに私は邁進していくこと、いつまでも地域おこし協力隊というのが果たして続くのか、あるいは今申しあげましたような協同組合というものを設置して、そこから地域産業の担い手を派遣するというような方法もとられていくわけですから、その辺のところも常に高いアンテナを張りながら、どちらが小海にとってよりプラスになるかということも、常に神経とがらせて進めていっていただきたいと思っております。次に、小海町職員希望降任制度実施要綱についてお伺いいたします。この制度の利用状況はどうでしょうか。また、小海町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例では、職員の人事評価、服務の状況の公表が対象となっているから、当然人事評価や服務状況を把握した上で人事異動もなされていることだと思うんです。そういった意味で、この降任制度という、29年の3月にできて、私もこういう制度があることを気がつかなかったわけでございますけれども、これの今の利用状況はいかが

	でしょうか。
総務課長	<p>施行以来、3名の職員に関して降任の申し出があり、承認し、降格させました。内訳につきましては、係長職2名、それから課長補佐職1名でありましたが、いずれも希望により3級に降格をさせました。この3名につきましては、申し出後3カ月間の療養休暇を希望し、休暇をとりました。現在とっている者もおります。現在、2名は職場に復帰をしております。以上です。</p>
7番議員	<p>体調を崩したりとか身体的なもの、メンタル的なものがあるかと思えますけれども、こういう人事異動をする際に当然、先ほど私、公表の条例があるわけですから。それをしたときに、人事評価だとか、あるいはサービスの状況を把握した上でなされているのかということをお尋ねいたしました。余りにも今年度、続けてこの制度を希望してきている。さっき3級に降格させたと言いますが、これは本人からの希望で降格を申し出ているわけでありまして。本当に降格させるんだとしたら、分限の措置になると思うんですよ。そういったところを含めて、私は、これは体調崩した人を無理やり働けとかなんとかというのではなくて、実際にその辺のところをよく、職員の調子をつかんだ上で、人事異動をやるべきじゃないかなと思っているところでございます。先ほど町長も、職員が健康でなければならぬと、一番最初に重要なこととして挙げている、その職員が病んでいたでは、働く環境というものの良し悪しどうなのかということになってきております。そして、これも今度は本人の希望、或いは他の職員との均衡をとってということですけども、再昇任の基準とその再昇任後のポスト、3級に降格された者がまた4級になっていった場合には、どういうポストにつけてやっていくんですか。原則的に言えば、私は同じ職場のところに戻って活躍してもらうのが一番だと思いますけれども。さもないと、将来の人事異動が、あの人はあのポストのところへ行ったら潰れちゃったとか、だめだった、病んじゃったとかとなってくると、今度、人事異動が大変硬直化してくると私は思います。そういった意味で、本人にとっては時にはきついかもしれないんですけども、やっぱりそこら辺のところを踏まえて、私は昇任というような形をとっていきべきだと思いますが、その辺はいかがでしょうか。</p>
総務課長	<p>再昇任でございますけれども、一般職の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則第21条第4項の規定によりまして、町長の定める号俸ということで決められております。特に、3級から何級に上がるとかそういうことではなくて、町長が決めるということになっておりまして、職場復帰した1名につきましては、降格前と同じ級、課長補佐という級に復帰をいたしました。ただし、</p>

	<p>復帰した後のポストにつきましては、復帰前とは違った部署へ配置をしております。もう1名につきましては、降格前は係長でしたけれども、やはり復職するときに別の部署、本人の体調等も勘案しまして、別の部署へ配属を決めたわけですが、そこに係長というポストが、係長が1名おりましたので係長ポストがなかったということで、今現在も3級のままだに復職になっております。この職員につきましては、4月の人事異動では係長に昇格させるつもりで考えております。その復職、もとのところへというご意見もございましたけれども、やはり個々の職員と話をしまして、やはりそこでの経験がちょっとトラウマといいますか、また同じところに帰れば同じような、再発する可能性がなきにしもあらずというようなこともございまして、話し合いをして本人の希望も聞いた中で、復職するポストを選定しているということでご理解をいただきたいと思っております。</p>
7番議員	<p>無理やりあれしまして、トラウマや、またハラスメントにもなりかねないこともあろうかと思いますが、しかし、役場の職員の皆さんは、入職する際に誓約書を出しておりますですね。職員は全体の奉仕者ということになっているはずだと思います。したがって、どこのポストへ行っても町民に対応できるような形の職員を養成していかなければならないと私は思います。やっぱり、適材適所ということで、ポストをやってみたらああだった、こうだったというんじゃなくて、任命権者のほうではよくその辺もチェックしていった中でやっていかなければ、私は役場の職員体制ということ、それから町長が一番健康ということを今先ほども申されておりました、それが実現でないではないかなと思います。そして、健康経営に役立つ町、憩うまちこうみの小海町において、職員は常に健康でなくてはならないのであると私は思います。健康経営を小海に来てどうぞと言って、その反面、小海の職員が病んでいたじゃ、果たして健康という言葉が使えるかというふうに思うんです。したがって、健康経営をよそに誇れる町であることを切望いたしまして、私の一般質問は終わります。ありがとうございました。</p>
議長	<p>以上で第7番 篠原伸男議員の質問を終わります。 ここで午後1時まで休憩いたします。 (ときに11時58分)</p>
<p><u>第9番 的埜 美香子 議員</u></p>	
議長	<p>それでは、再開いたします。 (ときに13時00分)</p>

	<p>午前中申し上げましたが、災害査定の係員が見えられるということでございますけれども、早まっているようですので、連絡が来次第、暫時休憩といたしますので、ご承知おき願いたいと思います。第9番 的埜美香子議員の質問を許します。的埜美香子君。</p>
9番議員	<p>第9番 的埜美香子です。通告に従いまして一般質問をいたします。初めに、このたびの台風19号により甚大な被害となり、尊い命が失われ、多くの方の住まいや生業、財産が奪われました。被害に遭われた皆さんに、改めて心からお悔やみとお見舞いを申し上げまして、一般質問に入らせていただきます。さて、この台風19号は発生時から警戒され、超大型でこれまでにない被害が予想されるので、警戒を強めるようにと気象庁から呼びかけられたとおり、東日本中心に直撃してしまい、広範囲にわたり、想像をはるかに超える被害をもたらす大災害となってしまいました。特に、この千曲川流域での被害の大きさは、実際に目の当たりにし、映像や写真を見ましてもはかり知れなく、家を失い、生業を失った方々の生活再建・復興までにはかなりの時間がかかりそうです。近隣では、佐久市や佐久穂町、北相木でも大きな被害となりました。小海町でも、伊勢湾台風を経験された方でも「こんな台風は経験したことがない」とか、「こんなに被害が大きくなるとは思わなかった。あと1時間降り続いていたらと考えると、こんなもんで済まなかったのではないかと、皆さん口をそろえて、被害がいかに大きかったかを話されています。メディアでは、ほとんど小海町のことは報道されなかったので、そんなに被害はなかったと思っている方も多いと思います。これまで、何度か被害状況の報告も受けてきたわけですが、改めて町全体の被害状況をお聞きします。</p>
町長	<p>台風19号関連につきましては、議会の初日、冒頭で私、招集のご挨拶でも申し上げましたが、小海町におきましては、人的被害はなかったものの、ほかの被害があります。後で産建課長、町民課長から説明させますけれども、それにつきましても、区長さん、消防団、警察、病院等々の皆さんの連携、そして協力のおかげで、こういった形になりましたことを感謝するとともに、それから今後とも、皆さんの意見を拝聴しながら、安全・安心のまちづくりをしたいと思います。以後、産建課長、また町民課長のほうから、詳細については説明申し上げます。</p>
産業建設課長	<p>それでは、被害状況につきましてお答えをさせていただきます。台風19号によります公共土木災害、浸水箇所等につきましては、河川で4カ所、道路9カ所の計13カ所。それから、農地・農業施設災害につきましては、田で</p>

	<p>17カ所、畑で75カ所、水路10カ所、農道で8カ所、頭首工5カ所、ため池2カ所、計115カ所。それから、林道災害につきまして14カ所で、そのうち災害申請箇所につきましては2カ所というふうになっております。なお、被害額につきましては、復旧見込額ということでありましてけれども、工事費のみですが、公共土木で2億1,500万円、農地・農業施設のほうで3億5,500万円、林道関係では2,800万円、計5億9,800万、約6億円の被害を見込んでおるところであります。私の方からは以上です。</p>
町民課長	<p>お疲れさまでございます。それでは、家屋の関係につきまして、私のほうからご報告いたします。家屋の関係は、床上浸水が4件、床下浸水が10件、倉庫、事務所などで全壊が1件、床上浸水7件、床下浸水3件となっております。以上でございます。</p>
議長	<p>ちょっと待ってくれる。 ここで暫時休憩といたします。 (ときに13時06分)</p>
議長	<p>再開します。第9番 的埜美香子君。 (ときに13時11分)</p>
9番議員	<p>先程、町民課長から報告からもありましたように、人的被害はなかったものの、これまでにない被害だったということが分かった訳ですが、今日は資料請求の方をしなかったんで、できれば今の、先ほどの説明、被害状況の説明が一覧になっているようでしたら、全員協議会あるいは委員会のほうに、皆さんのほうに提出願いたいのですが、いかがでしょうか。</p>
産業建設課長	<p>災害の関係につきましては、当日の資料綴の中で公共土木、農業施設災害、それから林務災害ということで、地図に示させていただいております。尚、今日の資料つづりの9ページから15ページにつきましては、農地・農業施設災害の115カ所のそれぞれの災害調書ということで、国のほうへ申請を上げたときの資料をそのままつけさせていただいておりますので、またご覧いただければと思います。よろしく申し上げます。</p>
9番議員	<p>はい、わかりました。ありがとうございます。さて、河川の護岸工事を始め道路の舗装工事など、あっちこっちで復旧作業が始まり、今も災害の査定も始まる中、職員の方も毎日のように現場確認等々作業が続いており、今回の補正予算でも6億を超える災害復旧費が追加されました。復興・復旧のめどはどの程度立ちそうか、河川、道路、家屋、林道、畑、その他あるかと思いますが、それぞれについてお答えください。</p>
産業建設課長	<p>それでは、復興支援策について、河川、道路、林道につきまして、私の方から申し上げます。台風19号による公共土木災害につきましては、申請箇所等につきましては先ほど述べさせていただきました。公共土木については、</p>

	<p>12月16日の週に県のほうで査定があります。その査定を受けまして、工事内容が決定をされると。その査定の結果によって優先度が決まり、順次実施設計、入札という流れになります。2月上旬ごろに発注ということになるのではないかなと、現在では思っております。いずれにしても、生活に密着している箇所から早期復旧に取り組んでいきたいと思っております。また、災害申請以外の箇所については、予算の確保ができ次第、順次復旧工事に着手していきたいというふうに考えております。農地災害につきましては、説明資料等でも申し上げてあるところでありますが、今、まさに国の査定が、本日と明日に行われます。この査定の結果を受けて、13日に朱入れが行われ、完了次第に本設計、公共土木工事と同じ2月ごろに入札の、発注となるのではないかなという風に思います。農地につきましては、来年の耕作に間に合うように工事着手をして参りますけれども、特に受益者の多い重要な農業施設等を優先的に復旧する予定でおります。また、農地に土砂等が流入した箇所、田んぼの法面の崩落した箇所等々、耕作に支障が出ている箇所の復旧も優先的に行う予定でおります。補正予算が認定されたときには、災害申請以外の町の単独の場所についても、復旧箇所を順次実施をしてまいりたいという風に考えております。林道災害につきましては、申請箇所が2カ所、申請外で12カ所、計14カ所の災害箇所がありました。災害申請の査定につきましては、先程日程が決まり、12月19日に査定が佐久合庁で実施をされるということで、査定完了後に公共土木、農地災害と同様に本設計等した中で、2月ごろの入札、発注というふうになるかと思っております。有害鳥獣駆除を行うような頻繁に使用される林道、また、マツタケ山の入山に必要な林道等は、重点的に使用される林道として優先的に復旧をしていきたいというふうに考えております。よろしくお願ひします。</p>
<p>町民課長</p>	<p>被災家屋に対する支援策といたしましては、床上浸水の家屋は半壊という扱いになります。半壊被害の家屋に対しては、片づけ、災害ごみの撤去、消毒、汲み取りの援助のほか、災害救助法による生活必需品の支援や現場での排水といったものを実施しております。また、床上・床下浸水の被害を受けた世帯には、災害認定調査の手続を行った上、罹災証明の申請、発行をしてございます。さらに、信州被災者生活再建支援制度の適用、家電製品の支給、NHK受信料や介護保険料、医療費の減免などの支援策がございます。以上でございます。</p>
<p>9番議員</p>	<p>ただいまそれぞれについてお答えいただいたわけですが、公共土木については12月16日に査定ということで、優先順位、生活密着度というか、密着</p>

	<p>箇所を優先順位に、予算確保でき次第始めるということで理解しました。家屋についてですが、予算説明のときにもありましたように、床上浸水、今の説明でもありましたけど、半壊ということで補助対象というふうになると思いますが、今回出された要綱に基づいて、今も説明ありましたが、支援金を支給するということだと理解したんですが、その額で再建の目途がきちんと立ちそうなのかということと、床下浸水の方たちの復旧のほうは大丈夫なのかということ、ちょっと住宅家屋についてもう一度伺いたいと思います。お願いします。</p>
町民課長	<p>家屋の関係につきましては、床上浸水4件の皆さん、半壊という扱いになるわけですが、この皆さんにつきましては、町としては町単独の見舞金、あるいは町のほうで片づけの支援をさせていただく、これの選択をさせていただくこととなりますけれども、4件の皆さんとも片づけの費用を町のほうでお願いしたいということで実施をしております。あと、災害によってだめになってしまった畳とか、そういうものの撤去費用も町のほうで行っております。床上・床下浸水の被害家屋につきましては順次復旧のめどが立ってきているという状況でございます。以上です。</p>
9番議員	<p>いずれにしましても、被災者の生活再建がしっかりと見届けられるまで支援することが大事だと思いますので、今回出される要綱というのは国の基準に合わせたものという風になっていますので、その基準もね、以前から問題になっています。例えば、同じ浸水被害を受けたのに隣の家は全壊、隣の家は半壊という風なことも、今回の長野市の方とかでもそういったことも起こっていると思いますので、しっかりと被災者の状態を見ていただいて、支援していただきたいと思います。それと、町独自の見舞金や片づけということで、独自の救済措置もとられるということですが、今後のことも視野に入れて、町独自の支援策、そういうものをきっちりと今後のためにつくっておく必要があると思います。いずれにしましても、しっかりと生活再建ができるように、相談も含めてやっていただきたいと思います。続いて、林道についてですが、査定が先ほど12月19日ということで、それが終わり次第工事のほうに移っていく作業になると思うんですが、先ほどの説明の中でも、災害の申請箇所が2カ所で、それ以外が14カ所というふうな話もあり、まだまだそういう段階にいない箇所が林道、山林にあるというふうな認識を持ったんですが、長期の復旧工事、恐らくなくなっていくと思いますが、今回、災害復旧事業としての要件が満たされない林道、相当残ると思います。先ほどの話でも、町の中で順次やっていくというふうにお聞きしましたが、もう</p>

	<p>一度今後の流れについて、その残る部分、国からの申請が降りない部分についてのこれからどうするのか、もう一度お願いします。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>それでは、お答えをさせていただきます。国のほうで査定を受ける分、災害分については2カ所、それ以外については町単独で行うという説明をさせていただきました。まだまだ他にも林道等、完全にまだ網羅できていない部分ももしかするとあるかもしれません。今回の台風ですけれども、管内全体的に災害箇所がかなり多かったという点と、ほかの市町村さんでも洗掘というのはかなりありました。うちのほうでも洗掘箇所、何十カ所というふうにあったわけですけれども、その洗掘の基準として、深さが30センチ以上が大体災害の対象になるというようなことでしたけれども、一部30センチを超えて、途中で切れてまた洗掘というような部分も何カ所もありました。そういったところを公共災害でとるときに、40万円を超えなかったと…超えないであろうというようなところから、今回、災害で見えた部分が少なかったということになります。町単独で林業等は予算を確保した中で順次、下から順番に山へ登っていくというのが基本かという風に思っておりますので、順次進めていきたいというふうに思います。よろしくお願いします。</p>
<p>9番議員</p>	<p>しっかりと被害状況をつかむところも大変だと思いますけど、進めていただきたいと思います。一方で、今お話にありました国の災害復旧補助に対してですね、やっぱり要件基準が、今の洗掘箇所の話じゃないですけど、かなり厳しいというふうに感じております。先程の家屋にしてもそうですが、佐久穂町や北相木村など、山林など本当にすごい状況のようで、単独になる部分が相当出るという風に聞いております。近隣の町村等、やはり一緒に国のほうに要望をしっかりと出したほうがいいと思いますが、町長、そういった考えは今後ありますでしょうか、お願いします。</p>
<p>町長</p>	<p>中央要望ということでたびたび伺っているわけですが、内容を勉強すればするほど、やはり国の仕組みもちゃんとしているということではございますが、我々が届かない部分ありましたら、近隣の町村とともに、ただいま伺った部分を研究させていただきたいと思っております。</p>
<p>9番議員</p>	<p>今回の台風は、特に大きく広範囲ということもあるので、全然手が足りていないというところもあると思いますが、今後、やはりまた同じようなことがないとは言えませんので、だからこそ、この際に国への要望もしっかりと上げていくことは大事だと思います。よろしく願いいたします。もう1点、田畑についてですが、先ほどしっかりとね、順番にやっていくという話でしたが、法面とかが崩れたり、崩れた土が大量に畑に入り込んだり、また、大</p>

	<p>量の雨水が流れ込んで、大きく崩れてしまったような畑も見られるわけですが、これから農地の泥出しや整地、そういったものが今後、農家にとっては本当に課題となってくると思いますが、農地のそういった泥出しなど、手作業ではとても無理だと、重機も使えない、操縦もできないという農家が多いと思いますが、そういったことの支援の方もお願いできるのでしょうか、お願いします。</p>
産業建設課長	<p>お答えをさせていただきます。そのようなところが、例えば災害の査定の中で落ちているような場所がありましたら、申し出いただければ、町の方で土砂の撤去等をさせていただきますと考えております。以上です。</p>
9番議員	<p>この災害をきっかけに、田畑を手放したり、農業自体をやめてしまうような農家が出ないように、支援のほうをお願いしたいと思います。と同時に、今話しありましたような周知徹底を、あわせてお願いしたいと思います。今回の台風で被災された皆さんの生活と生業が再建できるように、重ねてお願いをします。次の質問に移ります。今回の台風19号直撃からの教訓と今後の防災について質問していきたいと思えます。これまでも、防災に関しての質問、私も何度も行ってきました。特に、地域での防災訓練を、各地域で行っていく必要性をこれまでも訴えてきたわけですが、たまたまというか、ちょうど11月に地域防災訓練が予定されていましたが、災害直後ということで延期なのか、中止となってしまったわけですが、そのかわりに、区長等による検証会を実施したとのことで、招集日でも町長も触れられましたが、そこではどういった意見が出されたかについてお答えください。</p>
町民課長	<p>お答え申し上げます。ただいま的埜議員おっしゃられたとおり、11月の9日日曜日でございますが、区長さん全員、それから佐久地域振興局、佐久建設事務所などの関係者約70名にお集まりをいただきまして、台風19号の検証会議を実施いたしました。町から、時系列に沿った経緯、それからそれぞれの対応についてご説明申し上げ、参加された皆さんからご意見をいただいております。出されました意見の一例といたしまして、まず事前の対応につきましては、「日ごろから町民に地域の水害のリスクを知っていただいて、水害から身を守るための知識、心構えを周知していただきたい」という意見。避難所、避難誘導につきましては、避難所は今回、川西の総合センターと役場が中心になりましたけれども、「川西だけでなく、川東のほうにも設置をしていただきたい」というご意見。それから、防災行政無線につきましては、屋外のラッパの付近は放送がよく聞こえましたが、少し離れると、激しい川の流れなどで聞こえなかったということがございましたので、これにつ</p>

	<p>いても検討をして、いろいろな方策を立てていきたいと思っております。それから、情報共有、情報収集・伝達ということで、防災無線もそうなのですが、「今後についてはホームページなどを活用して、災害の情報がわかるような仕組みやホームページの更新も必要ではないか」といったご意見をいただいております、これらにつきまして逐次検討を重ねて対応していきたいというふうに思っております。以上でございます。</p>
<p>9 番議員</p>	<p>今回、早い段階で避難所を設置し、防災無線を使って避難を呼びかけたこと、また、町長の空振りを恐れることなくという防災の基本姿勢は、町民の避難行動に結びついたと思います。消防団の皆さんも1軒1軒声をかけて、避難誘導をされたというふうに聞きました。あの行動で、消防団の皆さんへの信頼や、また期待がより高まっているというふうに私は感じました。今後の検証は、こういう場合はどうするのかということ、もう少し具体的にシミュレーションを行う必要があるというふうに感じています。あれだけの規模の災害だと、町全体ということももちろん大事なわけですが、地域単位、身近な範囲での声のかけ合いや避難誘導も、今後の課題かと思えます。今回、避難場所の設置の仕方も、今後の教訓として先ほども出されましたが、今回、全国では、避難途中で亡くなられたケースも何件かありました。今、町民課長のほうからもありましたけど、「防災無線がよく聞こえなかった」という声や「近くの公民館に避難したけど、公民館があいていなかった」という声、また、障害を持ったお子さんがいるお母さんは、「もしうちが避難することになっていたとき、どこへ行けばいいのかわからない」など、不安の声もお聞きしました。本当にきめ細かな対応が必要なんだと感じたところですが、今後、そういった細かい町民レベルの声を聞くようなことも考えているか、どうでしょう。</p>
<p>町民課長</p>	<p>避難誘導につきましては、町としましては、防災行政無線によるお知らせを実施したところでございます。また、移動が困難な高齢者の方、それから身体の不自由な方などの要援護者等につきましては、民生委員さんを通じて把握してございますので、町の保健師、それから包括支援センターの職員、やすらぎ園の職員などによって個別に電話連絡を行って、必要な方には送迎を行うという対応をいたしたところでございます。地区ごとの細かい避難施設につきましては、的埜議員おっしゃられたとおり、地区によっては、いざというときに本当にかえって危険なことになってしまう可能性もあるわけでございます。町として昨年から取り組んでおります地区ごとの防災マップ作成について、また今後、町民の皆さんと懇談会を重ねた中で、この地区は一</p>

	<p>体どういうときに、どこに逃げればいいのかといった細かい防災の計画を、地区ごとに精査してまいりたいというふうに進めていく予定でございます。以上です。</p>
9 番議員	<p>しっかりと今後に活かされるように、検証していただきたいと思います。その上で、今後、防災対策を進めていく上でも、やはり今ありましたように、地域単位で検証を行い、防災訓練を行う必要があると思います。お年寄りや障がい者、どういった方がどこにいらして、誰が声をかける、避難所まで誰が連れていく、地域の中で素早い対応ができるような体制づくりが必要ではないかと思います。地域防災訓練、今回は見送ったわけですが、災害の記憶が新しいうちに各地区で検証会を行い、避難訓練もどのようにやれば実践的にやれるのか、そういった具体的なことを、役員だけではなく、できるだけ多くの方に呼びかけて行う必要があるんじゃないかという風に思います。そして、前から提案していますように、今、課長のほうからもありましたけど、地域に合った防災マップ作り、そういうものが今後必要になるんじゃないかと思います。小諸では、助け合いマップというものがあるそうです。地域それぞれに助け合いマップというものがあって、大変詳しく色々載っているそうです。そういったものも参考にしながら、作成してみてもどうかと思います。ぜひ、ご検討ください。それと併せて、防災手引というのも必要ではないかと思いますが、そういったものは作る予定があるか、お願いします。</p>
町民課長	<p>防災の手引ということでございますけれども、現在、町には地域防災計画、それから初動マニュアル等がありまして、それに基づいた対応しているところです。しかしながら、今回の台風19号という、今まで経験したことのない大雨をもたらした災害を通して、さらに詳細なマニュアルが必要であるということは町の方も重々感じておりますので、職員始め関係する皆様のご意見も参考にしながら、詳細なマニュアルを、早急に作成に向けて対応して参りたいという風に思っております。よろしくお願いします。</p>
9 番議員	<p>ぜひ、いざというときのハンドブックになるように、また、各家庭で日頃からの備えにつながるような、そういう手引になるような、役立つ防災手引をぜひ作っていただきたいと思います。災害の問題点や課題、教訓を明らかにし、次にまた来るかもしれない災害に備えて、防災や減災をしていかなければならないと思います。災害の備えは、やり過ぎということはないと思います。行政はもちろん、住民の皆さんの防災意識の向上にもしっかりと取り組んでいただきたいと思います。それから、今回の台風被害を通して、職員の皆さん自身が感じられていると思いますが、職員が足りていないのではないか</p>

	<p>と思うわけですが、その辺はどうでしょうか。急遽、臨時職員をお願いしたりもしているわけですが、復興に当たる人員が不足しているのではないかと思います。特に、土木関係、農林関係が手薄になっていると思います。土木や建築の技師の資格を持った職員が必要ではないでしょうか、その辺、町長の考えをお聞かせください。</p>
町長	<p>今回の災害の査定、本日までに全部やっております。それから、足を踏み入れない部分もまだありまして、そういった部分についてはちょっとまだわかってないわけですが、現在、産業建設課の職員、もう全力で当たっていただいて、その部分については相当な長い時間の残業等々しましたが、何とかなっております。それは、足りないといえば、これは足りないということなんですけれども、現在のところで頑張り抜いていただいたと。それから、これからはまたちょっと、いっぱい仕事出るわけなんですけれども、一生懸命やっただいていてということをございます。また、ほかの課、この役場全体を通じて、私は職員はちょっと足りないという実感はしております。</p>
9番議員	<p>災害が多発する今、災害時の住民の安全確保や減災に直結するマンパワーの充実へ、やはり抜本的に私は転換することが急務だと思います。先ほども話がありましたが、このところの職員のね、体調不良の多さも問題だと思います。適材適所で、個人の持つ能力、そういったものを発揮できることもあると思います。先ほど町長のほうからもありましたが、職員が元気でないと、元気なまちづくりは進められないとおっしゃられましたが、職員の健康のことを、やはりまず第一に優先させていただきたいと思います。過大な仕事量が負担になっていないか、そういったこともよくよく考えていただきたい。そして、町民に寄り添ったり、町民と一緒にまちづくりを進める、そういった余裕があるか、職員一人一人が公務員の仕事にやりがいを感じているか、そういったことも含めて、職員の増員と配置の見直し、あるいは課そのもの見直しが必要なきが来ているのではないかと私は思います。また、この問題は、また別の機会に議論できればと思います。本題の結びになりますが、地球温暖化の影響で台風が大型化していると言われていています。信毎にも何回か掲載されたり、このところ話題になっていますが、白馬高校で地球温暖化など気候変動への対策を訴える活動を続けている生徒たちが、村民と一緒に気候非常事態宣言を村に求め、村が応じたというような内容ですが、地球温暖化の問題は、もう何年も前から指摘されていて、真剣に向き合っただこなかった、特に日本政府のこれまでの対応も大きな問題なわけですが、9月に国連本部で開かれた気候変動サミットで、各国首脳を前に堂々と訴えた</p>

	<p>スウェーデンの16歳の環境活動家のグレタ・トゥーンベリさん、皆さんの記憶にも新しいと思います。このグレタさんが今度はCOP25の開催地スペインに、温室効果ガスの排出が多い飛行機利用を避け、ヨットと陸路で向かい、同じように活動する世界の若者とデモに参加をし、大勢の報道陣を前に、各国の指導者が地球温暖化を阻止するための有効な対策をいまだ提示していないと指摘し、具体的な行動をこの会議で確約することを各国に求めました。本当に素晴らしい活動だと思います。彼ら若い世代の子たちがものすごく危機感を抱き、こういった活動に踏み出していることに、私たち大人は真剣に向き合わなくてはならないと思います。6日にも長野県でも気候非常事態宣言を出し、2050年までに二酸化炭素の排出を実質ゼロにするために取り組むことになったとありました。県は宣言で、「今回の台風19号を受け、頻発する気象災害の要因は気候変動にあると言われている。この非常事態を座視すれば、未来を担う世代に持続可能な社会を引き継ぐことはできない。県民一丸となって徹底的な省エネと再生エネルギーの普及拡大の推進、災害に強いまちづくりを進める」としました。このような一連の動きがある中で、町もしっかりとCO₂削減目標を持ち取り組むべきだと思いますが、通告はしていませんでしたが、今回の白馬村、長野県の気候非常事態宣言を受け、町長、どのように思われたのか、お聞かせ願いたいと思います。</p>
<p>町 長</p>	<p>白馬村等々の案件につきましては、さわりの部分だけで、私、勉強不足の部分は否めないところでございますが、我々人間が地球上に生きていくということは、まず地球を考えなきゃいけない。そして、太平洋の海水の温度によって大型台風が発生してしまうということは、学者のほうで言われているところでございます。したがって、基本的な我々の生き方というものをもとから、今、的埜議員のおっしゃるとおり、考えていく必要はあろうかと思いますが、壮大なやはり考えというところでございますので、我が町とすれば、何をすればいいのかという部分については、我が町なりのものを模索していかなければいけないということは思っております。また、職員ともども、こういった問題考えないわけじゃない、年がら年中考えているわけなんですけれども、やはりこれといった打開策というものを見出すには多少時間がかかろうと思いますので、よくよく相談をさせていただきたいと思いますが、よろしく願います。</p>
<p>9 番議員</p>	<p>温暖化対策、また環境問題、全てに言えることですが、解決策は、発生源でとめる、減らす以外に根本的な解決手段はないと言われていています。CO₂削減のために、地方自治体として気候非常事態宣言を出すという運動が世界的</p>

	<p>に広がっています。宣言をした自治体は20カ国を超え、1,000以上になるといいます。地域再生可能エネルギーの活用への転換など、一自治体として取り組むことが急がれています。また、今回の台風被害を見ると、山では皆伐した山が崩れています。森林整備のあり方も今後の課題だと思います。温暖化が原因で、激甚な気象災害が頻発している現状、もう将来の問題ではなく、現実の問題になっているということを改めて再認識する必要があり、みんなで知恵を絞って、町全体で温暖化対策に踏み出そうではありませんか。これで私の一般質問を終わりにします。</p>
議 長	<p>以上で第9番 的埜美香子議員の質問を終わります。 ここで2時5分まで休憩といたします。 (ときに13時51分)</p>
<p>第5番 小池 捨吉 議員</p>	
議 長	<p>再開いたします。 (ときに14時05分) 次に、第5番 小池捨吉議員の質問を許します。小池捨吉君。</p>
5番議員	<p>5番 小池捨吉です。通告に従いまして一般質問をいたします。私の質問は、今回3件であります。前回質問したのにダブると思いますけど、ひとつよろしくをお願いします。</p> <p>まず最初に、防災についてということで、今回、10月12日から13日にかけて、日本に甚大な被害をもたらした台風19号ですが、千曲川を中心に大きな被害がありました。我が小海町でも東側地区の被害が多く、相木川及び小中河川の増水で水路の決壊、道路、畑地等法面の崩壊が多発しました。また、千曲川の逆流により、床上浸水を含め多くの被害をもたらしました。当町では、人命を第一ということで、早目に避難所の開設を決定し、住民に呼びかけ、70名余の避難者を受け入れました。町長の早目の決断が功をなしたと、感謝するところです。本題に入ろうと思いましたが、前の9番 的埜議員にかなりの質問と回答をいただきましたもので、少し省略していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。そこで、今回、台風、降雨、洪水等予想時の、国交省と及び近隣市町村、また町民との情報交換体制がある程度はできたかどうかということで、私としては不十分ではなかったかと思っております。小海町は、ふだんから国交省及び隣接町村との情報交換をどの程度やっているかということで、今、情報交換体制、今までの現状と今後どのように考えているかを教えていただきたいと思っております。</p>
町民課長	<p>今回の台風につきましては、北相木村での雨量が400ミリに近いということ</p>

	<p>で、気象庁の統計開始以来の記録としても、地元として最大となったわけでございます。国との連絡共有ということにつきましては、Jアラート等を通じて情報をいただいておりますということでございます。また、近隣町村、行政間の連絡共有につきましては、もろもろの連絡を取り合っておりますけれども、災害のピークの時になりますと、なかなか近隣の町村と連絡を密にとってということは、実情として難しいことがございまして、確かに不足している部分はあるかと思えます。今後作成してまいります詳細なマニュアルの中で、そうした項目につきましても十分検討を加えまして、体制を構築する中で核となる対策として、行政間の連絡共有についても検討してまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。</p>
<p>5 番議員</p>	<p>今、町民課長よりも回答いただきましたが、上流ということで、小海でありましたら、川上とか南牧とか両相木、そういうところの情報を、降雨時とか台風のときはお互いに共有するようにやっていただきたいと思えます。そこで、情報収集ということで、国交省では河川の氾濫とか道路の決壊状況、どのようにしているか、ちょっと私もわかりませんが、電力会社、例えば東電、中電等の電力会社は、水門のところでは水量計というか、それを検知する監視カメラを設置してあります。ここでは関係するところで東電、中電、また、JRのほうでも各橋梁に水位計と傾斜計というのを設置してあります。例を挙げますと、東電では、千曲川では海尻、八那池、それから相木川の合流地点、すぐこの横ですね。それと、相木川で1カ所水門があります。ここでは監視カメラが設置してありますし、24時間体制で遠隔操作でもって、これは小諸の田町というところでやっております。それから、中電では、川上村の千曲川と板橋川の合流地点の下のほうと松原湖にあります。これも東電と同じく、監視カメラ24時間体制で監視しております。これは、佐久市の合庁の横に中電の会社ありますが、そこでやっています。また、JRは各橋梁ということで、水位計と傾斜計というのですが、橋脚に据えつけてあります。ここでは、相木川のところを見ればわかりますが、ちょっと橋脚のところに据えつけてありますもんで、こっちで道路からもわかりますもんで、見ていただければ、ああいうものが全部ついているということで、JRは板橋川に2つ、千曲川に川上から始まって釜掛までの鉄橋7カ所あるわけですが、全部そこに水位計と傾斜計というものがついております。そこで、私の提案ですけれど、これらの大手の会社と提携していただきまして、情報を得ることができないかということです。情報提供料としてお金は少々かかると思えますけれど、自分たちで設置するよりもメリットがあるではないかと思えます</p>

	が、この辺は、町長としてはどのように考えているでしょうか。
町長	ただいまの質問というかご指摘、提案ということでありました。電力会社、あるいはJRというところに情報があるということであれば、それは手前どもも一考の余地があるんじゃないかというふうに思います。また、今回の台風19号の教訓として、我々も職員が川へ行かなくも、水量を確認したいということでそういう策も考えておった矢先でございます。したがって、それが東電さん、あるいはJR等の中でできるという話になれば、それは大変いい話だというふうに思います。また、その内容等おわかりでしたら、お知らせいただければ大変ありがたいと思います。
5番議員	情報収集ということでね、やっぱり今、東電とか中部電力とかJRとかということで、お金は少しはかかるとは思います。これもですね、私としてはこの小さい町村というか、だけでなく、小海町の箇所だけでなくもっと上流のほうということで、広域でもって提案して、もっと安くできないかと思っておりますけれど、町長、広域の会議とかそういうところへ行って、そういうことを提案していただきたいのですが、その辺はいかがでしょうか。
町長	今回の19号の件で、私が連絡をいただいた、取り合ったというのは、まず長野県知事、それから気象台の台長、建設事務所長、振興局の担当あるいは局長、それから各小諸から上野、立科はなかったんですが、町村長さんたちと電話の連絡は取り合いました。そうした中で、うちのほうでは、一夜明ければ、それほどでもないであったんですけども、他町村と比べればよかったということでありますけれども、今のご提案等々につきましては、今年、もう1回ありますんで、そんなところで一応聞いてみまして、それを、強いところがあればですね、また我々も参考にしなきゃいけないということになりますので、全11市町村長寄りますので、その中でちょっと話はしてみたいと思っております。
5番議員	今、町長のほうから答弁がありました。いずれにしろね、町だけでやり色々するとお金がかかりますもんで、できれば安く上げるように、広域で情報収集ができればと思っております。もう一つの提案ですけれど、町独自で危険箇所と思われる川とか法面とかね、河川のところに監視カメラを設置してはと考える。私としては、千曲川については町の関係では箕輪橋とふれあい橋と東馬流の橋があるわけですけど、橋にですね、橋脚があるところは色々物が引っかかりまして、本当は1つとかね、ふれあい橋みたいところに設置してはと思います。相木川では、いずれにしろ、小海橋とか東田橋がありますし、あそこに小学校がありますもんで、そ

	<p>のところには1つカメラを設置したらどうかというふうに考えております。いずれも、夜間照明も可能な箇所であればだめということでありまして、できれば橋脚とかね、そういうのがない橋が望ましいと思いますが、町としての何か考え方はあるでしょうか。</p>
町民課長	<p>水位監視カメラのことでございますけれども、現在、佐久管内におきましては、水位監視カメラが設置されているのは1カ所で、佐久合同庁舎のほうに設置をされております。また、カメラは設置されておられませんけれども、水位の観測地として、川上村、佐久穂町、佐久市に水位観測地が設置されておるといところでございます。台風等による大雨の影響による越水などに対する警戒には、カメラや水位の観測は有効な手段でございます。また、今回の19号災害におきましても、実際に町の職員あるいは消防団員のほうで、現場のほうへ暗い中出かけて、堤防、橋脚の水位等を見るために確認に行っております。大変危険なことがございますので、小池議員さんおっしゃるとおり、検討をしっかりとって参りたいというふうに思います。よろしく願います。</p>
5番議員	<p>ただ今、今ね、町民課長より、町の職員が行って遠くから見ているということですが、いずれにしろ、今後はですね、今回のような各箇所で大きな災害が起きている中においては、人が出て、人に頼ることもなく、機器に頼る時代だと思っております。カメラ等を設置すれば、維持管理にもお金もかかりますが、いずれにしろ、前にも話してありますけれど、安全にはお金がかかるんだ、それについてはやむを得ないと理解しております。人命尊重を考え、しっかりした設備投資をお願いしたいと思います。それで、以前にちょっと、関連で以前に質問しました。これは今回通告してないけど、もしわかれば、洪水時の要するにね、要するに雨量というか、川のあれの到達時間がわかれば、例えば相木でしたら、相木からどのぐらいたてば洪水時、小海に到着するとか、川上ではどのくらいで到達するとかというのがわかれば教えていただきたいですが。</p>
町民課長	<p>現在では、そういった時刻等についてきっちりと把握はしてございませんので、またマニュアル作成の段階におきまして、そうした情報についても勉強して、まとめてまいりたいと思っております。</p>
5番議員	<p>今回通告してないということですね、そういう回答でありますけれど、ぜひですね、町のほうでも、南相木もダムがあるし、川上のほうでもちょっとしたため池とかダムがありますもんで、もし何かあったときはどのくらいで到達するというようなね、時間の把握はしておいてもらいたいと思います。次に、</p>

	<p>小海トンネルのガードレール設置について、前回私が質問しましたが、産業建設課長はですね、地下ケーブルがある可能性があるので、調査し今後の対応を検討したいとの話でしたが、調査はしてもらったのでしょうか。私は、ケーブルが入っていても、縁石の下に入っているとは思っておりませんので、大体普通はですね、ああいうケーブルを入れるとすれば、道路の真ん中とか、歩道でしたらその真ん中に入れてくるのが常識だと思っておりますが、調査の結果がわかれば教えていただきたいと思えます。</p>
産業建設課長	<p>6月の定例会でご質問をいただきました。その中で、ケーブル等が埋設してあるかもしれないというような回答をさせていただきました。その後、また県等にもいろいろと聞いてみました。小海トンネル内にガードレールの設置というのは可能かどうかというお話をさせていただきました。ガードレールを打ち込むことについてはリスクはあると、また、単独基礎で2メートル間隔の設置の方法はとれることはとれるが、費用がかなりかかるというようなことであります。そして、県のほうでは、直線や見通しのいいトンネルについては、今あるのが歩車道ブロックで、ガードレールのかわりとして考えているということがあります。ですので、今の小海トンネルにつきましては歩車道ブロックであり、その上に転落防止柵が設置をされておりますので、安全対策はとれていると言えるのではないかなというふうに思っております。トンネル内のガードレールの設置というのは、現在のところでは考えていないということです。なお、今年度中にトンネル内の照明でありますけれども、蛍光灯からLED化にする予定で、現在作業のほうを進めさせていただいております。以上です。</p>
5番議員	<p>今、歩車道のブロックということで県は考えているという話なんですけれども、私はですね、小海トンネルは、いずれにしろ通学路が主体です。一般の人はあんまり通らないと、小学生が主体に通りますということでありまして、子供の安全確保するために、より強固なガードレールの設置を望むところですが、いずれにしろ、車というものは不特定多数の人が運転します。田舎では、高齢化になっても車がなければ生活は成り立たない状況です。最近、高齢者がブレーキとアクセルを踏み間違えての事故が頻繁に起きています。今後、幾ら自動ブレーキ搭載車が普及したとしても、何が起きるかわかりませんので、ぜひ強固なガードレール設置を望むところです。それで、もし強固なガードレール設置が困難ということで、今、歩車道ということではありますが、私としては、高速道路の緊急避難通路のように、要は歩道を1メートルぐらい高くしてはと思えますが、こういう提案はいかがでしょうか、町と</p>

	<p>しては乗れないということでしょうか。県との話の中の中身を聞かせてもらいたい。</p>
産業建設課長	<p>現在の状況で安全が保たれているというふうに考えておりますので、今以上に上げるというようなことは、現状では考えていないというところです。よろしくをお願いします。</p>
5番議員	<p>今ね、産建課長は、今の状況で安全が確保されているということですけど、私としては、今のような歩道のところの安全柵というか、転落防止柵というか、あれではちょっと不備ではないかと考えます。そこで、あんまり議論してもあれですが、私としては、最終的には維持管理はですね、経費節約の面から見ても、早い時期に県道に格上げを要請すべきだと考えますが、町としてはそういう考えはないでしょうか。県道への格上げということ、今、町道ですから。</p>
町長	<p>どういった手段で持っていくかというものは、1つの課題になろうかと思えます。そして、県道昇格ということになりますと、県が決めることですから、やはりその辺は慎重に構え、そして時間がかかることだと思います。</p>
5番議員	<p>時間がかかってはですね、国道141号線からあの橋とトンネル、町道ということでもありますんで、なるべく早くね、県道に格上げするように要請していただきたいと思えます。次に、3番目に通告しました、西の玄関口ふるさとの敷地内に自然エネルギーを併用した展望台の設置ができないかということで、私がですね、町長就任して最初の月に展望台について質問しました。そのときに町長は、「小海の発展のためになると思えますが、検討させていただきたい」という回答でした。その後、有坂議員の質問でも、予算づけと場所の選定だとの回答でした。私は、長期振興計画に反映できないかということで、令和2年から始まる第6次長期振興計画にはね、それらしき項目として、番号169番の観光施設整備ではないかと解釈しますが、こういうことでよろしいでしょうか。</p>
産業建設課長	<p>ふるさとの展望台の設置をというようなことかというふうに思います。昨年度の予算におきまして、レストハウスふるさとの建物北側の北牧財産区有林を伐採をし、レストランや駐車場から眺望が格段によくなりました。また、八千穂高原インターから国道299号を上る途中で、建物が左手に見えるようになったということで、今まで気づかずに通過していた車両も寄るような、景観づくりにも配慮ができたなというふうに思っております。それで、長期振興計画の169番の予算かというような今ご質問ですけども、そこにつきましては、レストハウスふるさとの下のレンゲツツジの群生地植生</p>

	<p>の回復事業ですとか、また、遊歩道整備、周辺の景観整備等が予算の中に計上されているというふうにお考えいただければいいのかなというふうに思います。以上です。</p>
<p>5 番議員</p>	<p>今、産建課長から、いずれにしろ169番の観光施設整備費ではない、要するに展望台をつくる項目ではないよということではありますが、いずれにしろ、前回、有坂議員がかなりしつこく質問したんですが、富士山や金峰とか、そちらがよく見えるように展望台をとということでもありますんで、ぜひその辺をね、踏まえた中でひとつ、町長もやろうという意気込みはあったと思いますんで、よろしくをお願いします。そして、私としては、西の玄関口のシンボルとしてはね、太陽光発電と風車発電を兼ねた展望台を設置していただきたいと思います。理由としてはね、先ほど美香子議員からも話しありましたが、長野県も今回の県会のほうで、二酸化炭素排出量、2020年までに実質ゼロにするという目標を明確に出しました。知事は、「気候非常事態宣言の中で、県民一丸となって徹底的な省エネルギーと再生可能エネルギーの普及の拡大を推進します」ということでやっております。それで、年度内にはですね、気候危機突破プロジェクトと銘打って、取り組みの課題を打ち出すという方針であります。ちなみに、二酸化炭素排出量ゼロを宣言した行政ということで、日本は長崎県の壱岐市が一番先にやったと。その次に、先ほど美香子議員からも話しありましたが、長野県の白馬村、これは白馬高校がかなり色々あれしまして、村政まで動かしたというようなことであります。あと、それを踏まえた中で、長野県で阿部知事が今回、取り組みを発表しましたということです。そのほかに、これ色々調べてみますと、鎌倉市で議会では決議したけれど、市長側が宣言してないというようなことで、いずれにしろ、今のところ日本では3つという風に言われています。それで、現在、先ほどの埜議員からも話しありましたが、現在、マドリッドでもって行われている環境COP25では、日本は地球環境…地球温暖化対策に後ろ向きな姿勢ということでありまして、不名誉な化石賞という仲間に指定されたということで、発展途上国で3つ、3国指定されたというようなことであります。化石賞というのは、石炭を使用してCO₂の排出が多い国が言われたということでもあります。こんなのを踏まえまして、小泉環境相もCOP25に出て、2050年までに二酸化炭素排出量ゼロを宣言した自治体を国際社会に発信していくということで、今先ほど挙げました3つの自治体が言われると思います。ちょっと前置きが長くなりましたが、小海町のシンボルとして再生エネルギーの活用ということで、太陽光と風車を併用した展望台の設置をしてみませ</p>

	んかということで、再生可能エネルギーを発電した電気はですね、トイレの照明とか凍結防止とか、夜間の敷地内の防犯に使うとか、ふるさとに使うということでやっていけばいいではないかと思いますが、町長としての最後の意気込みや何かあったら聞かせていただきたいと思います。
町 長	展望台については、これいろんなものをクリアできれば、ぜひ進めていきたいと思っております。また、自然エネルギーをそこに併用するということが果たしてできるのか、できないのかと。それから、そうした場合に、構造は何であればいいのかというものは、だんだんいろんなことが出てこようかと思っておりますので、ぜひ一緒に検討していただければということで、今の提案を承ります。
5 番議員	ぜひ、何というか、町長もその展望台のほうは進めていただきたいと思います。最後に、国も県も、CO ₂ 削減に何らかの施策を打ち出してくるものと期待しております。内閣府のホームページ、また県のホームページを見落とさないようね、常によく確認して、補助金の確保ということでお願いしたい。いずれにしろ、ホームページをよく理解していただきまして、目を光らせていただきたいと思いますということで、これをしっかりやって町政に反映していただきたいと思います。以上をもって私の質問を終わらせていただきます。
議 長	以上で第5番 小池捨吉議員の質問を終わります。
<u>第2番 渡辺 均 議員</u>	
議 長	次に、第2番 渡辺均議員の質問を許します。渡辺均君。
2 番議員	2番の渡辺均でございます。通告に従って一般質問をいたします。今議会で私の関心示した計画、問題につきましては、長期振興計画が決められますが、私自身その概要を読ませていただきまして、審議会で承認された内容やレポートの編集の仕方などに幾つか疑問を感じており、これらの点については、今議会で以降の全協などで問いただしたいと思っております。ただ、このようなレポートが出てくる背景、その原因の一つに、事業計画の立てられ方に問題があるのではないかということに行き当たりまして、事業計画の作られ方、どうやって、誰が、どのようなメンバーで、どういう風な形で事業を計画しているのか。俗に事業というのは、5W1Hを基本として組み立てられるんですが、その成果をシナリオとして描くことが事業計画のポイントでございます。したがって、計画が抽象的で、具体的な事柄が示されないという私の疑問点、この疑問に考える。そこで、親沢地区の空き家を利用した宿泊

	<p>事業を例として取り上げて、事業計画のあるべき姿について、理事者側の意向、見解をお伺いすることにしました。資料づくりでお時間を拝借したのではないかと思います。まちづくりの計画のあるべき姿、これは私のイメージなんですけれども、それをご理解いただければと思っております。私は、事前にその事業計画の骨子について資料を提供して、お手元の資料つづりの5ページ、6ページ、7ページにご回答をいただいております。私が要請した1から12までの事業について、まず初めに、この回答書は、どういう方が中心になって、どのような方とどのような相談をして作成されたのか、お聞かせください。</p>
総務課長	<p>ただいまのご質問ですが、これにつきましては、私のほうで当初の事業計画に沿ったものをご回答させていただきました。最初に申し上げておきますけれども、宿泊事業ではありませんので、そのあたりのところをご理解いただいた上でお願いしたいと思います。</p>
2番議員	<p>総務課長が個人的につくったという意味でございましょうか。</p>
総務課長	<p>言っている趣旨がよくわからないんですが、個人的ではなくてですね。私、総務課長としてこの事業を計画、予算を組む段階から、係の者とは一緒に話をしておりまして、内容は熟知しているつもりでございます。私が独断でご返答申し上げているわけではなくて、その経過を踏まえて私の頭の中に入っている部分でご回答をさせていただいておるといことです。</p>
2番議員	<p>その経過をお聞きしたかったわけです。なぜかといいますと、現場の皆さんの意向を酌みながら、事業の中身を共有していくという、そのプロセスが事業計画づくりに非常に大事なわけです。したがって、どういうメンバーで、どんなふうはこの事業計画を詰められたのかという経過を今、説明願った次第でございますが、その辺をもう一度ご答弁いただけますか。</p>
総務課長	<p>そこにも書いてあるんですけども、そもそものこの事業の発端はですね。的埜議員、恐らく私の覚えている範囲では3回ぐらい、一般質問されていると思います。井上議員も2回ぐらい一般質問で、そういった施設をぜひつくって、農業を志す人たちのIターンですとか移住・定住につなげたらどうかというご質問を再三にわたって、もうかれこれ足かけ3年ぐらいになりますかね。そういう、私、総務課長じゃない時代も、そういった質問を的埜議員さんがされているのを聞いた覚えがあるわけですが、ただ、その時点では、適当な物件ですとかそういったものが見つからなかったということもありましたけれども、今回、昨年、今は渉外戦略係となっていますけれども、企画係の係員の皆さんと話をし、親沢にいい物件があつて、その持ち主、東</p>

	<p>京の方なんですけれども、話をしたところ、何となく感触のいい返事をいただいたということで、再三、議会からもそういった施設を考えてみたらという風に言われていましたので、ここはひとつ予算立てて、計画を進めようじゃないかということで昨年、計画を立案したと。それで、用地交渉に入りまして、昨年度のうちに、ある程度のご返事はいただいていたと。予算化されたところで本格的に交渉をして、契約をして、土地建物を取得して、それで改造に入ったという経過でございます。</p>
2 番議員	<p>はい、ありがとうございます。私、この事業計画書を見て、4点ほど疑問を感じております。子細については、1時間の中でどこまで話せるかわかりませんので、かいつまんで話しますけれども、1つは、この物件を取得するに当たっての初期投資に要する町の予算、これは本来、今、私が要求した、このフォーマットの中身が詰まった段階で、こういう利活用するから、については親沢の物件を対象にしたいと。要するに、計画があって、その上で施設を手当てすると、これが事業の進め方の本来ではないかと思いますが、現段階で必ずしも1から12までの詳細が詰められていない段階、後でまたその詰められていない理由を説明しますけど。初めに、用地手当があって、建物の手当があって、その次にそれをどう生かすかというのは手順前後ではないかと思いますが、いかがでしょうか。</p>
総務課長	<p>すいません。言われていることがですね、ちょっと私には理解ができませんが、大変申し訳ございません。これについては、予算を提出する段階で、利用計画等についてはご説明を申し上げているはずなんです、それではいけなかったでしょうか。</p>
2 番議員	<p>説明の内容が私には不鮮明であったから、こういった質問をさせてもらっておるわけです。したがって、予算請求のときに、こういった事業説明があれば全然問題ないわけです。そのことを今申し上げているんですが、理解いただけませんか。</p>
総務課長	<p>予算審議の中では、きちっとここに書かれているような説明はしたと思います。</p>
2 番議員	<p>したということであれば、また、いつ、どこで、どのような説明したのか、資料を出してください。それと照合して問題を進めます。これが手順前後じゃないかという疑問の1点目です。それから、2点目は、この事業目的と目標に対して、事業の主な目的は、新規就農者などの移住を進めますと、これが主目的になっております。では、この新規就農者の移住を促すために、こういったサービスをするのか。この項目でいえば、(7)の「提供するサー</p>

	<p>ビス内容等」というところです。それから、(8)の「特筆すべきサービスの有無と特徴」、これを解してくださいというところで、私は旅館業をやるか、やらないかって聞いているんじゃないんです。新規就農者を促すためにどんな手引き、どんな手引きをする人がいるんですかと。その手引きをする内容は、小海町で農業就労する場合に当たって、特別にセールスポイントとなる、例えば有機農業をやる人なんだとか、あるいは高付加価値型農業やる人なんだとか、そういう方々が前提とした(7)、(8)の質問を要求しているわけです。ここについては、予算説明のときにどんな説明されているのか、お聞かせください。</p>
<p>総務課長</p>	<p>過去に予算説明のときにしゃべった内容をですね、どんな説明をしているかと。私もちょっと物覚えが悪いもんですから、その時点のテープですとか、議事録はありませんから、テープを聞いてみないと、どういった説明をしたのか、私もちょっと覚えませんが、少なくとも旅館業ではないということは最初から想定はしておりました。農業等につきましては、これは私はとりあえず環境整備という部分で、この事業で親沢の住宅を、とりあえず人が宿泊体験できるような施設にするということが、私の要するに使命でありまして、今度、農業の方が来るのか、それとも普通にIターンする人が来るのか、それについては、誰を受け入れて、受け入れないということではなくて、全ての希望がある方を受け入れて、この小海町がどういう状況なのかという宿泊体験、今、宿泊によって環境体験をしてもらうことを主目的としております。農業については、また産業建設課の農政、農林係のほうと話をし、例えば有機農業を目指しているのか、大規模農業を目指して来るのか、それは来る方によってそれぞれ違いがあると思いますので、そういった皆さんのご要望を聞いた中で、しかるべき人間がしかるべき措置をとっていくと。私が端から端までやる能力はございませんので、それが1つの役場のチームのあり方ですので、やるべき部署がやるべきことをやっているということと考えておりますから、ご理解をいただきたいと思います。</p>
<p>2番議員</p>	<p>それでは、産建課長にお伺いしますが、この件について、新規就農の受け入れの取り組みについて、産建ではどのようなことを検討されたんでしょうか、お聞かせください。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>この親沢の体験の施設について、新規就農者かどうかというのはまだわかっておりませんので、うちの方ではできた後での検討になろうかというふうに思います。</p>
<p>2番議員</p>	<p>確認しますが、この事業の主な目的は、新規就農者などの移住を促すため</p>

	<p>と明記されているわけです。であれば、違う方が来てももちろん構わないんですけれども、主たる目的を達成するために、就農を促すような、例えば町内にいる、新規就農で町内に来た方をアテンダーとして迎えるとか、あるいは有機農業やっている方々とのコラボレーションでアテンドを認めるとか、そういうメニューが、例えば5番の運営者への趣旨の周知と事業に係る動機、こういったところから書かれてきて、小海らしい食生活を行うには、地産地消で自給自足型の農業、暮らしができるよという、触れ合いをもとにして、この施設の利用者を誘致すると、こういうことが大事なんですけれども、今の話の中では、例えば産建課長も、新規就農については施設ができてから検討すると、事前に周知できていないじゃないですか、そこはいかがですか。</p>
<p>総務課長</p>	<p>ちょっと考え方が、私たちと渡辺さんの考え方ちょっと違うんですが、的埜議員さん最初におっしゃったのは、要するに農業を志す人が来たときに、例えば長期に泊まって農業を経験するとか、そういった施設が小海にはないですねと、八千穂にはそういった施設がありますと。だから、八千穂には新規就農者が結構な数で入ってきますと。小海でもそういった施設をつくって、そういった人が来たときには、長期にわたって滞在して体験できるようなものがあつたほうがいいから、ぜひそれを検討して、作ってほしいという話が発端です。それで、それだけではなくてですね。小海へ、例えば有機農業をやりたいという方が、今までも何人か来ています。そういった皆さんには、有機農業の先駆者を紹介して、その方のところで例えば研修をしてもらったりだとか、いろいろ話を聞いて、ぜひ、よければ小海の方へおいでになったらどうですかと。畑については、農業委員会の皆さんとも話をして、畑は探します。居住するところについても、とりあえず、忙しければ町営住宅もございますし、長期的に考えれば空き家等の利用もできますから、そういったものについては町が責任を持ってお世話をしますので、できればぜひ来ていただきたいというような話の中で、今までも何組かはもう小海へ定住されて、農業に打ち込んでいる方はおいでになります。そういったことをもっと、要するにやりよくするための施設ということでこの施設を整備するのであって、今、渡辺議員さんのおっしゃっている、そもそもの当初の計画がなっていないんじゃないかとか、そういったことを言われても、目的がそういう目的で施設するものですから、ぜひ、そのあたりはご理解していただかないと、これ新規就農者などとありますので、新規就農者に限った施設ではありませんから、例えば今でも渉外戦略係のところには、移住をしたいだとか、あと移住体験のツアーをやりますと何組かの皆さんがお見えになります。そ</p>

	<p>れで、とりあえず1泊とかでやっていますので、町内の旅館だとかホテルへ泊めておりますけれども、やはり移住される方の気持ちを考えると、四季折々どういうところなのかということをしかりと知った上で来たいというようなお話も聞きます。そういった方のために、いつ来ても泊まれるような施設ということでこの施設を整備するということでもありますので、そのあたりをご理解をいただきたいと思います。</p>
2番議員	<p>施設整備に反対しているわけじゃないんです。施設整備の手順で、利活用の中身を具体的に精査した上で施設を整備するのが手順でしょうと、事業計画というのはそうあるべきじゃないんですかという問い合わせしているわけですね。それで今、新規就農希望者が長期滞在を求めていると言いましたけど、じゃ、誰がその長期間アテンドするのか、ただほっとけば経験になるんですか。要は、何らかの形で町をPRし、町の暮らしの豊かさを提案していく、そういう方がいないと、ただ来て泊まっているだけじゃ体験できませんよね。そういう体制を事前に検討した上で、こういった事業計画というのは立つべきだと私は申し上げておるんです。その問題だけでちょっと時間食っちゃうんで、3番目の問題、今、長期滞在の方が民間の旅館や飲食って言いましたけど、例えば無料でこの事業、施設を提供した場合に、民業への影響というのはどのように考えておられるんでしょうか、お聞かせください。</p>
総務課長	<p>そもそもの目的がですね、移住を前提としている方にお貸しするわけで、観光業とバッティングするということは、そもそも考えておりません。以上です。</p>
2番議員	<p>少なくともですね、昨年度、有機農業体験のような方を受け入れて、地元の旅館業なんかには幹旋していると思います。そこでは一定の費用が発生していると思うんですけども、そういった費用も地元の減少する観光需要に対しては、地元の旅館業者さんにとっても、貴重な売り上げ確保の手だてだと思うんですね。そういう方が無料のほうに入る、あるいは憩うまちこうみ事業で来た企業の人たちが、こういった施設で宿泊する。今までは、地元の旅館に泊まっていたわけですね。先ほどある議員が、憩うまち事業の費用対効果でかなり厳しいんじゃないかという指摘をしていましたけれども、結局、既存の需要を無料のほうで処理してしまうことによって、地元のホテル・旅館の利用者が減るということについては検討されなかったんでしょうか、いかがですか。</p>
総務課長	<p>それほどの影響はないと考えております。</p>
2番議員	<p>影響がないというのは、私は非常に大きな問題だと思うんですね。ふるさと</p>

	協定を結ぶ企業、その方たちが、先ほど町長おっしゃったと思うんですけど、地元経済への波及効果を述べておられました。それが影響ないというのは、総務課長の認識と町長の認識がずれているんじゃないですか。いかがですか、町長。
町 長	そもそも、旅館業、ホテル業が小海町の移住体験のお客を望むなんていうことが、これはもともと違うと思います。自ら努力をして、そして経済を上げていくというのがそれぞれの生業の宿命だと思います。
2 番議員	経済が衰退していることの根本の原因が全然わかっておらないんじゃないか。人口減少で需要が減って、駅前商店街厳しくなっていると。であれば、駅前商店街の方々にも自己努力でやるべきだとはっきり言えるんですか、町長、教えてください。
町 長	先般、申し出がアルルの皆さん、アルル協同組合からあったときに、私ははっきり申し上げました。自分の努力がなくて、自分の商売なんかできるのか、当たり前ですよ。
2 番議員	その当たり前を前提にしながらも、行政が何らかの地場産業振興策をやらなくちゃいけないというレベルで話をしているわけです。根本のところまで言ったら、それこそ今の経済構造は市場原理に基づいた過当競争ですよ。それに負けているのが中山間地域の産業であり、農業なんです。この行動を変えないと根本的な解決はならない。それは、経営者個々がなし得る課題・問題としては深過ぎるんです。だから、プレミアムの商品券とかそういったものでバックアップしようとしているわけでしょう。それを努力不足ということ切りつけちゃいけないんですよ。努力はしているという前提で、しかし、努力で補えない問題について行政が支援しましょうと、そういうのが町の産業振興策じゃないんですか。根本のところをもう一度発言していただけないか。
町 長	私は、そのようなことをずうっと言っていると思います。
2 番議員	正直、かみ合っていないし、この問題、非常に大きな問題で、例えば駅前商店街の活性化計画を来年度やると言っているけれど、果たして今のような自助努力を前提とした形でどこまで達成し得るのか。当然、自己努力は大前提としながらも、プラスアルファの支援をすることによって何とか地元の商工業を維持しようというのが、行政にとって立つべき一番の原則だと私は思っております。時間も押してきますんで、4番目の問題に移りますけれども、これらの親沢地区の体験施設について、5年後にどういう姿にこの事業がなっているのか、そのことを10番、11番でお聞きしております。5年先とい

	<p>うのは、少なからず長期振興計画の中期の前段階での到達点です。この到達点のところについて、11番については無回答になっている。9番についても無回答になっている。要は、長期振興計画で、これらの事業はどのような形でこの5年間、事業を推進していくのか、それが描かれていないのではないかと私は疑問に思っているんですが、総務課長、いかがですか。</p>
<p>総務課長</p>	<p>先ほど来ご説明しておりますように、この施設は目標を持った宿泊事業ではありません。小海に泊まって、この環境を体験したい、農業を体験したい、そういった皆さんを受け入れる施設でございます。5年先の目標を書けと言われても、なかなかそれは私にも5年先の目標は立てられません。ただ、親沢地区にとっては、親沢に宿泊体験していただくことで親沢の環境を理解していただいて、例えば親沢も最近空き家がものすごく増えてきております。例えばそういう空き家を紹介したときに、そこに移住してくれる方がもしかしたら出てくるかもしれない、そういったことの期待値は当然持っておりますけれども、収支予算と言われても、1年間に維持管理費で50万程度はかかるのではないかなというふうに思っております。5年後も恐らくそのぐらいではないかと。例えば、宿泊者がものすごく増えれば、若干それに伴って電気、燃料等がか嵩んでくるかと思いますが、それほど額にはならないのではないかとこの風に予想はしております。</p>
<p>2番議員</p>	<p>少なくとも、憩うまちこうみ事業等の絡みもここに書かれておりますけれども、憩うまちこうみ事業なんかでも同じですけれども、現段階で9社ほど協定があると。私は本来、長期振興計画というのは、達成目標として協定企業は5年後に最低でも20社ぐらいにしよう。そして、毎年3社、5社、新規の協定企業を探そうと、或いは既に協定している企業のお客さん筋に当たって、参加してもらおうと、そういうシナリオ、それは達成できるか否かはともかく、一応目標値というものを見えるように、町民に開示すると。憩うまちこうみではこういう事業をやって、こういう企業が何社ぐらい来るんですよ。そういったことを示す必要があるし、この親沢地区の施設利用者でも過去、先ほど総務課長おっしゃいました、新規就農の希望者が何人か来ていると。それであれば、来た数をここ4、5年で二、三十名は来ていますと、こういう方が町内に来て泊まっていただくと、僕はこれ安くいいなと、料金を取らないということ知りませんでしたから。そういう体験効果を踏まえて、安価な宿泊サービスを提供する。そこでは農業体験で、フィールドを提供する人もいるし、また、有機農業で町内に移住した方もいると。そういう方との交流会を観光メニューとしてつくっていくと、そういった事業計画を</p>

	<p>つくった上で、年間で二、三十名は最低呼び込みましようというシナリオがあれば、町民にこの事業の説明が非常にしやすい訳です。因みに、審議会では町民に説明しやすいような長期振興計画を書いてくれって提案されていますよね。そのことについて、全然この回答は答えていないんです。ぜひね、こういう事業計画ではなくて、なるほどねと思えるような事業計画にしたい。最後に、この問題について、推進力という問題が残されています。町がやるんだということであれば、町が予算立てて、あとは「おい、頼むよ」と。しかし、頼まれた人が自ら、例えば憩うまちこうみでいえば、セラピストたる人たちが自ら事業の担い手になって、自立的にやれる、その仕組みを5年後までに作りましよう、そういう絵柄がなぜ書けないのか。町が予算ありきでやる事業というのは、概ね予算がなくなった時点で消えていきます。これは、過去の例見てもよくある話ですが、この事業の推進力、これは町なんですか、それとも民間なんですか、どちらにこれから指標を置いていくのか、総務課長、お聞かせください。</p>
総務課長	<p>この事業につきましては、あくまでも町が行う事業ですので、民間移転とかそういったことは一切、今のところは考えておりません。</p>
2番議員	<p>それでは、例えば長期滞在者がいた場合に、アテンダーとしては涉外戦略係が対応するというところで理解してよろしいんですか。</p>
総務課長	<p>それ先程も申し上げましたけれども、それぞれのそこに体験に来る方が、目的によって役場の中でも対応が変わってくるかと思えます。農業体験をしたい方については農林係が対応すると思えますし、普通に移住したい方については涉外戦略係が対応するようになるかと思えます。</p>
2番議員	<p>答弁は色々できますけれども、実際に農林係なり産業振興課なり総務課なり、先ほど町長は、超人材が不足していると言っていました。そういう中で、1週間滞在する人がいて1週間対応したら、ますます人材不足になるというふうな気がして、実に全体的な統制がとれてない答弁でしかないんじゃないかなと思えますけれども。次の話に進みますけれども、形として、事業計画というのは町民にも見えるように開示するというのが大前提でございます。ああ言えばこう答弁するというんじゃないなくて、聞かれなくてもわかるように表現する、そのことが今回の長期振興計画のレポートでは非常にわかりにくい。ある面、何でもかんでもできてしまう構造になっておりまして、こういうレポートをつくっている限り、町民に分かりやすくということは応えていないと思えます。幾つか、長振については私も問題を感じておりますので、それは全協等でまた質問しますけれども、新しい事業計画の考え方として1</p>

	<p>つ提案しますのは、バックキャストイングという言葉を出していただきたい、思い起こしていただきたい。ある時点を想定して、そこでこんな町があったらいいなというイメージをつかって、そのイメージを具現化するために手前に戻ってきて、初年度、2年目、3年目、4年目、5年目にどうするかという発想の組み方です。今までの長振計画のつくり方は、毎年毎年ローリングしていく。不備を補う、不備を補う、不備を補う。何がどう不備だったかということについての検証は、本来構想があって初めて、構想の比較検討した中で不備が確認いただけるんですけども、構想がない段階でローリングしているから、行き当たりばったりに見えてしまうんです。これは提案です。ぜひ、然るべき5年先、10年先の小海町の姿をイメージして、或いはイメージできるような姿を町民に開示して、こういう町にするんだと。従って、今年はこちら、来年はこちら、漸次積み上げていくんだという形でイメージを作り上げていただく、このことをひとつ提案して、ぜひ町長やっていただきたいと思うんですが、いかがですか。</p>
町長	<p>貴重な意見として承ります。</p>
2番議員	<p>すいません。先ほどどなたの議員かにも、貴重な意見としてとありましたけど、おっしゃった言葉には責任をとっていただきたい。貴重であれば、なおさら取り入れていただきたいということを追加しておきます。長期振興計画につきましては、以上の観点から、町民に分かりやすくというのが大前提で、その分かりやすくするためにも、まずは職員がこの事業の中身を理解しないといけない。その理解するためには、計画策定のプロセスで職員の意見、見解を吸い上げるというプロセスが必要で、そのことについて、私は冒頭で総務課長に、例えば親沢の体験事業の計画づくりに、どういう手順、段取りで職員の参加を求めてやったんですかって聞いた訳ですね。ところが、あんまりできていない、できたとおっしゃっていましたが。私にしてみれば、まだ詰められていない。詰められていないことは、職員だって話しようがないわけです。職員が親沢の施設ってどう使うの、どういう人が使うの、一言で言えばこうだよということの周知するためにも、長期振興計画のレポートは分かりやすく、なるほどねという風な書き方をしていただきたいんです。このことについては、もう一つ事例として、たぬきやさんの改修計画があります。ここでは細かく申し上げませんが、やはり構造的に同じような問題を抱えている。事業計画の立て方が非常に手順前後していると。これは、私自身がそもそもこの施設改修について、地代が要請されていないという予算がありました。後づけで地代を払う計画をつくりましたよね。そういう手順</p>

	<p>が、手順前後がこれにも既にできていて、なぜそういった事態になったのかというと、この十数項目の詰めができていないからそういう手順になるんです。例えば、篠原伸男議員が、テレワークというのがある、先進地を紹介しました。聞いていて、軽井沢や立科のように周到に計画して、あるいは富士見町でもやっております。宿泊施設を富士見町ではつくと、こういう先行事例をどこまで精査して、競争になりますんで、他町村との競争に勝てるような小海町ならではのテレワーク事業、テレワーク地域づくり、こういう絵柄がないんです、ここには。ただネット環境を整備すれば利用者が増える、そういう安易な計画では、多額の予算を使うことは私はいかなものかと。整備する以上は、これから後づけで構いませんので、しっかり中身を詰めた事業にしていきたい。ちなみに、私のテレワークに対する認識を申し上げますと、今、特段の施設がなくてもテレワークは可能です。既に南北相木にもそういった方が1人で来てやっています。東京の仕事を南相木でやっているんです。できるんです。そういう事実をちゃんと精査した上で、テレワークという事業を町に導入していただきたいと。その上で、本当に拠点施設というのが必要なかどうか。私は、これも初めに開所費2,000万があり、その後に地代どうするんだよ、漁組との関係はどうするんだよ、一体誰が使うんだと、担い手は誰なんだと、諸々の課題が出てくるわけです。全く事業計画づくりのイロハが、私にとってみればできていないんじゃないかと思います。以上を踏まえながらですね。私は、この事業計画づくりというものを、職員の研修事業にも使っていっていいだろうと。OJT（オン・ザ・ジョブ・トレーニング）ですね、仕事を通じてノウハウを学ぶと。事業計画づくりというのは、まさに新規事業を立ち上げるイロハの活動なんです。これを職員の方に課して、おまえだったらどういう事業をやるんだと。この手の新規事業については、国や県でもいろんなさまざまな予算措置をとっております。斬新な計画であれば、国・県の予算がついてきます。そういったものは職員が自らエントリーして、提案して、予算をとってくると、そういう職員に育て上げる、私だったらそう考えますけれども、町長の人材教育の職員に期待するものは何ですか、お聞かせください。</p>
<p>町 長</p>	<p>私が町長になってから知る限り、職員は今、渡辺さんのおっしゃったような努力はうんとしていると思います。</p>
<p>2 番議員</p>	<p>であれば、たぬきやの事業も親沢の事業もその他の事業も、もう少し職員が前面に立って計画立案できる、そういうシステムなりを採用したらどうかなと。それで、私はその一つの形式としてワークショップを提案させていただ</p>

きます。ワークショップ形式で1つの事業計画を立ち上げていくと。これは、もし可能なら、駅前商店街の活性化に向けて、ぜひ新しい手法で、第3の何というか、コンサルタントに任せるのではなくて、地域主導型で、そこに1割、2割の外部の実践者、或いはコンサルを入れて、住民主導で、地区住民主導で駅前をどうしたらいいかと考えていく、これをぜひ進めていただきたい。そのワークショップの運営の仕方を、逆に言えば職員に学んでいただきたいと。これから職員に求められる資質というのは、プラットフォーマーと言われる、多様な意見を1つのテーブルにのせて、利害関係を調整しながら1つの回答を見出していく力、これが非常に重視されています。みずから新規就農で泊まりに来た人をアテンドするというようなことは、民間に専門でそういう生活をしている人がいるから、任せればいいわけです。職員は、プラットフォーマーとして多様な意見を集約し、そこから新しい事業を効率的に運営する、その仕組みを考える力、これを研修のテーマにしていきたい。私の知り合いでも、それを生業にしている者がおります。特に、その中で重要なのは、内発型のエネルギーを導き出すということです。今、憩うまちこうみは、外の企業からの賛同を得て、それを生かそうとしていますけど、外からのエネルギーは、それが外から途絶えればそれで終わってしまう。内発型のエネルギーというのは地域にあるエネルギーを使うわけですから、そこにいかに付加価値をつけて情報発信性を高めて、事業収益が上がるような仕組みをつくるか、それを考えることが重要なんです。内発型の最も私が基本の要素としているのは教育と医療です。長期振興計画の懇談会で、佐久病院の由井先生が、駅前を私達なりに使う目論見を持っていますという風に話されました。これ、まさに内発型で、地域主導型の駅前再開発の大きな柱になるわけです。こういう方、或いは障がい者の支援事業、あそこに施設がありますよね。そういったものをこのテーブルにのせて、生かしていく。要は、外部の力に頼らないで、自らの地域を自ら担う。僭越な言い方すれば、私は、今ある程度企業は景気がいい、実感が乏しいという企業もありますけど。これがオリンピック以降、景気後退したときに、果たしてどこまで外部の企業が癒しということに対してお金を使い、町を支援し続けてくれるのか、疑問視するわけじゃないんですけども、そのことを踏まえながらまちづくりをしないと、その企業が撤収したときに、憩うまちこうみ事業は推進力を失う。これは、かつてのリゾートもそうだし、リエックスもそうでした。内発型でどう地場産業をつくり直していくか、そこをみんなの知恵を使って生かしていく、これが最も大事なことでございます。それを踏まえながら、

	<p>個々の事業計画をつくるということに、先ほど十二、三項目、ここをちゃんと踏まえながら新しい事業を立ち上げていくということをお願いしたい。最後に、ちょっと資料を遅ればせながら配らせていただきますけれども、個々の事業計画が十二、三項目である程度埋められるとすれば、それに対してどういう予算をつけるのかというのが、予算の話になります。この今お配りしたメモは、長野県の安曇野市でつくっている主要な施策の成果に関する説明書という、この中の一部でございます。予算項目があつて、成果の概要とか、どれだけ使ったとか、執行率はどのくらいとか、こういった事業総括表というのがつくられております。私も議員新人になって、予算書の読み方が非常に苦労しております。そのときに、こういう資料があれば非常に事業が見やすいし、わかりやすいし、また、職員の方も来年度の一般予算をつくるときに、これ去年こうだったから、来年はこうしようと、利用者が増えているから予算をもっと多くして充実させよう、或いは減っているんだから少し考え直そうと、そういう事業総括、これを示す何らかの資料が欲しいなと思って探していたら、これにぶち当たりました。市と町でおのずから規模、体制も違いますから、一朝一夕にはできないと思うんですが、ぜひ町長が進められている主要事業二つ三つ、先ほど提案されましたけれども、それらについて、これはこうなんだと、こういうことをもくろみにして、こういう成果を期待してやるんだと。しかしながら、初年度はこの程度でおさまってしまったと、次年度こそこうやって5年後の成果を目指して頑張ろうと、そういうメリハリのきいた予算立て、予算評価、それは同時に議員のほうにとっても、これがあればすごく質問しやすい、お互いに中身の濃い質疑ができるんじゃないかということで提案させていただきました。町長、これについて、結論はともかくとして、印象をお聞かせいただけますか。</p>
町長	<p>主要な施策の成果の概要という調書は、小海町にもございます。したがって、開示はしておりますので、どうぞごらんください。</p>
2番議員	<p>あるということですので、ちょっと私今まで見たことがないんで、ぜひ全協あたりで開示していただけますか、いかがですか。</p>
総務課長	<p>資料の8ページに、今回憩うまちについて出せというご指示でしたので、憩うまち事業の主要事業調書をお示ししてございますので、そちら全協と言わずここでご覧頂きたいと思っております。</p>
2番議員	<p>私も、この資料が議会とかそういったところだけで理解されるんじゃないかと、これがあることによって、職員の方も町民の方も理解できると、そういった意味で、私はこの事業を町民課なり教育委員会なり、もろもろのセクシ</p>

	<p>ョンで1事例ぐらいずつ挙げて、この憩うまちこうみに該当するような資料を作っていただきたい。私は、そういう意味では、先ほど言いましたように、まずはワークショップ形式で事業成果を出したいと。メンバーは、由井先生なんか言っている医療、商工会アルル、障がい者支援、社協、ボラ連、それから教育、図書館関係の皆さん、そういった、或いは移動販売車の大金君等、そういった方々を入れて、駅前の利活用のワークショップで、駅前をどうしたらいいか考えると。そのほかでも、教育委員会においては、電子黒板が入りましたので、その内容の充実のために、5年後には町独自のカリキュラムとして、地域学習の教本がつかれるような5年計画みたいなのはできないものだろうか、あるいは福祉や介護では、私は予防ケアを充実させたいということで、予防ケアは町民全員が受けられるような達成率の方程式はつくらなければいけませんけれども、そういう目標値を5年後までに掲げて、予防ケア100%のまちづくりという標語が打ち出せるような町にしたいと、包括はそうしたテーマ、教育委員会はそんな、例えばですよ。そういった形で、5年計画が町民の方にPRできるような、それが具体的に予算として反映されてつながっていくと、そういうメリハリのきいた長期振興計画レポートというものにあってほしいなと思っております。ちょっとはしょって説明しましたので十分ではないかもしれませんが、私のまちづくりの原点はPDCAでございます。プランを立てて、実行して、チェックして、そのチェックの成果を再びアクションにかえていくと、これがより見えやすく、やりやすい形にするために2つ、事業計画を見えるようにすると、それから事業計画に従ってつくられた予算書は、それが評価できやすいように表現すると。以上の2つの新たな課題について、全部とは言いませんから、せめて各課1つずつぐらい実行していただきたいと思うんですが、町長、いかがでしょう。</p>
<p>町長</p>	<p>たびたびすいません。そういう件につきましては、先ほど渡辺議員さん、職員がわかってないというような表現を、言い方しましたが、既に小海町ではそういった方法でやっておりますので、職員からの、下からの積み上げがここに出てくるということだけはご理解願いたいと思います。したがって、さっきからちょっと余り長くしゃべられたもんで、どこがどうだか、私の中でよく精査できない部分もありますが、今お聞きの部分は小海町の職員はやっておるということです。それに近いもの、或いはそういうものを行っているということで、下からの積み上げが最終的には私のところへ来るという仕組みになっていることだけはご理解願いたいと思います。</p>
<p>2番議員</p>	<p>そういうことであれば、そういうことでよしとせざるを得ませんし、という</p>

	ことは、これから職員の誰に聞いても的確な返事が返ってくるということで理解でよろしいですか。
町 長	はい。専門的なことは職員のほうがよくわかっていると思います。しかし、それぞれ人間ですから、例えば答えられない部分があったとしても、それは勉強ですので、ぜひ議員のカクシツとして、自分のそれだけの実績もあり、物を持っているのであれば、職員を育てる方向でですね、いっていただきたいと思います。
2 番議員	確かな返事なのかどうなのか、よくわからないんだけど、時間も迫っておりますんで、この辺で私の質問切り上げますけれども、少なからず、私は必ずしも職員の皆様が的確に答えているかどうか。例えば、課長さんクラスが一般質問に対して、後程、後程という事例が多々報告されていますよね。いやいや、他の議員もそういった指摘で、的確に質問するよということ、を9月の議会でも出ています。そういう事態を顧みますと、必ずしも今、町長の下からの積み上げででき上がっているんだという答弁は、いささか過大な評価ではないかと私は思っております。ただ、これはできた、できないという問題ですので、証拠を示せとかという訳にはいかないんだけど、そうであれば、今後の議会にもおいても、常にその場その場で的確な答弁がいただけるように、できていない場合には、今の町長の答弁はいささか点が甘いんじゃないかと言われても仕方がない、そういう理解でよろしいですか。
町 長	結構でございます。
2 番議員	はい、わかりました。以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。
議 長	以上で2番 渡辺均議員の質問を終わります。 ここで3時55分まで休憩といたします。 (ときに15時37分)
<u>第11番 新津 孝徳 議員</u>	
議 長	再開いたします。 (ときに15時55分) 次に、第11番 新津孝徳議員の質問を許します。新津孝徳君。
11番議員	第11番 新津孝徳です。冒頭にお断りいたしますけれども、前出の議員の皆さんがほとんどのことを質問しましたので、大変答弁側にも恐縮でございますが、重なる部分もあると思いますが、なるべく短時間で終わらせようと努力しますので、よろしく願いいたします。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。このたびの台風19号を顧みてということで、このた

	<p>びの台風19号は当町を始め近隣市町村から長野市まで、大変広範囲にわたり莫大な被害をもたらしました。全国的に見ても過去最大級であり、国家・国民において大変な損失であります。50年、100年に一度の被害と言われたりしますが、一生涯の思いで建てた住宅は流され、先祖代々の農地は荒れ放題、途方に暮れている方々の思いは想像を絶するところだと思います。近年の気候変動から見ると、毎年、日本のどこかで豪雨や台風の被害が起きており、予測が付きません。ふだんから備えておかないと間に合いません。まず最初に、19号の被災に直面してご苦労いただいた町長始め町職員の皆様には、大変感謝を申し上げます。そして、この台風を体験して、直面して思ったことを、まず町長からお聞きしたいと思います。</p>
町長	<p>台風19号関係につきましては、先ほどから何度かお話ししているとおりでありますが、私はこの議会を招集するときの挨拶にも申し上げたとおり、やはり長としての責任の重さ、そして判断を1つ間違えば大変なことになるという経験はさせていただきました。そして、失敗を恐れず大騒ぎをしろということで、今回、早目の対応ができたこと、それからやはりこう顧みますれば、消防団、それから諸々の区長さん、そして民生委員の皆さん、警察、消防署等々の大変大きな組織、そして大勢の皆様のお世話になり、人命の人的被害はなかったということを本当に感謝しております。したがって、やはり何事においても必要かと思われますけれども、先手を打つという、或いはこの災害等々につきましては、怖がらず、最悪の事態を考えるということが私は絶対必要だと思いました。そして、職員も夜通し業務に当たっていたわけですが、そういった中、結果的にはこういった形で終われたことを本当に感謝申し上げて、そして私もこれから自分の判断というものを常に研ぎ澄ませていかなければいけないということを、私は痛感いたしました。ほか、課長等々からそれぞれの結果、感想等をお話しさせていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。</p>
11番議員	<p>皆さんが述べていただくというのは、それで勿論あれですけれども、産業建設課長には、この資料の一応説明をしていただいた後、産業建設課長としての直感したあれですね、被災地を回ってのその感想といいますか、本当にその地主の立場に立った考え方か何かを出していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。それで、当初、資料請求と言いましたところ、事務局のほうからも、招集日の地図でよいかという話もございましたけれども、やはりあれでは小さすぎましたり色々で、ちょっと分からないということで、ここにまとめて提出していただきましたけれども、もしこの中で説明す</p>

	るところがあったら説明をお願いいたします。そこで、課長のご意見をお願いします。
産業建設課長	ご苦労さまです。それでは、資料つづりの9ページからお願いしたいと思います。9から15につきましては、今回、農地の関係がかなり固まっていた数字での資料というふうになっておりましたので、その部分を1件1件、国のほうへ査定に出す予定の地域ということで調書をまとめたものを提出をさせていただいております。全ての箇所を自分自身で回っておりませんので、部分部分の落ちがあるかという風には思いますけれども、行った、見た感想ですと、上から見たらそんなんでもないけれど、下から覗くと洗掘されているというような部分も多く見受けられました。台風は大変怖いものだなと。私も役場に入って初めてこの災害の関係の部署につきました。現在、職員、夜遅くまで査定の準備等をやっております。大変なところですがけれども、今後も、査定を受けた後、速やかに皆さんの農業、林業等が来年度スタートできるような形をとっていければなというふうに考えております。以上です。
11番議員	今、課長の申された通りだと思います。農地が、行ってみますと、やはり農地を荒らされて、その上まだ来年耕作に間に合わないというようなことがあれば、またこれが二重なことに重なってしまいますので、ぜひともその辺はまたお力添えをいただきたいと思います。それでは、私の質問がしつちやかめつちやかになっておりますので、ちょっと分かったところから質問させていただきますけれども、今のこの資料の中を見させていただきますと、国・県の補助事業が当然あると思いますけれども、町単独の事業、これとの区別というものは、私からすると小さいところが町のあれかなとか、主要でないところとか、色々見方はあるんですが、その辺を教えてくださいませんか。
産業建設課長	それでは、15ページの町単独の単費というところでありましてけれども、ここにつきましては受益者の関係もあります。受益者が2名以上で40万円以上の災害であれば、査定のほうへ上げていくというような状況ですがけれども、この中では受益者が少ないといったような部分がありましたので、町単独で行うというようなことになっております。よろしく申し上げます。
11番議員	あと、備蓄品とかいろいろ大変心配になるわけですがけれども、今度初めてこの避難勧告というか、避難誘導したというようなことで、その備蓄品がどうであったかと、その辺もひとつわかる範囲でお願いいたします。
町民課長	備蓄品につきましては、災害時に備えて各種の備蓄をしているところでございます。まず、役場の庁舎内に保存食、それから毛布、簡易トイレ、トイレ

	<p>ットペーパーなどが備蓄してございますが、今回は保存食と毛布を持ち出して使っております。それから、総合センターのほうに安眠セット、救急セット、毛布、安眠セットとございますのはマットと枕などがございます。安眠セットが1,450セット、それから毛布が700枚、救急セットという携帯ラジオとか懐中電灯などのセット、これが120セットということで、日赤長野県支部の救援物資ということで総合センターのほうに備蓄してありまして、これは避難所のほうでたくさん使わせていただきまして、大変助かっております。あとは、各地区、それから消防団などに投光機、発電機等が備蓄されております。今後、適切な更新、それから保管等、計画的に実施していきたいということで、何が必要かということが今回わかりましたので、また充実させてまいりたいと思っております。以上です。</p>
<p>11番議員</p>	<p>はい、ありがとうございます。今は足りていたと、今回はそういうお話ですけれども、やはり足りるからには、やはりどのくらいの人が避難されたのかということも1つの話になると思います。今回、東側ということで、私も川平だとか親沢、そちらが大変結構被害が大きかったですけれども、その中で回って見たところのお話では、この間、町長もお話しした通りでございますが、やはり「避難場所が川西であっては遠過ぎてちょっと、それだったら家にいる」と、そういうお話を聞きまして、もしそれで川が氾濫すればまたそれも大変なことになるし、それから先ほどの答弁で東側というようなお話もありましたけれども、その行く途中にもう崖崩れでもあれば、またその被害も想定されるということで、その辺の考えもまた聞きたいと思いますが、まずこの避難場所の今回の選定というののはどのようにして行ったところを聞きたいと思います。</p>
<p>町民課長</p>	<p>今回の避難所につきましては、前日の11日の日に午後、課長会議を開催しまして、12日の台風についてどういう対処していくかということで、12日の当日には9時に災害対策本部を立ち上げて、それから避難場所としましては、当初、八峰の湯を考えたこともありましたけれども、倒木などのおそれがあって、停電した場合、避難所としては不適切であろうということで、まず総合センターを、明るいうちの避難が一番でございますので、朝10時から総合センターを避難所として開設と。それから、ご高齢の方とか要介護とございますか、お一人では自力では動けないような方々は社協、それから包括、民生委員さんの情報をもとにしまして、個々にやすらぎ園のほうへ避難をしていただくということで、明るいうちから動いております。その後、相木川、千曲川のほうの水位上昇ということがありまして、総合センターもか</p>

	<p>なりいっぱいになってきましたので、役場の方を第2の避難所ということで開設したという経過でございます。ちなみに、避難された方は、総合センターへ49世帯91名、やすらぎ園へ19世帯21名、役場へ26世帯59名、それから中村公民館へ5世帯13名、合計で99世帯184名の皆さんが避難されまして、次の日の朝にはお帰りになっているという状況でございます。以上です。</p>
11番議員	<p>ただいま伺いますと、大変大勢の方が避難されたんだということを今私は思っております。そして、私は区長さんに、親沢・川平は親沢集会場ではないのかという話をしましたら、そういうことは聞いてないというお話でしたけれども、その辺が漏れたというようなあれは、町からすればそれは当然1カ所とかそういうところのほうがやりやすいんですけども、その辺についてはいかがでしょうか。</p>
町民課長	<p>地区ごとの避難施設というのが、うちのほうでも固まっていないといえますか、本当に安全なところというのを、なかなか中身についての精査が足りないということを重々感じましたので、これからのマニュアルづくりの中で、本当にきめ細かな地区ごとの避難施設、避難場所というものはっきりと明示をして、皆さんにお伝えしていくということが大事だと思っております。以上です。</p>
11番議員	<p>やはり、山の中と申しますか、過疎地でありますので、老老世帯または一人住まい、そういう方が多くてですね。今回みたいな水が沢山出ますと、やはり若い人たちもそちらのほうに気をとられちゃっていて、そういう人たちの避難になかなか手が回らないというのが、今回は実情だったのではないかと思います。ただいまの課長が答えられたように、今後、こういうことがまたないとは限りませんので、ぜひともいろんなことを想定されて、また検討していかなければならないんじゃないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。それで、1点は、今回の台風は予想に反しましてと申しますか、雨がものすごく多くて、風がなかったわけですね。これでもし風があれば、もっとひどいことになったのかどうかということも想定できるわけですけども、信毎の記事にですね、原村の電柱のそばの電源の近くの整備という問題が出ておりましたけれども、私も前もそういうお話をさせていただいたことがありますけれども、やはり山に入るほどそういう危険な場所が多いわけです。そうしますと、電気がなくなる、それから土砂崩れがあるということになると、やはり孤立する可能性が大になってくるというようなことからして、その辺については何かお考えがあるか、またはどのようにしていきたい</p>

	<p>というような気持ちがあったらお願いいたします。</p>
町民課長	<p>やはり、被害の中で停電、それから断水というものが一番我々に直結してくる問題だと思っております。公共施設におきましても、自家発電施設のないところとかございますので、そういうところの対応もしっかりしていかなければならないですし、電気につきましては、先ほどご質問もありましたけれども、電力会社との情報のやりとり、それから協定等の話し合いというものも大事だと思っておりますし、森林の整備ということも災害につながってくることだと思いますので、また対応につきましては皆様のご意見を聞きながら、必要な整備を考えていきたいと思っております。</p>
11番議員	<p>今度、産建の課長にお聞きしたいと思っておりますけれども、今回、水がものすごく出たということで、川の近くの被害がものすごく大きいものがありました。それで、そこを見させていただいたときに、昔、消防で木流しということをやったことがあって、それ大変効果があるということは私どもも分かっているわけですが、今回、逆に今、山が荒れておりまして、その木が流れている上のほうから、逆に今度はその他の方へ回ってしまうと、水が。そういうところもこれ影響しているんじゃないかというようなところも見受けられたんですけれども、なかなか今、誰が整備できておる、なかなか手が入らないというところでありまして、河川とその隣地の境界というようなものは、どのような見方をすればいいのか、その辺はわかりますか。</p>
産業建設課長	<p>河川との境界等については、図面を見ればという言い方はあれなんですけれども、現状ですと、護岸整備をされている先の概ね2メートルぐらいが河川というような状況ではないかなというふうに思っています。また、詳しいことは、私も調べてお答えをさせていただければなというふうに思います。よろしくお願いします。</p>
11番議員	<p>やはり、河川といいましても、普段水が少ないときは別に問題ないわけですが、その水位が上がってくると、境界がどこまでいくのかということも我々にも想定はできるというか、想定しがたいところもあるんですけれども、やはり今、そういうふうに農地以外のところでも大変荒れているところが多くて、そういう問題が出てきているということで、自分にも戒めとして、逆にそういうところのできる限り整備もしていかなければ、こういうことが起こる可能性があるかと、そんなふうに思った次第であります。また、その辺も今後の対策ということの中で、ちょっとわかりづらいところではありますけれども、また考えられたらよろしくお願いをしたいと思っております。それでは、あれですかね。ほかの課長の皆様で、何か今回の台風に当たって</p>

	の感想がある方いらっしゃいましたらお願いします。なければ結構ですよ。
議 長	ないですか。いいですか。
11番議員	先ほどから長野県の話も出まして、例のC O P 25のことですけれども、三度目でまことに恐縮ですけれども、あれも知事が小泉環境大臣との会談の中で、やはりこれだけの被害があったところからその問題が起こったということを変に評価しているということで、それを今度の会議の中で発表したいというふうに言われたことは、やはりこれからますます温暖化が進むんじゃないかと、そういうことが思われるわけでありまして。50年、100年に一度でも大変なのに、これがもししょっちゅう来られたら、もうこれは本当にどうにもならないわけでありまして、これは本当に国から初め国民そろってこれは考えていかなければならないことだと思いますけれども、先ほども同じような意見が出ましたけれども、本当に長野県がやるということになれば当然、小海町もそれに沿っていくというのが普通だと思いますが、その辺について一言だけ、町長、よろしくご意見をお願いしたいと思っております。
町 長	先程もそういったお話しありましたけれども、やはり我々が自然環境を整えていくという、そういう姿勢が絶対必要だと思います。太平洋の水温を下げるという膨大な目的、あるいはC O ₂ ゼロというような形になっていくかと思っておりますけれども、微力ではございますが、我々もできることは積極的にやっていきたいと思っております。
11番議員	はい、ありがとうございました。ただいまの東京の首都直下地震のことも今、本当に集中して今やっておられますけれども、やはりあそこでもし起こればというようなことで、本当に今回のような大災害を一応想定して取り組んでいかなければならない、そういうときが来てしまったというような気がしますので、ぜひとも今後、前以上にですね、より慎重に取り組んでいただくことを希望いたします。次に、この議場、傍聴席側の聞こえ方についてということで、前々からお話もございました。黒澤町長になる前にもそういう話があったわけですが、そういうことでまだ、何か工事をしたという記憶はない。そういうことで、10月の31日ですか、高校生の議会の際に私も傍聴席で聞かせていただきましたが、そのときは本当に聞きづらくて、多くの方が「よく聞こえないね」と言っていました。それで、やはり傍聴に来てください、ぜひ来ていただきたいということであれば、それを改善していかなければいけないということで、今日も私も後ろの傍聴席に近いほうですのでいましたところ、今日は大変よく聞こえておりました。それで、傍聴に来ておられる方にもお聞きしましたところ、「大変よく聞こえている」

	ということで、この変化は何だったのか、もしわかったらちょっとお願いします。
総務課長	これにつきましては、システムの使い方がよくわかっておらず、ボリュームが下がっていたということで、ボリュームを上げたら聞こえるようになったということでございます。
11番議員	以前もそのようなあれがありまして、ボリュームを上げてくれろと言いましたら、かぶっちゃってだめだった状況があったと思うんですが、ちょっと聞いたところによると、後ろのスピーカーが何か稼動していなかったんじゃないかという話があったんですが、その辺ないですか。
総務課長	そういうことだそうです。後ろのスピーカーからよく音が出てなかったと、それを出るようにしたから聞こえるようになったということだそうです。
11番議員	それはどのようにしたら出たのでしょうか、それは業者を入れたんですか。
総務課長	この一般質問の通告をいただいて、どういうふうにしたら改良ができるか検討しました。とりあえず、業者を呼んで様子を聞いてみるということで、議会事務局のほうで対応しましたら、その来た業者さんが、ここをこういう風にやれば聞こえるようになるよというアドバイスをしていただいたということで、聞こえるようになったようでございます。
11番議員	大変ありがとうございました。よく聞こえるようになったということで、結構だと思います。しかし、そのくらいのことになったということは、今までのやはりちょっと取り組みがうちはだったのじゃないかと、もう少しよく研究して取り組んでいけば、もっと早くからよく聞こえたんじゃないかと。これだけ立派な議場ですので、その辺をですね、今回のこの件だけにあらず、他のことにも、また細かいところにも気を使っただきまして、今後ともよりよい傍聴ができますようよろしく願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。
議長	以上で第11番 新津孝徳議員の質問を終わります。
<u>○ 散 会</u>	
議長	以上で本定例会の一般質問は終了いたしました。 なお、今後の予定といたしまして、明日10日午前10時から現地視察を行います。視察箇所につきましては、主な災害箇所と親沢の移住体験施設です。服装は作業着で、長靴をお願いします。また、現地視察終了後、全員協議会を行います。これをもちまして本日は散会といたします。ご苦労さまでした。 (ときに16時24分)

令和元年第4回	
小海町議会定例会会議録	
「第 15 日」	
* 開会年月日時	令和元年12月18日 午後 3時00分
* 閉会年月日時	令和元年12月18日 午後 4時03分
* 開会の場所	小海町議会議場
会議の経過	
<u>○ 開 会</u>	
議 長	<p>皆さんこんにちは。今月4日に開会されました令和元年第4回定例会であります。本日は最終日となりました。この1年を振り返ってみますと、定例会4回、臨時会5回がありました。その議会のたびに様々な課題のあった1年ではないかと思えます。改めて理事者及び職員の役割そして議会議員の役割が問われたのではないかと思えます。地方自治の根幹であります、2元代表制の中で理事者と議会のお互いの役割をもう1度認識していただくことが大切ではないかと思われました。この1年の教訓が今後の行政、議会運営に活かされていくことを望むところであります。本日は最終日であり今年最後の議会であります。議事日程にあります各議案につきましてはそれぞれの常任委員会において審査をお願いしてあります。その審査内容の報告に続いて質疑、討論、採決をお願いするものであります。円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。只今の出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。</p>
<u>○ 議事日程報告</u>	
議 長	本日の議事日程は、お手元に配布し申し上げたとおりであります。
<u>日程第1 「諸般の報告」</u>	
議 長	<p>日程第1、「諸般の報告」を行います。</p> <p>議長としての報告は、議事日程つづりの3ページに申し上げてございますので、ご確認の程をお願いいたします。その他、報告事項のある方は、</p>

	お願いいたします。以上で諸般の報告を終わります。
日程第2 「行政報告」	
議 長	日程第2「行政報告」を行います。 町長から報告がありましたら、お願いいたします。黒澤町長。
町 長	皆さんおはようございます。 本日最終日となりましたが、15日間におよぶ第4回定例会大変お疲れ様でした。本日はすべての議案について可決ご決定賜りますようお願い申し上げます。それでは3件についてご報告いたします。 まず1点目ですが、この開会中に行われました災害査定について査定状況をご報告いたします。農林災害につきましては申請219,698千円に対して査定額は187,885千円、査定率85.5%、公共災害につきましては、査定が明日までかかるということで、金額は確定しておりませんが、申請額205,000千円に対して査定率は80%程度ということで、まずまずの査定結果となるようです。年が明けましたら、緊急性の高い箇所から順次復旧を進めてまいります。 次に2点目でございます。14、15日の2日間松原湖スケート大会中学校の部が開催され、開会式には議会の皆さんにもおいでいただき、大変応援いたおかげで、小海中学校は男女とも総合優勝という素晴らしい結果となりました。今後県中や2月1日から4日間行われます、長野市Mウェーブでの全中でも活躍されることを期待しております。 3点目ですが、以前から議会側からも要望されておりました佐久学園との連携協定ですが、この26日午前10時から町長室におきまして盛岡理事長にお越しいただき調印式を行います。議会側からは鷹野議長さんのほか、当初よりご苦勞いただいております篠原伸男議員と有坂辰六議員にも同席していただくことにいたしました。今後、地域の保健・医療・福祉の振興、人材の育成等について連携を強化していきたいと考えております。町長の報告は以上です。
議 長	他に行政報告がありましたらお願いいたします。
総務課長	【憩うまち拠点施設の設計についての報告】
議 長	以上で行政報告を終わります。 本日、会議事件説明のため出席を求めたものは、町長・副町長・教育長・会計管理者・各課長・教育次長・所長であります。

○ 議案の上程	
議 長	それでは順次議案を上程いたします。
<u>日程第3 「議員派遣の件」</u>	
議 長	日程第3、「議員派遣の件」を行います。事務局長に朗読を求めます。 (事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。お諮りいたします。 議事日程つづりの4ページ、5ページに申し上げた「議員派遣の件」のとおり、議員を派遣したいと思います。これにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議事日程つづりの4ページ、5ページに記載のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。
<u>日程第4 「議案第42号」</u>	
議 長	日程第4、議案第42号 「議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 総務産業常任委員長 小池捨吉 君。 (委員長報告—可決と決定)
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。 (質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。 (討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから議案第42号を採決いたします。 委員長の報告は、可決であります。 議案第42号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。

(挙手全員)	
	<p>挙手全員と認めます。 したがって議案第42号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。</p>
<u>日程第5 「議案第43号」</u>	
議 長	<p>日程第5、議案第43号 「特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 総務産業常任委員長 小池捨吉 君。</p>
(委員長報告—可決と決定)	
議 長	<p>委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>
(質疑なし)	
議 長	<p>これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。</p>
(討論なし)	
議 長	<p>これで討論を終わります。これから議案第43号を採決いたします。 委員長の報告は、可決であります。 議案第43号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。</p>
(挙手全員)	
議 長	<p>挙手全員と認めます。 したがって議案第43号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。</p>
<u>日程第6 「議案第44号」</u>	
議 長	<p>日程第6、議案第44号 「特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長</p>

	より審査結果の報告を求めます。 総務産業常任委員長 小池捨吉 君。
	(委員長報告—可決と決定)
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから議案第44号を採決いたします。 委員長の報告は、可決であります。 議案第44号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。 したがって議案第44号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
<u>日程第7 「議案第45号」</u>	
議 長	日程第7、議案第45号 「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 総務産業常任委員長 小池捨吉 君。
	(委員長報告—可決と決定)
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから議案第45号を採決いたします。 委員長の報告は、可決であります。

	議案第45号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議長	挙手全員と認めます。 したがって議案第45号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
<u>日程第8 「議案第46号」</u>	
議長	日程第8、議案第46号 「特別職の職員で常勤の者等の旅費に関する条例について」を議題といたします。本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 総務産業常任委員長 小池捨吉 君。
	(委員長報告—可決と決定)
議長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議長	これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議長	これで討論を終わります。これから議案第46号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第46号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議長	挙手全員と認めます。 したがって議案第46号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
<u>日程第9 「議案第47号」</u>	
議長	日程第9、議案第47号 「職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 総務産業常任委員長 小池捨吉 君。

(委員長報告—可決と決定) (委員会からの要望事項—1件)	
<総務産業常任委員会からの要望事項> ・議会提出される資料について図面等を使用する場合には、具体的に見やすく分かりやすい資料提出により進められたい。	
議 長	ただ今の総務産常任委員会からの要望事項に対する町長の答弁を求めます。黒澤町長。
<総務産業常任委員会からの要望事項に対する答弁> ・ただ今の件につきましては、鋭意努力しご要望に沿えるようにしたいと思います。	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第47号を採決いたします。 委員長の報告は、可決であります。 議案第47号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。 したがって議案第47号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
<u>日程第10 「議案第48号」</u>	
議 長	日程第10、議案第48号 「小海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 民生文教常任委員長 古谷恒晴 君。
(委員長報告—可決と決定) (委員会からの要望事項—1件)	
<民生文教常任委員会からの要望事項> ・町の障害福祉計画策定に関し、障害者福祉施設の建設にあたっては、近隣町村と連	

携をとって、施設整備について協力を得たうえで進められたい。	
議 長	ただ今の民生文教常任委員会からの要望事項に対する町長の答弁を求めます。黒澤町長。
<p>＜民生文教常任委員会からの要望事項に対する答弁＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者福祉施設の建設に際しましては、近隣町村のニーズや意向を十分に把握し連携をとった上で障害者の皆様へのサービス向上につながる整備計画を進めて参ります。 	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第４８号を採決いたします。 委員長の報告は、可決であります。 議案第４８号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。 したがって議案第４８号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
<u>日程第１１～１５ 「議案第４９号～議案第５３号」</u>	
議 長	日程第１１、議案第４９号から日程第１５、議案第５３号については一括して議題といたします。 本案については、予算決算常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 予算決算常任委員長 井出幸実 君。
(委員長報告—可決と決定) (委員会からの要望事項—３件)	
<p>＜予算決算常任委員会からの要望事項＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施にあたっては、予算説明通りに実行し、万が一大きな変更が生じた場合及び生じる見込みの場合は、事務処理規則に則り、事業の適正な書類整備を行い、速やかに直近の議会にて説明をするよう要望する。 ・ 公共施設の建設及び改修においては、トイレのジェンダーフリー化を研究されたい。 	

<p>また、憩うまちこうみ事業で改修中の拠点施設に更衣室の設置を検討されたい。</p> <p>・台風19号における災害復旧において、復旧箇所の調査もれがないよう精査し、きめ細やかな支援をお願いしたい。</p>	
議 長	<p>委員長報告に対する質疑は、全議員出席の委員会でございますので省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。</p>
(異議なし)	
議 長	<p>異議なしと認めます。ただ今の予算決算常任委員会からの要望事項に対する町長の答弁を求めます。黒澤町長。</p>
<p>＜予算決算常任委員会からの要望事項に対する答弁＞</p> <p>・ご要望のとおり、各事業において大きな変更が生じた場合や生じる見込みのある場合は、直近の議会において説明させていただきます。</p> <p>・トイレのジェンダーフリー化につきましては、今後先進地の事例等を研究し、世間の流れに沿った取り組みを検討いたします。更衣室の設置につきましては、この施設を使う方は松原湖周辺の宿を利用される方を想定していますので、着替えについては宿で行うようにしたいと考えております。</p> <p>・災害復旧につきましては被災された皆様の立場になり、できる限りきめ細かな支援をしてまいりたいと思っております。</p>	
議 長	<p>これより日程第11、議案第49号「令和元年度小海町一般会計補正予算（第5号）について」の討論を行います。</p> <p>討論のある方は挙手をお願いいたします。</p>
(討論なし)	
議 長	<p>これで討論を終わります。これから議案第49号を採決いたします。</p> <p>委員長の報告は、可決であります。</p> <p>議案第49号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。</p>
(挙手全員)	
議 長	<p>挙手全員と認めます。</p> <p>したがって議案第49号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>つづいて日程第12、議案第50号「令和元年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」の討論を行います。</p> <p>討論のある方は挙手をお願いいたします。</p>
(討論なし)	
議 長	<p>これで討論を終わります。これから議案第50号を採決いたします。</p> <p>委員長の報告は、可決であります。</p>

	議案第50号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議長	挙手全員と認めます。 したがって議案第50号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
議長	つづいて日程第13、議案第51号「令和元年度小海町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について」の討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議長	これで討論を終わります。これから議案第51号を採決いたします。 委員長の報告は、可決であります。 議案51号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議長	挙手全員と認めます。 したがって議案第51号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
議長	つづいて日程第14、議案第52号「令和元年度小海町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について」の討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議長	これで討論を終わります。これから議案第52号を採決いたします。 委員長の報告は、可決であります。 議案52号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議長	挙手全員と認めます。 したがって議案第52号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
議長	つづいて日程第15、議案第53号「令和元年度小海町水道事業会計補正予算(第1号)について」の討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)

議 長	これで討論を終わります。これから議案第 5 3 号を採決いたします。 委員長の報告は、可決であります。 議案 5 3 号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。 したがって議案第 5 3 号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
<u>日程第 1 6 「陳情第 1 2 号」</u>	
議 長	休憩前に引続き会議を開きます。 日程第 1 6、陳情第 1 2 号 「最低制限価格の設定に関する陳情書について」を議題といたします。 陳情第 4 号については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 総務産業常任委員長 小池捨吉 君。
(委員長報告—継続審査と決定)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから陳情第 1 2 号を採決いたします。 委員長の報告は継続審査であります。 陳情第 1 2 号を委員長報告のとおり継続審査と決定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。 したがって陳情第 1 2 号は、委員長報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。
<u>日程第 1 7 「議案第 5 4 号」</u>	

議 長	日程第17、議案第54号 「第6次小海町長期振興計画について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。
	(総務課長説明)
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。
2番議員	私は全員協議会でもいくつか指摘させていただきました。原則、これからの行政施策の諸々のプランをしっかりと作りそれが実行されてその実行成果をキチンと総括して次の計画に反映するという施政方針を大前提としながらそれでは5ヶ年の計画がどこでどのように総括されているのか、それが6次の計画にどのように反映されているのか、そして更にそれが5年、10年後にどういう姿で町を描き切れるのか、そういうメリハリが果たしてこの調査報告書で、提案された報告書で示されているのかどうか、甚だ疑問ではないかと思っておりますがそこについてはどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。
総務課長	この計画につきましては、ご承知頂いてる通り、町民アンケート、それから町民との懇談会、それから各区からの要望等、汲み取った中で計画に反映をしております。5ヶ年計画とおっしゃいましたが、第5次の計画のことだと思いますけれども、やはり第5次の計画についても先程申し上げましたように、計画したことにつきましてはほぼ取り組んでできると、まあ中にはできてない部分もあるかと思っておりますけれども、それはまた今後の課題として捉えております。渡辺議員さんのおっしゃることもあれなんですけど、やはり私たちもこれだけのスタッフで町民の皆さんの意見を聞きながら取り組んでいるということで、渡辺議員さんおっしゃるPDCAについても毎年毎年審議会を開いて皆さんからご意見を伺った中で、それから町の中でも議論をした中で3年ごとにローリング、ローリングは毎年やるんですけれども、1年間やったことを見直して次の年に生かせるような形できちっとPDCAということにつきましてはやっているつもりですのでご理解を頂きたいのと、また議会の中で何かご指摘がございましたらしていただきたいと思っております。以上です。
2番議員	わかりました。それでただ今、町民の意見、アンケート、懇談会、区の要望等、これに反映させてるっておっしゃいましたけれども、もしそう申されるのであればレポートの中に、折々に懇談会とか、アンケート結果とか織り交ぜて施策の方につなげて表現してもらいたいと、中身はと

	<p>もかくとしてそういった、やったことと書いてあることがうまく連動してないと編集の中でですね、それで更に全協でも申しあげましたけれど「こういうことをやります」という事業施策につままして個々の施策がどういう予算立てをしてるかっていうところに番号を振っていただいて町民の方に私たちが訴えた要望はこの章にこのように書かれて予算的にはこのように予算立てがされているんだなあという風にわかりやすく印刷というか、レポートの編集をお願いしたいと思うんですがそれはいかがでしょうか。</p>
総務課長	<p>ここに前期5ヶ年計画ですとか財政計画につまましても載せてごさいます。ただ今ご指摘いただいたことにつまましては網羅出来ているんじゃないかというつもりでおりますが、もし不足のようであればこの次の時に生かしていきたいという風に思います。</p>
2番議員	<p>わかりました。ここまできてあまり色々言うつもりはございませんが、町民の方に理解しやすくというのは非常に大事なことだと思います。私の耳にもアンケート結果はどこに反映されているんだ、そもそのアンケートの調査の設定仕様自体が果たして5次の計画の総括をするような形になっていないんじゃないか。というような意見もありまして、悪い表現で言えば網羅的で、散文的で、もっと悪く言えば思い付き的な表現ではなくて、夢と一緒に共有できるような長期振興計画レポート、で、これを誰が読んでも「町はすごいね」と「結構頑張ってるね」と言われるような形で私はぜひ編集していただきたいと思いますのでその点はもう1度文章等を再考頂くことはできませんでしょうか。お願いいたします。</p>
町長	<p>先般も申しあげた通り、職員は一生懸命やっております。そしてまあ出た結果についてはこうだというお示しをしたところでございます。したがって、この内容で進めたいと思いますが渡辺議員さんがここぞというところはぜひ、今、質疑ですから聞いてることに対してはちゃんと答えます。それからこの町をよくしたいと、元気にしたいという思いは一緒だと思いますがやはり職員にやる気を持たせる、或いは職員がやっていることに対しての部分については褒めてやっていただきたいという部分が多少あるということをご理解いただきたいと思います。</p>
議長	<p>渡辺君、3回超えています…。どうしてもですか。あの、端的に言ってください。渡辺均君。</p>
2番議員	<p>わかりました、私は決して職員の方が云々かんぬんということをお願いしているわけではなくてやはり読みやすい文章で町民の方々が読んでも分かる、そういうことを要望してるわけでごさいます。以上でごさいます。失礼しました。</p>

議 長	他に質疑のある方はございますか。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
8 番議員	私は賛成の立場で討論をしたいと思います。私が考えるに一番の問題点は長振計画が絵に描いた餅にならぬよう、しっかりと計画に沿って実行していただきたいと思います。以上です。
議 長	他に討論のある方はございますか。これで討論を終わります。これから議案第 5 4 号を採決いたします。本案を原案の通り可決することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。 したがって議案第 5 4 号は、原案のとおり採択することに決定いたしました。
議 長	次に各常任委員長、議会運営委員長から、それぞれ閉会中の所管事務等の調査の申し出がありました。 お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務等の調査に付することにご異議ございませんか。
(異議なし)	
議 長	異議なしと認めます。 したがって、各常任委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務等の調査に付することに決定いたしました。 ここで町長より発言を求められていますのでこれを許します。黒澤町長。
町 長	令和元年第 4 回議会定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。1 2 月 4 日から本日 1 8 日までの 1 5 日間 たいへんお疲れ様でした。ただ今、ご提案申し上げました議案につきましていずれも可決決定をいただきました。誠にありがとうございました。一般質問や各委員会でのご意見、ご提言、要望事項などにつきましては、改めて再確認をしましてしっかり検討をして進めてまいります。台風 1 9 号による災害復旧工事につきましては 早期な着実な方向に向け努めてまいります。これから令和 2 年度の予算編成が始まります。第 6 次長期振興計画を基本に据え、議員の皆様、町民の皆様のご要望等を拝聴し私の公約も含め「挑戦」「新鮮」「実行」の気概を奮い起こし「住みやすい町」、「元気な町」を目指して進んでまいりたいと思います。引き続き町政に対しましてあたたかい叱咤激励をよろしくお願い申し上げます。以上、閉会にあたっての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。
議 長	閉会の前に議会事務局長より発言がありますのでお願いいたします。井出議会事務局長。

<p>議会事務 局長</p>	<p>先程議員派遣の件で1件落ちておりましたので追加をさせていただきます。議会運営研修会開催ということで令和2年1月31日（金）長野市、関係議員という形で追加をさせていただきます。大変失礼いたしました。以上でございます。</p>
<p><u>○ 散 会</u></p>	
<p>議 長</p>	<p>以上をもちまして本定例会に提案されました議案に対する審議は、すべて終了いたしました。これにて令和元年小海町議会第4回定例会を閉会といたします。ご苦勞様でした。</p> <p style="text-align: right;">（ときに4時03分）</p>